

会議概要

平成16年6月8日

開催した会議の名称	第1回佐賀県立福祉施設あり方検討委員会
開催日時	平成16年5月25日(火)午前10時から12時まで
開催場所	(所在地)佐賀市城内1-3-13 (会場名)若楠会館 天山の間
出席者	新富委員、池田委員、北岡委員、倉田委員、齊場委員、田口委員、 諫山委員、井上委員、山口委員、長澤委員、本告委員、森委員、 青山委員、中原委員、迎委員、吉村委員、大坪委員、永松委員、 松尾委員、荒金委員、重藤委員 事務局：奥村副本部長、山口地域福祉課長、永石母子保健福祉課長、 藤田長寿社会課長、船津障害福祉課長 他10名
会議の公開・非公開	公開
傍聴者の人数	30人
会議の概要	<ol style="list-style-type: none">1. 委員長及び副委員長の選出について 委員長は、事務局から案を示し、全委員承認により新富委員が選任され、副委員長については池田委員を委員長が指名された。2. 委員会の公開について 事務局から、委員会の公開、会議概要、議事録の公開、部会の取扱い、委員会の傍聴及び傍聴者の定員などについて説明し、原則公開での実施、傍聴者定員30名(会場の都合により増減)、議事録には発言者名を記載しないことなどについて決定された。3. 県立福祉施設のあり方検討について 北岡委員から滋賀県での取組事例を紹介された後、各委員から福祉に関する全般的な意見などを順次発言された。4. 次回開催予定について 次回は7月5日(月)に開催することとなった。

会議資料	会議次第：第1回佐賀県立福祉施設あり方検討委員会次第 資料1：「佐賀県立福祉施設あり方検討委員会」委員名簿 資料2：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会設置要綱 資料3：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会の公開について 資料4 1：あり方検討に当たっての背景等について 資料4 - 2：「あり方検討に当たっての背景等について」関連資料 資料5 - 1：県立福祉施設概要(一覧) 資料5 - 2：県立福祉施設概要(施設別) 資料6：佐賀県立福祉施設あり方検討委員会検討スケジュール(案) 資料7：設置・主体別施設数の状況(全国)
------	---

第1回 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会次第

日時：平成16年5月25日（火）

10:00～12:00

場所：若楠会館 天山の間

1 開 会

2 あいさつ

3 委員紹介

4 議 事

(1) 委員長及び副委員長の選出について

(2) 委員会の公開について

(3) 県立福祉施設のあり方検討について

(4) 次回開催予定について

5 閉 会

「佐賀県立福祉施設あり方検討委員会」委員名簿

区 分	所 属	役 職	氏 名
学識経験者	長崎大学	名誉教授	いけだ たかよし 池田 高良
	滋賀県社会福祉事業団企画事業部	部長	きたおか けんごう 北岡 賢剛
	西九州大学大学院	教授	くらた やすみち 倉田 康路
	佐賀大学医学部	教授	さいば みとし 齊場 三十四
	佐賀大学高等教育開発センター	センター長	しんとみ やすひさ 新富 康央
	佐賀女子短期大学	助教授	たくち かづこ 田口 香津子
福祉サービス提供者	知的障害者更生施設 富士学園	園長	いさやま しんじ 諫山 眞司
	児童養護施設 慈光園	園長	いのうえ さだよし 井上 定保
	特別養護老人ホーム 桂寿苑	主任介護 支援専門員	やまぐち としのぶ 山口 敏伸
福祉サービス利用者等	佐賀女子短期大学	国際交流 センター長	ながさわ まさはる 長澤 雅春
	佐賀県手をつなぐ育成会	副会長	もとおり みよこ 本告 ミヨ子
	呆け老人をかかえる家族の会佐賀県支部	支部代表	もり くみこ 森 久美子
経営者・労働者関係	佐賀県経営者協会	専務理事	あおやま ゆうじ 青山 祐二
	日本労働組合総連合会佐賀県連合会	女性委員長	なかはら しょうこ 中原 昭子
ボランティア・NPO関係	佐賀県ボランティア連絡協議会	副会長	むかい ともこ 迎 知子
	NPO法人たすけあい佐賀	副代表	よしむら かよこ 吉村 香代子
公募委員	公募委員		おおつぼ たけひろ 大坪 武裕
	公募委員		ながまつまんいちろう 永松 万一郎
	公募委員		まつお いつよ 松尾 イツヨ
行政関係者	佐賀市保健福祉部社会福祉課	課長	あらかね けんじ 荒金 健次
	佐賀県健康福祉本部	本部長	しげとう かずひろ 重藤 和弘

各区分毎に五十音順。敬称略。

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 福祉を取り巻く状況の変化や制度改革の動向などを踏まえ、県と民間との役割分担を明確にし、時代にあった福祉サービスの向上を図るため、効率的な行政運営や県民との協働の観点から、県立福祉施設の今後のあり方について民間への移管・委託を含めて検討することを目的として、県立福祉施設あり方検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行い、知事に報告する。

- (1) 県立福祉施設の今後のあり方に関する事項
- (2) その他この委員会の目的達成のために必要な事項

(委員)

第3条 委員会の委員は、学識経験者、福祉サービス提供者、福祉サービス利用者等、経営者・労働者関係、ボランティア・NPO関係、公募委員及び行政関係者をもって構成する。

- 2 委員は、別表のとおりとする。
- 3 委員の任期は、第2条に定める事項について、知事に報告する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じ委員長が召集して開催し、委員長が議長を務める。

- 2 委員長は、必要と認めるときは、会議に学識経験者その他関係者の参加を求めることができる。

(部会)

第6条 委員会は必要に応じ、特定の事項を協議するため、部会を置くことができる。

- 2 部会の運営に必要な事項は、別途定める。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、佐賀県健康福祉本部企画・経営グループに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月12日から施行する。

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会の公開について

平成16年5月25日

審議会等の会議の情報提供に関する指針

(制定 平成15年9月12日付け広第626号総務部長通知)

(改正 平成16年3月31日付け企調第2148号総務部長通知)

第1 目的

この指針は、審議会等の審議等の状況を県民に明らかにし、もって開かれた県政を推進するため、審議会等の会議に関する情報の提供について必要な事項を定める。

第2 対象

対象となる審議会等は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置された附属機関及び要綱等により設置された協議会、委員会等とする。

第3 会議の公開の基準

審議会等の会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、当該会議を公開しないことができる。

- (1) 法令等の規定により会議が非公開とされている場合
- (2) 佐賀県情報公開条例（昭和62年佐賀県条例第17号。以下「情報公開条例」という。）第6条各号に掲げる非開示情報に該当すると認められる事項について審議、審査又は調査等（以下「審議等」という。）を行う場合
- (3) 会議を公開することにより、当該会議の公正又は円滑な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

法令秘密情報、個人情報、
法人事業活動情報等

第4 会議の公開又は非公開の決定

- (1) 審議会等の会議の公開又は非公開の決定は、第3に定める会議の公開の基準に基づき、審議会等の長が、当該会議に諮って行うものとする。

なお、公開の会議中において、会議を非公開とすべきであると認められるに至った場合は、審議会等は、会議を非公開とすることができるものとする。

- (2) 審議会等は、会議の審議等の事項に非公開とする事項とそれ以外の事項がある場合において、審議会等を分離して行うことができると認められるときは、非公開とする事項に係る部分を除いて会議を公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにするものとする。

第5 公開の方法等

- (1) 審議会等の会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該審議会等の長が会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 審議会等は、会議の傍聴を認める定員をあらかじめ定めるとともに、会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等の長は、会議を公正かつ円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

傍聴要領を定め、傍聴者に周知する。

第6 会議開催の周知

審議会等は、会議を開催するに当たっては、当該会議を開催する日の1週間前までに、次の事項を県のホームページに掲載し、県民総合相談・情報提供窓口（本庁）及び県政情報閲覧コーナー（総合庁舎）（以下「情報提供窓口」という。）に配架することにより県民に周知するよう努めるとともに、報道機関にその情報を提供するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があるとき等やむを得ない場合は、この限りでない。

- ア 審議会等の名称
- イ 開催日時
- ウ 開催場所
- エ 議題
- オ 会議の公開又は非公開の別及び非公開にあつてはその理由
- カ 傍聴者の定員
- キ 傍聴手続
- ク 問い合わせ先

第7 会議結果及び会議資料の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の結果について、委員の意見等の要旨及び事務局説明の概要等を掲載した会議概要及び会議資料を、会議終了後2週間以内に、県のホームページに掲載するとともに、情報提供窓口に配架して、県民の閲覧に供するものとする。
- (2) 県の基本的な施策及び重要な事業等を審議する審議会等並びに県民の関心が高い事項を審議する審議会等は、公開した会議の結果について、当該審議会等の判断により、個人情報の保護に留意の上、委員の意見等及び事務局説明等を記載した会議録を、会議終了後1月以内に、(1)に定める方法により公開するものとする。
- (3) 審議会等は、会議を非公開にした場合であっても、情報公開条例第6条各号に掲げる非開示情報に該当するものを除き、当該審議会等の判断により、会議概要及び会議資料を(1)に定める方法により公開するとともに、案件に応じて、会議終了後に報道機関に情報の提供を行うものとする。

第8 審議会等の概要の作成及び公開

危機管理・広報課は、審議会等の名称、設置根拠等に関する資料を作成し、県のホームページに掲載するとともに、情報提供窓口

第9 その他

この指針に定めるもののほか、運用に当たって必要な事項は、別に定める。

第10 適用期日

この指針は、平成15年9月22日以降に開催される審議会等の会議から適用する。

委員会の公開について（案）

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会

1 会議の公開（指針第3・第4）

委員会の会議は原則として公開とする。

2 公開の方法（指針第5）

会場に一定の傍聴席を設け、希望者に傍聴を認める。（傍聴定員10名程度）

報道機関用の傍聴席を別途設ける。

傍聴に関する遵守事項（傍聴要領）を定める。

3 会議開催の周知（指針第6）

会議開催日の1週間前までに、「会議開催のお知らせ」を作成し、の事項について、の方法により周知・情報提供を行う。

事 項

- ・委員会の名称
- ・開催日時
- ・開催場所
- ・議題
- ・会議の公開
- ・傍聴者の定員
- ・傍聴手続
- ・問い合わせ先

方 法

- ・県のホームページへの掲載
- ・さが元気ひろば（本庁）及び県政情報閲覧コーナー（総合庁舎）に配架
- ・報道機関への情報提供

4 会議結果及び会議資料の公開（指針第7）

(1) 会議概要及び会議資料

「会議概要」並びに「会議資料」を会議終了後2週間以内に、県のホームページに掲載するとともに、さが元気ひろば及び県政情報閲覧コーナーに配架する。

(2) 会議録

「会議録」を会議終了後1月以内に(1)に定める方法により公開する。

（発言者の氏名は公表する。）

ただし、部会の会議録は作成しない。

傍聴要領（案）

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会

1 傍聴する場合の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会議の開会予定時刻までに、事務局に申し出て、委員会の委員長の承諾を得た上で、事務局の指示に従って会議の会場に入室してください。
- (2) 傍聴の手続きは、先着順で行い、傍聴定員は10名程度とします。ただし、会場の都合により増減することがあります。

2 会議を傍聴するに当たり守っていただく事項

傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴するものとし、拍手その他の方法により、言論に対して賛成、反対の意向等を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、委員会の委員長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

3 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、委員会の委員長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が上記2に違反したときは、委員会の委員長が注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。

会議開催のお知らせ

審議会を次のとおり開催します。

なお、この会議の傍聴を希望する方は、次に定める手続きに従って傍聴してください。
(非公開の場合は、この記載は削除。)

平成 年 月 日

開催日時	平成 年 月 日 () 午後 時 分から 時 分まで
開催場所	(所在地) (会場名)
議題	(当日の会議の議題を記載)
会議の公開・非公開	(会議の公開・非公開の別を記載)
会議非公開の理由	(非公開及び一部公開の場合は、その理由を記載)
傍聴者の定員	人 (非公開の場合は、この欄は削除する。)
傍聴手続	(1) 傍聴を御希望の方は、上記の開催予定時刻までに会場にお越しください。 (2) 傍聴申出時間は、当日午後 時 分からです。 (3) 傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了しますので、御了承ください。(抽選等により行う場合は、その旨記載する。) (非公開の場合は、この欄は削除する。)
問い合わせ先	担当課 部 課 係 電話 F A X E-mail

会 議 概 要

平成 年 月 日

開催した会議の名称	(平成 年度第 回) 審議会
開催日時	平成 年 月 日()午後 時 分から 時 分まで
開催場所	(所在地) (会場名)
議題	委員、 委員、 委員、 委員 事務局： 部長、 課長、 係長
会議の公開・非公開	(会議の公開・非公開の別を記載)
会議非公開の理由	(非公開及び一部公開の場合は、その理由を記載)
傍聴者の定員	人
会議の概要	
会議資料	(会議で委員に配付した資料名を記載) (資料本体をホームページに掲載)
問い合わせ先	担当課 部 課 係 電話 F A X E-mail

様式 3

会 議 録

- 1 開催した会議の名称
- 2 開催日時
- 3 開催場所
- 4 出席者
- 5 議題
- 6 会議録
(委員の意見等及び事務局説明等を記載)

あり方検討に当たっての 背景等について

資料 4 - 2 「あり方検討に当たっての背景等について」関連資料

資料 5 - 1 県立福祉施設概要（一覧）

資料 5 - 2 県立福祉施設概要（施設別）

資料 6 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会検討スケジュール(案)

資料 7 設置・運営主体別施設数の状況（全国）

1. 施設における福祉サービスのあり方を検討する背景について

- ～ 利用者本位のサービスへ向けた福祉改革が進展する中で、これからの福祉施設の役割やあり方を整理するための基礎的な資料 ～

【施設福祉から在宅福祉・地域福祉へ】〔関連資料P 1～2〕

増大するニーズに対して福祉施設を拡充・整備（戦後から昭和期の福祉）

- ・ 戦後の福祉は、行政の措置制度に基づき、行政や行政から委託を受けた社会福祉法人による一律のサービスを提供する福祉施設を中心に対応。
- ・ 福祉の拡充期においては、保育、高齢者、障害者等各分野において、民間施設の設置を促進し、施設福祉サービスを拡充してきた。

多様化するニーズに対して在宅福祉を拡充（平成期の福祉）

- ・ 家族を取り巻く状況や社会構造が大きく変化し、個人の生活スタイルも多様化する中で福祉も一般化。
- ・ 高齢者、障害者の在宅志向に適切に対応するため、住民に身近な市町村において施設サービスと在宅サービスを一体的に提供するシステムを構築することとし、特に、在宅福祉サービスを拡充。

すべての人が共生社会を目指す地域福祉へ（これからの福祉）

- ・ 利用者本位の制度への転換、在宅福祉サービスの充実など、これまでの福祉の改革を背景に、障害者、子ども、高齢者など福祉サービスの利用者を支援する仕組みを地域社会の中で構築し、すべての人が地域で生き生きと自立した生活が送れるような「共生社会」を目指した地域福祉を推進。

【行政の措置制度から利用者が選択する制度への流れ】

〔関連資料P 3～6〕

県から市町村への措置権の移譲（県と市町村の役割分担の変化）

- ・ 平成2年に、福祉関係8法の改正が行われ、平成5年度から、住民に身近な市町村において、きめ細かな福祉サービスが実施できるよう県から市町村へ措置権が移譲された。また、平成14年度から精神障害者に係る事務が保健所から市町村へ、さらに、平成15年度からは知的障害者についても市町村に移譲されるなど、福祉サービスを巡る県と市町村の役割分担が変化してきた。

画一的な措置から対等な関係の契約制度・利用制度へ

- ・ 児童……保育所の選択（利用）制度へ（平成9年）
- ・ 高齢者……介護保険の導入（平成12年）
- ・ 障害者……支援費制度の導入（平成15年）
障害児の施設サービスを除く。

【多様な福祉サービスの担い手の参入】

〔関連資料P 7～12、資料 7〕

民間福祉施設の整備充実

- ・ わが国の福祉は、昭和30年代後半の福祉六法（生活保護・児童・母子寡婦・知的障害・身体障害・老人）の制定以降、経済成長などを背景として、各分野において多くの福祉施設が整備された。施設の整備については、行政が先導的な役割を担ってきたが、昭和50年代後半から施設数が増大する中で、行政や行政からの委託を受けた施設だけでなく、民間（社会福祉法人）による各種の福祉施設の整備が進展し、施設数、利用者数でも大きなウェイトを占める状況となってきた。また、利用者の処遇の面でも重度対応の取り組みも進み、さらに、地域福祉の拠点として在宅福祉サービスを支援する機能も充実してきた。

多様な民間のサービス提供主体の参入

- ・ 現在、政府全体において、「民間にできることは民間に」、「地方にできることは地方に」との原則の下に、一層の規制改革や地方分権を推進。
- ・ 多様化する住民のニーズにより効果的・効率的に対応するため、「指定管理者制度」を導入。（平成15年）
- ・ 福祉サービスは、NPOなども含め民間の参入とともに個人にとっては雇用創出が期待される有力な分野であること。

【福祉を巡る新たな動き】〔関連資料 P 13～14〕

施設入所型の福祉から地域生活への移行を進める観点で、障害者基本計画・新障害者プランにおいても、障害者が身近なところで利用できる通所施設の整備を促進することなどの方向性が示された。

このような地域生活移行への施策の転換は、全国的な潮流となっており、様々な試みも展開されてきた。

知的障害者の福祉のあり方を巡って、脱施設化の議論が活発化。（「みやぎ知的障害者施設解体宣言」など）

地域生活支援へ向けた高齢者、障害者のグループホームなど創意工夫を凝らした取り組みが活発化してきた。

【福祉サービスの利用者を支援・利益を保護する仕組みの整備】

〔関連資料 P 15～17〕

サービスの利用者と提供者との間の対等な関係の確立と、増大・多様化する福祉ニーズに対応するサービスを確保するための支援制度も整備されてきた。

地域福祉権利擁護事業（平成11年度）

痴呆性高齢者、知的障害者など判断能力が不十分な方に対し、福祉サービスの利用の援助を行う。

苦情解決制度（平成12年度）

福祉サービスに関する利用者などからの苦情を適切に解決し、利用者の権利を擁護する。高齢者の介護保険については、国保連合会による苦情処理相談受付を実施
利用契約についての書面交付の義務付け

第三者評価制度（平成14年度）

福祉サービスの質の評価の客観性を高めるとともにサービスの改善を図るための事業で、佐賀県では平成14年度からグループホームを対象に取り組み、平成17年度以降の本格的実施に向け検討中

【施設整備等に対する国の支援の方向】〔関連資料 P 18～20〕

障害者施設整備については、施設から地域生活への移行を推進する観点から、入所施設は地域の実情を踏まえ、真に必要なものに限定する方向が示され、これに伴い入所施設の整備費については原則として国の補助対象としないこととし、代わりに通所授産施設などを重点的に整備することとされた。

2. 福祉施設に求められている運営面の対応や機能について

～ 県立と民間とを問わず福祉施設に求められている利用者本位のサービス提供と地域生活支援のための施設の機能などについて ～

〔関連資料P21～24〕

【利用者本位のサービスの提供のための施設の対応について】

サービスの質についての自己評価と積極的な情報公開
支援費制度の趣旨に沿ったサービス提供
利用者の立場に立ったサービス契約
苦情や問題の解決への積極的な対応
サービス等についての第三者評価への積極的な対応

【これからの施設に求められる機能の例示】

社会環境が変化する中で、支援を必要とする個人が家族や社会との関わりにおいて、生活支援のサービスを実効性のあるものとするための場として福祉施設は大きな役割を果たしてきた。

今後の方向としては、利用者本位の視点に立って、在宅か施設かという固定的な捉え方だけでなく、施設での生活も住み慣れた地域で普通の生活を送るといった地域生活の理念の下に、施設の利用環境の充実とともに地域生活支援機能を担っていくことが求められている。

地域生活支援サービスの拠点として、デイサービスやショートステイなどの在宅サービス提供

グループホームなどの在宅サービスを支援するなど福祉施設自体が地域福祉のサテライトの拠点として、地域生活が困難あるいは、困難な状況にある時期における重度者のための生活の場としての機能を充実

利用者本位、利用者の権利擁護を目指す福祉の理念に沿って、施設のハード面においても、個室化やユニット化を進めるとともに、地域住民との交流など地域に開かれた取組が求められる。

障害者福祉施設など大規模施設については、地域生活への移行の方向で、小規模化・分散化を図ることが求められている。

3 . 県の福祉行政について

～ 県の福祉行政の中で、これからの主要な課題などについて ～

〔関連資料 P 26 ～ 30〕

これからの県の福祉行政は、家庭内暴力、児童虐待など新たな福祉ニーズとともに、増大・多様化する県民の福祉へのニーズに対して、的確に対応していくとともに、障害者・高齢者・児童などを問わず県民一人ひとりが地域社会の中で、ふつうの生活を送ることができるよう、総合的な生活支援の福祉の実現を目指した積極的な施策の推進が必要となってきた。

また、これまでの福祉の制度改革や地方分権の動向などを踏まえた市町村や民間、さらには、NPOなどとの役割分担、協働に基づき、県全体として効果的・効率的に福祉サービスを提供し、利用できる仕組みを確立し、これが維持・充実していくよう、県全体の福祉についての総合的・計画的な経営へ向けた努力と責任が課されている。

【高齢者分野について】

在宅生活継続の支援

- ・介護予防の推進
- ・生活支援対策の推進
- ・小規模多機能サービスの拠点として地域生活を支えるための「宅老所」の整備促進

介護サービスの質的向上と基盤整備

施設から在宅への復帰支援

【障害者分野について】

施設から地域生活移行支援

グループホームなど地域生活の場の確保

働く場・活動の場としての授産施設の整備促進・機能強化

障害に応じた職業訓練の場の創設・支援、IT等を活用した在宅就労支援

多様なサービス提供主体の参入促進

24時間対応可能な地域生活支援体制の整備検討

【児童・母子分野について】

児童養護施設の小規模化・個室化、里親支援など
児童虐待への対応のための体制整備
(児童相談所の機能充実、虐待児童処遇のための機能充実)
女性に対する暴力被害者支援(DV防止対策)

【各福祉分野に共通する役割の例示】

介護保険制度や支援費支給制度などへ多様な事業主体が参入し、利用者本位の選択が可能な成熟した福祉サービスのシステムを再構築し、適正に維持・向上させていく役割。

一方では、サービスの質の向上、利用者の権利擁護を図るため、県としての広域的な立場から、苦情解決のための機能、第三者評価システムの確立と定着、事業者に対する指導、監査などを適切に実施。

福祉事業者の取り組みに対する支援、福祉人材の養成・キャリアアップ支援。

地域生活支援のため、福祉施策だけでなく県が有している労働・保健医療・住宅等施策を総合化した支援対策の実施。

高齢者や障害者、子育て支援など全ての県民が必要な福祉情報を入手できるなど地域の安心を発信する機能づくり

市町村の取り組みを補完・バックアップする機能や広域的な総合調整。

4. 県立福祉施設の概要について

～ 県立福祉施設は、県立県営施設が8施設、県立民営施設が6施設で合わせて14施設。これらの施設の概要を取りまとめた資料 ～

〔関連資料P31、資料 5-1、5-2〕

県は、福祉行政を総合的に進めるとともに、県立の福祉施設を直接運営及び委託を行っている。

今日の福祉制度の改革、民間との役割分担などを踏まえながら、これからの施設サービスに求められるものを見据える中で、県立福祉施設のあり方を検討し、県全体としてこれからの福祉ニーズに対応できる施設の機能や運営などについて発展的な方向性を見出していく必要がある。

【 県立福祉施設の現状 】(14施設)

県立県営施設 (8施設)

施設名	施設種別	定員	設立年	改築年
日の隈寮	救護施設	70	S38	-
いずみ荘	軽費老人ホーム	70	S38	-
みどり園	乳児院	50	S22	S39
佐賀コロニー	知的障害者更生・授産施設	320	S46	-
希望の家	肢体不自由者更生施設 身体障害者療護・授産施設	130	S48	-
くすのみ園	知的障害児通園施設	30	S58	-
春日園	知的障害児施設	50	S28	H4
九千部学園	知的障害者更生施設	70	S37	H8

県立民営施設 (6施設)

施設名	施設種別	定員	設立年	改築年
佐賀向陽園	養護老人ホーム	80	S21	S60
伊万里向陽園	養護老人ホーム	100	S23	S63
聖華園	児童養護施設	70	S24	S48
佐賀婦人寮	婦人保護施設	20	S33	-
九千部寮	知的障害者通勤寮	30	S44	H11
金立寮	知的障害者通勤寮	20	S51	-

【県立福祉施設の状況と全国の動向について】

施設の老朽化と職員年齢構成

県立施設は民間に先駆けて整備してきたこともあり、施設が老朽化し、個室化などの対応も進展していない。

これまで施設の整備とともに人材を確保してきており、年齢構成も40歳代、50歳代の比重が高くなっている。

県立福祉施設のあり方検討などを巡る全国的な動向〔関連資料P25〕

他県においても、福祉施設の種類や事業団への委託、当該県内における民間との役割分担など運営形態の実状にそれぞれ違いがあるものの、施設改革、将来展望、あり方など県立福祉施設の運営について、現状と課題の分析に基づいた検討がなされている。

5．県立福祉施設のあり方検討を進めるに当たっての、基本的な視点について

～ 現場主義・オープン・県民協働の3つの視点で県民満足度を高める県政を推進しており、県立福祉施設のあり方の検討についても、これらの視点とともに、あり方検討のプロセスそのものを重視し、併せて県民にこれを公開しながら、県民協働で検討を進めていくことが必要。～

【県民の立場・視点に立った検討について】

(1) 現在の利用者・家族などの立場

福祉施設によっては、利用者にとって長年住み慣れた居場所であることや利用者の家族の立場に立った検討が必要。

施設のサービス内容と負担など利用者に対して積極的に情報を提供し、利用者の立場に立った選択を支援することが必要。

(2) 今後の利用者としての県民の立場

施設福祉から在宅福祉、さらに地域生活支援と福祉の考え方がシフトしつつある。現実には地域生活を送る上で様々な課題も抱えているが、これらの課題に対応していくこと自体が地域におけるふつうの生活であり、共に支え合う福祉を県民協働で創造していくという福祉の方向性を見極め、県民がどのような施設運営とサービスを選択していくのか、今後の利用者あるいは家族としての県民の立場に立った検討が必要。

(3) 福祉のあり方を県民協働で考え進めていく立場

国の制度によるサービスの提供と利用の仕組みの中で、利用者には選ばれるサービスを提供するため、それぞれで経営努力や不断の創意工夫が必要となってきた。

これからの福祉は、地域住民の支え合いや福祉サービスと連携しながらサービスを必要とする人の生活を県民協働で支援していく方向を目指しており、福祉はすべての県民に共通する課題となっている。

このような県民協働の視点に立つ時、県民の立場は、福祉サービスの利用者としての立場だけでなく、限りある財源の中で、その財源を負担する県民の立場として、福祉サービスが効果的・効率的に提供されるような仕組みづくりや運営体制なども検討していくことが求められる。

さらに、これからの福祉の方向性を見極めながら、県民の福祉ニーズに適切に対応するための行政と民間の役割分担のあり方を踏まえて、県が施設を設置運営する役割や位置付け、運営に伴う費用などについて県としての説明責任を果たしていく必要がある。

【あり方検討の前提と大枠について】

県立福祉施設のあり方については、民間福祉施設の整備の進展、福祉の改革、地方分権と規制緩和など県立福祉施設を取り巻く環境の変化、利用者本位、県民の立場・視点に立った県民協働の福祉のあり方を検討する中で見出していく必要がある。

また、これからの福祉の方向性を見極めながら、福祉施設におけるサービス提供のあり方、県内の福祉施設における県立福祉施設の位置づけ、これまで県立福祉施設が果たしてきた役割や実績などを踏まえ、変革期の福祉にあって施設利用者等へのサービスを適切に提供していくため、県立施設のあり方について検討を行い、先を見通した全体計画の策定が求められる。

(1) あり方検討の前提について

県全体の福祉サービスを高度化・充実する観点から、行政と民間との役割分担を明確にしながら、県立福祉施設について、「民間にできることは民間に委ねる」という視点に立って、民間への移譲も含めたあり方を検討。

(2) 検討の大枠について

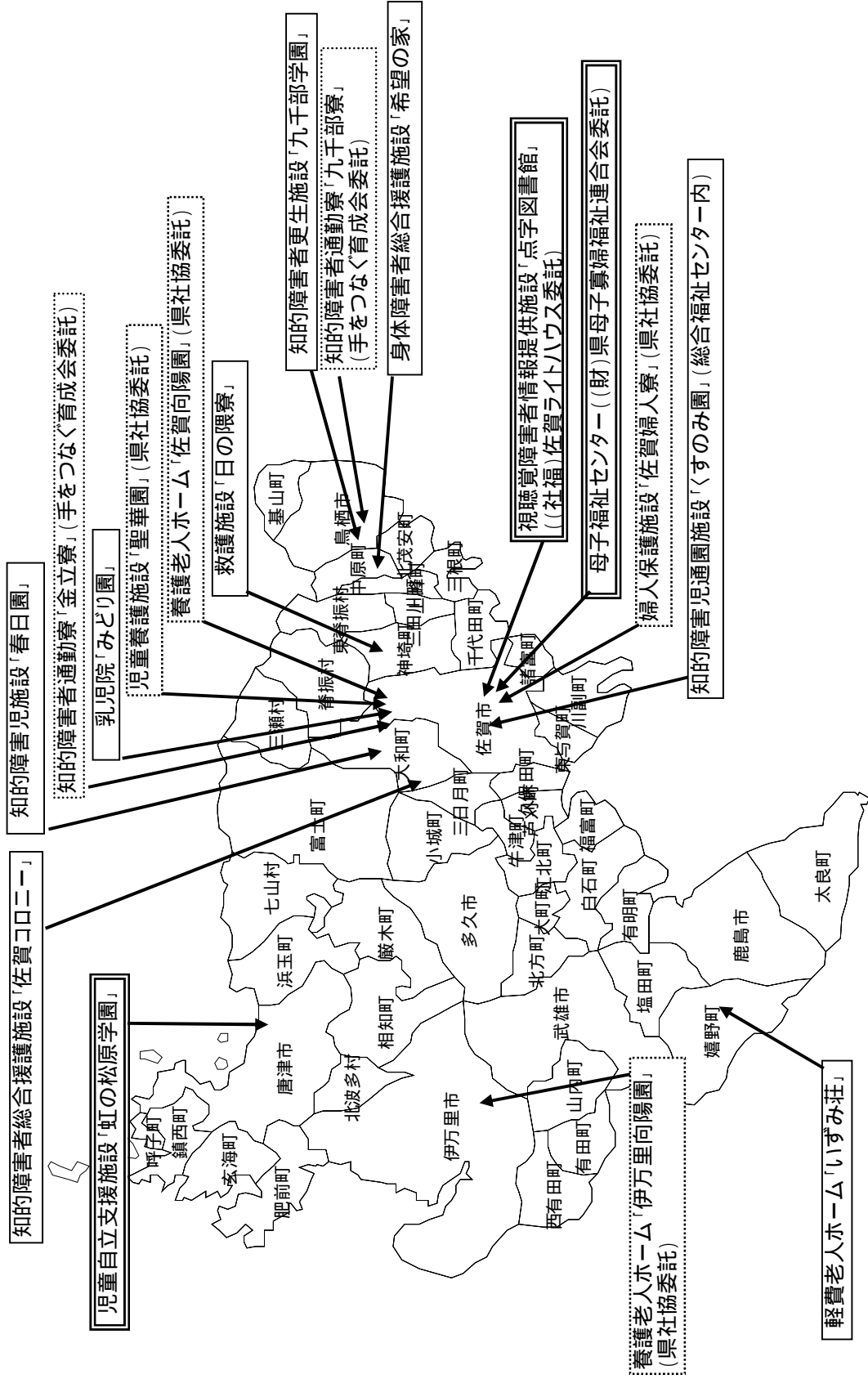
県全体の福祉、とりわけ施設福祉サービスの方向性を見据えた中で、県立福祉施設を取り巻く現状と課題を整理し、今後の県立福祉施設のあり方を明らかにしていく。

県立福祉施設全体のあり方とともに、それぞれの施設ごとに設置・運営のあり方や役割の見直しなどについて検討を行い、16年度内にそれぞれの基本的方向をまとめる。

県立福祉施設概要(一覽)

県立福祉施設の位置図	1
国の動向と県立福祉施設等の設置状況	2
県立福祉施設の概要(一覧)	6
救護施設の位置図	10
軽費老人ホーム、ケアハウスの位置図	11
養護老人ホームの位置図	12
乳児院、児童養護施設、婦人保護施設の位置図	13
肢体不自由者更生施設、身体障害者療護・授産施設の位置図	14
知的障害者更生施設の位置図	15
知的障害者授産施設の位置図	16
知的障害児施設、知的障害児通園施設の位置図	17
知的障害者通勤寮の位置図	18

県立福祉施設の位置図



国の動向と県立福祉施設等の設置状況

国の動向

	昭和20年代	昭和30年代	昭和40年代
・戦後の福祉制度確立期 (S20～)	S21 (旧)生活保護法制定	S31 売春防止法制定	S45 心身障害者対策基本法 (現 障害者基本法) 制定
・福祉の拡充期 (S35～)	S22 児童福祉法制定 S24 身体障害者福祉法制定 S25 生活保護法制定	S34 国民年金法制定 S35 精神薄弱者福祉法 (現 知的障害者福祉法) 制定	S46 児童手当法制定
・福祉の見直し期 (S55～)	S26 社会福祉事業法の制定 S26 福祉事務所の設置	S38 老人福祉法制定 S39 母子福祉法制定 (S56母子及び寡婦福祉法)	
・福祉の改革期 (H元～)			
・社会福祉基礎構造改革期 (H10～)			

県立社会福祉施設等の設置状況

施設の区分		昭和20年代	昭和30年代	昭和40年代
救護施設	県立		日の隈寮(S38)	
	市町村立			
	民間		しみず園(S38)	
軽費老人ホーム	県立		いずみ荘(S38)	
	市町村立			唐津市寿楽荘(S49) (委託)
	民間			
養護老人ホーム	県立	佐賀向陽園(S21) (委託はS25～) 伊万里向陽園(S23) (委託はS25～)		
	市町村立	杵島向陽園(S28～H16)	唐津松風園(S36) 多久市恵光園(S38)	寿光園(S41) 南花園(S43) 延寿荘(S47)
	民間	済昭園(S21) 寿楽園(S27)		松尾山大成園(S42)
児童自立支援施設	県立	虹の松原学園(S23)		
	市町村立			
	民間			
乳児院	県立	みどり園(S22)		
	市町村立			
	民間			
児童養護施設	県立	聖華園(S24) (委託はS28～)		
	市町村立			
	民間	済昭園(S22) 洗心寮(S22) 聖母園(S23) 慈光園(S23) 佐賀清光園(S27)		
婦人保護施設	県立		佐賀婦人寮(S33) (委託)	
	市町村立			
	民間			

昭和50年代	昭和60年代	平成1けた代	平成10年代
<p>S50 福祉手当支給制度(在宅重度障害者対象)の創設</p> <p>S54 養護学校義務制を実施(文部省)</p> <p>S55 第2臨調設置</p> <p>S57 老人保健法制定</p>	<p>S61 老人保健法改正(老人保健施設の創設、一部負担の引き上げ)</p> <p>S62 社会福祉士及び介護福祉士法制定</p> <p>S62 精神保健法改正(精神衛生法から改正、人権擁護と社会復帰)</p>	<p>H元 ゴールドプランの策定</p> <p>H2 老人福祉法など8法の改正(「在宅福祉サービスの明確化」、町村へ措置権移譲など)</p> <p>H4 福祉人材確保法制定</p> <p>H5 障害者基本法制定</p> <p>H6 エンゼルプランの策定</p> <p>H7 21世紀福祉ビジョン閣議報告</p> <p>H7 障害者プランの策定</p> <p>H9 介護保険法制定</p> <p>H9 児童福祉法の改正(保育所について、措置から利用申請方式への転換)</p>	<p>H10 「社会福祉基礎構造改革について」中間報告</p> <p>H10 特定非営利活動促進法(NPO)制定</p> <p>H11 ゴールドプラン21の策定</p> <p>H11 新エンゼルプランの策定</p> <p>H12 「成年後見制度」スタート</p> <p>H12 介護保険法施行</p> <p>H12 「社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」の公布</p> <p>H12 児童虐待の防止等に関する法律制定</p> <p>H14 「障害者基本計画」閣議決定</p> <p>H14 高齢者のグループホームの外部評価義務付け</p> <p>H15 障害者の支援費制度スタート</p> <p>H15 次世代育成支援対策推進法成立</p>

昭和50年代	昭和60年代	平成1けた代	平成10年代
	洞庵荘(S60)		
春秋園(盲老)(S59)	→	サリババ(盲老)(H5)	杵島向陽園(H16民間へ移管予定)

施設の区分		昭和20年代	昭和30年代	昭和40年代
肢体不自由者更生施設	県立			希望の家(S48)
	市町村立			
	民間			
身体障害者療護施設	県立			希望の家(S49)
	市町村立			
	民間			
身体障害者授産施設	県立			希望の家(S49)
	市町村立			
	民間			
知的障害児施設	県立	春日園(S28)		
	市町村立			
	民間	めぐみ園(S27) ~ H15		くろかみ学園(S40)
知的障害者更生施設	県立		九千部学園(S37)	佐賀コロニー(S46)
	市町村立			
	民間			富士学園(S41)
知的障害者授産施設	県立			佐賀コロニー(入所)(S46)
	市町村立			
	民間			
知的障害児通園施設	県立			
	市町村立			
	民間			
知的障害者通勤寮	県立			九千部寮(S44)(委託)
	市町村立			
	民間			

昭和50年代	昭和60年代	平成1けた代	平成10年代
長光園(S59)	鹿島療育園(S61)	瑠璃光苑(H7) 佐賀整肢学園・オクス(H9)	からつ医療福祉センター 久里双水園(H14)
佐賀春光園(S55) サンウッド作業所(S59)			
はがくれ学園(S57) たちばな学園(S58) あすなるの里(S59)	からつ学園(S60)	脊振学園(H2) 朝日山学園(通所)(H9) 若木園(H9)	すみよしの里(H10) いとし子の家(H11) めぐみ園(H16)
	ワークピア天山(通所)(S61) 多良岳作業所(入所)(S63)	青葉園(入所・通所)(H3) 太陽社(通所)(H4) かささぎの里(通所)(H6) 白石作業所(通所)(H7)	いまりの里(通所)(H11) ワークス山王(通所)(H12) かがやきの丘(通所)(H12) 鹿島福祉作業所(通所)(H13) いぶき村(通所)(H14) 響(通所)(H14) このめの里(通所)(H15) 椿作業所(通所)(H15) みのり福祉作業所(通所)(H15) まごころ授産所(通所)(H16) レインボーハウス(通所)(H16)
くすのみ園(S58)			
			からつ医療福祉センター まつぼっくり教室(H14)
金立寮(S51)(委託)			

県立福祉施設の概要（一覧）

今回検討対象の県立施設〔直営施設 8、委託施設 6〕

施設種別		運営形態	施設名	設置年 (改築年)	所在地	定員 (名)	委託先等
保護施設	救護施設	県立 県営	日の隈寮	S38	神埼町	70	正職員(臨任含む)24名 非常勤等4名
老人福祉施設	軽費老人ホーム	県立 県営	いずみ荘	S38	嬉野町	70	正職員(臨任含む)13名 非常勤3名
	養護老人ホーム	県立 民営	佐賀向陽園	S21 (S60)	佐賀市	80	(社福)佐賀県社会福祉協議会 (正職員20名、非常勤等10名)
		県立 民営	伊万里向陽園	S23 (S63)	伊万里市	100	(社福)佐賀県社会福祉協議会 (正職員(臨任含む)22名、非常勤等5名)
児童福祉施設	乳児院	県立 県営	みどり園	S22 (S39)	佐賀市	50(19)	正職員(臨任含む)24名 非常勤4名
	児童養護施設	県立 民営	聖華園	S24 (S48)	佐賀市	70	(社福)佐賀県社会福祉協議会(正職員19名、非常勤等8名)
	知的障害児施設	県立 県営	春日園	S28 (H5)	大和町	50[30]	正職員(臨任含む)31名 非常勤等7名
	知的障害児通園施設	県立 県営	くすのみ園	S58	佐賀市	30	正職員10名 (事務等は総合福祉センターで実施)

施設 の 現 状 ・ 役 割 ・ 機 能
<p>身体又は精神上著しい障害があるために、独立して日常生活を営むことができず、保護を要する者(生活保護者)を対象として、生活扶助を行う施設。生活保護法により昭和38年に設置。県内には他に社会福祉法人立が1か所。</p> <p>身体・知的・精神障害者、高齢者等多種多様な利用者。高齢化の進展に伴う持病の悪化や生活習慣病等、有疾病率は9割に達する。障害の複合(合併)入所者の増加。</p> <p>建築後40年を経過し、施設が老朽化。居室面積(6人部屋)や廊下の幅員等が国の最低基準(1部屋4人以下など)を満たしていない。</p>
<p>低所得者の老人(60歳以上)を対象とし、低額な料金で飲食、その他の日常生活に必要な便宜を供する施設。県内には他に市立と社会福祉法人立がそれぞれ1か所。</p> <p>1人部屋(4.5畳)58室、2人部屋(6畳)6室。4.5畳を1人で使用する場合、月46,700円。</p> <p>建築後40年を経過(大規模改修なし)、施設が老朽化。</p> <p>施設の老朽化や民間のケアハウスの増加等により、ここ数年入所者が定員を大きく下回っている。</p>
<p>身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅での養護が困難な老人(65歳以上)を入所させる施設</p> <p>大正6年佐賀養老院として開設。昭和25年県へ移譲、県立佐賀向陽園と改称。昭和60年全面改築し個室(70)夫婦室(5)を設置。平成8年夫婦室(5)を個室化。改築後18年を経過。</p>
<p>身体上、精神上、環境上の理由及び経済的理由により居宅での養護が困難な老人(65歳以上)を入所させる施設</p> <p>昭和23年佐賀養老院分院として開園。昭和25年県へ移譲、県立伊万里向陽園と改称。昭和63年全面増改築し全室個室化。改築後15年を経過。</p>
<p>父母の死亡、離婚又は児童虐待など、何らかの事情により家庭で養育することが困難な0歳から2歳までの乳幼児を入所させ、保護者にかわって養育する施設で、県内で唯一の施設。母親の出産・病気・怪我等のやむを得ない事情により、家庭で乳児の養育ができない場合は、短期間の入園も可。</p> <p>民間経営を経て、昭和39年に県直営。</p> <p>入所児が減少。乳児院に求められる社会的役割が変化。(一時預かり、短期利用等)</p> <p>全面改築後39年を経過し、施設(木造)が老朽化。面談室等の施設不足。</p> <p>全国114箇所のうち都道府県営は7箇所(H14)</p>
<p>乳児を除いて保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ養護し、あわせてその自立を支援する施設</p> <p>昭和24年設置認可。昭和30年移転。昭和48年全面改築。建築後31年経過し、施設が老朽化。</p>
<p>知的障害のある18歳未満の児童を入所させ、保護するとともに必要な知識・技能を習得させ、将来児童が望ましい社会生活を送ることができるように指導・訓練を行う施設。</p> <p>昭和28年設置(定員40名)、昭和38年に増員(40名→70名)、昭和41年に増員(70名→80名)。平成5年4月に定員を減員(80名→50名)し、重度棟(30名)を設置(平成5年3月に園舎改築)。</p> <p>昭和54年に養護学校義務化により、春日小学校、大和中学校、県立大和養護学校にそれぞれ通学開始。</p> <p>平成5年度から、地域のニーズに応え、施設が持つ専門的知識を活用してもらうため、地域・在宅児への支援事業を開始。</p>
<p>知的障害のある児童(2歳から義務教育就学前)を保護者のもとから通わせ、独立自活に必要な知識技能を与える施設。就学前の園児(2～5歳)を対象。</p> <p>昭和58年に総合福祉センター内に設置。建築後20年経過。県で通園施設を有するのは全国で2県。</p> <p>通園は園の送迎バスを利用、通園時間が長時間化。</p>

施設種別	運営形態	施設名	設置年(改築年)	所在地	定員(名)	委託先等
婦人保護施設	県立 民営	佐賀婦人寮	S33	佐賀市	20	(社福)佐賀県社会福祉協議会(正職員5名)
身体障害者更生援護施設	県立 県営	希望の家	S48	中原町	更生 30 療護 60 授産 40	正職員48名 非常勤等4名
知的障害者援護施設	県立 県営	九千部学園	S37 (H8)	鳥栖市	更生 70	正職員27名 非常勤等7名
	県立 県営	佐賀コロニー	S46	大和町	更生200 [120] 授産120	正職員91名 非常勤等6名
	県立 民営	九千部寮	S44 (H11)	鳥栖市	30	(財)佐賀県手をつなぐ育成会(正職員4名)
	県立 民営	金立寮	S51	佐賀市	20	(財)佐賀県手をつなぐ育成会(正職員3名)

みどり園の定員欄()は暫定定員数。春日園、佐賀コロニーの定員欄[]は重度棟定員

今回検討対象外の県立施設【直営施設 1、委託施設 2】

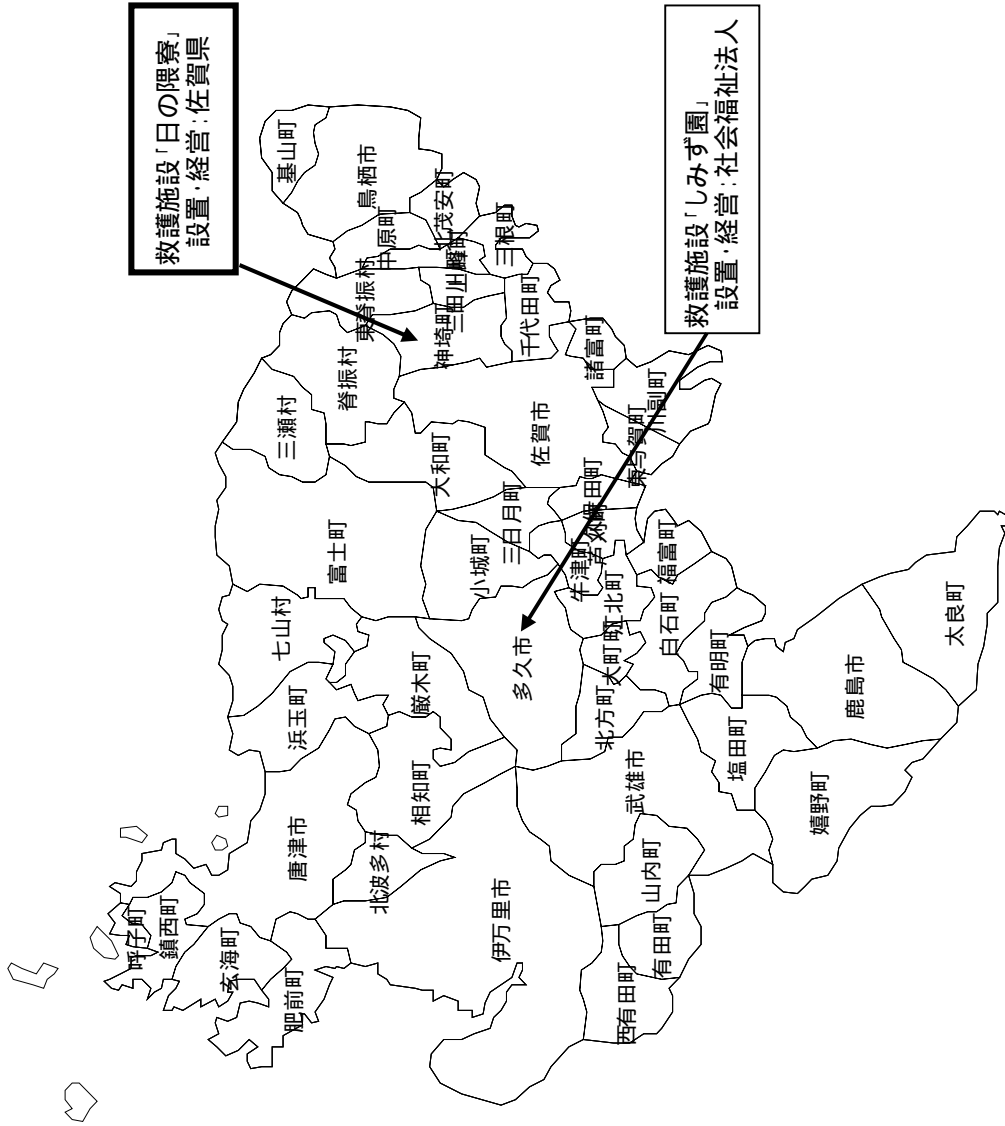
施設種別	運営形態	施設名	設置年(改築年)	所在地	定員	委託先等
児童福祉施設 児童自立支援施設	県立 県営	虹の松原学園	S23 (S42)	浜玉町	75	正職員(併任、臨任含む)28名
母子福祉施設	県立 民営	母子福祉センター	S40	佐賀市	-	(財)佐賀県母子寡婦福祉連合会(非常勤3名)
身体障害者更生援護施設	県立 民営	点字図書館	S47	佐賀市	-	(社福)佐賀ライトハウス(正職員5名)

施設の現状・役割・機能
<p>昭和33年に全面施行された売春防止法に基づき、生活指導・職業訓練など自立のための支援が必要な女性を保護する施設。平成13年のDV法制定により、DV被害者の保護の役割を併せ持つ(県婦人相談所の一時保護委託施設)。県内で唯一の施設。</p> <p>DV被害者等がここ数年増加傾向。入所者の大半が知的障害者。</p> <p>建築後45年が経過し、施設(木造)が老朽化。相談室・面接室などがなく機能不足。個室がないため、DV被害者とその他の要保護者の相部屋、児童同伴のDV被害者への対応不可等、利用者の処遇管理の問題あり。DV被害者への安全対応に設備面で不足。</p>
<p>「肢体不自由者更生施設」= 18歳以上(15歳以上でも可)の手足の不自由な身体障害者を一定期間入所させ、適切な医学管理のもと機能訓練、職業訓練及び日常生活に必要な生活指導などを行い社会復帰の促進を図る施設。</p> <p>「身体障害者療護施設」= 18歳以上(15歳以上でも可)の重度の身体障害者で、常時介護を必要とする者を入所させ、治療及び養護を行う施設</p> <p>「身体障害者授産施設」= 18歳以上(15歳以上でも可)の身体障害者で就職又は自力で生活することの困難な者を入所又は通所させて必要な訓練と生活指導を行い、職業を与え自活を図る施設</p> <p>入所者が高齢化・重度化しているとともに、入所期間が長期化。</p> <p>建築後30年を経過し、施設が老朽化。</p>
<p>義務教育終了後の知的障害者をおおむね3年間を目途として入園させ、その間自立更生に必要な生活指導及び職業訓練を行い、全員の就職を目的とする施設。精神薄弱者福祉法(現・知的障害者福祉法)に基づく更生施設として全国で7番目、九州では最初に設置。</p> <p>平成8年に園舎の全面改築を実施。</p>
<p>社会への適応や身辺の自立が困難な18歳以上(特例で15歳からも可)の知的障害者が入所し、より良い環境と適切な保護のもとに能力や障害の程度に応じた指導訓練を行う施設(授産と更生の総合援護施設)</p> <p>・「知的障害者更生施設」= 更生に必要な指導及び訓練を行う施設</p> <p>・「知的障害者授産施設」= 雇用されることが困難な者の自活に必要な訓練を行うとともに、職業を与えて自活させる施設</p> <p>軽度棟(定数120名)を授産施設として、花苗栽培やブロック製造などを実施。中度棟(80名)、重度棟(80名)、最重度棟(40名)を更生施設として日常生活訓練や援助等を実施。</p> <p>建築後32年経過。入所者の高齢化、入所期間の長期化。</p>
<p>企業で働く知的障害者が一定期間(原則として2年以内)利用して、地域社会で自立した生活を送るために必要な訓練を受け、社会への適応性を身につける施設。県内では2箇所。</p> <p>昭和44年設置、平成11年に移転改築。</p>
<p>企業で働く知的障害者が一定期間(原則として2年以内)利用して、地域社会で自立した生活を送るために必要な訓練を受け、社会への適応性を身につける施設。県内では2箇所。</p> <p>昭和51年設置、建築後27年経過。</p>

H16.4.1現在

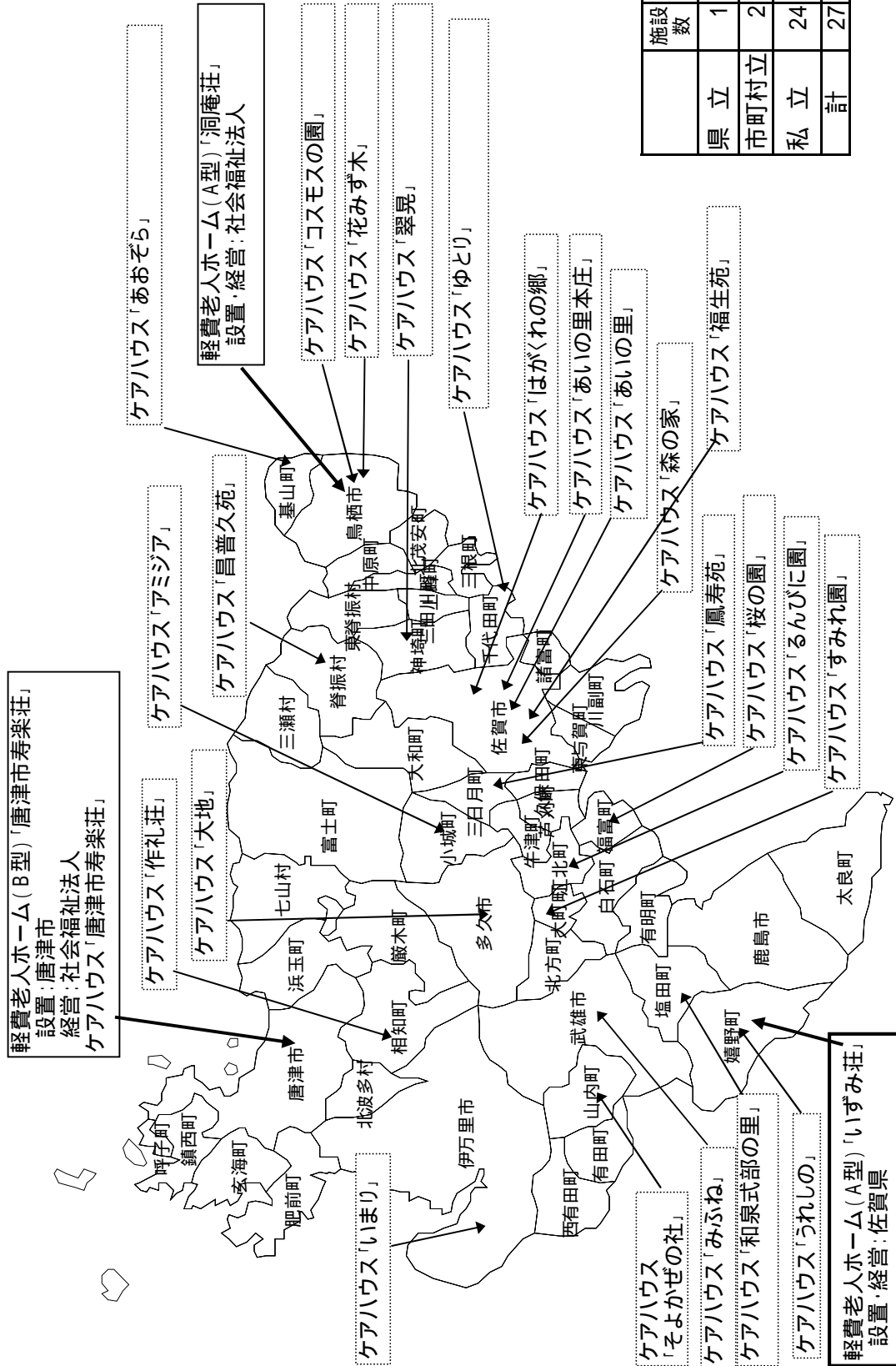
施設の現状・役割・機能
<p>不良行為を行い、又は行うおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童(義務教育就学者)を入所させ、その自立を支援する施設</p> <p>改正児童福祉法による学習指導要領に基づく学校教育を実施する必要</p> <p>昭和42年全面改築。改築後37年経過し、施設が老朽化。現在、寮舎全面改築予定。</p> <p>児童福祉法施行令により職員は県職員でなければならないこととされている(県立県営が前提)。</p>
<p>母子家庭及び寡婦を対象として、各種相談に応じるとともに、技能習得のための各種講習会を実施するなど、母子家庭等の福祉の増進と自立の支援を図る施設。県内に同様の施設はない。</p> <p>基本的に収益は発生しない、公共的な相談・指導機関。</p>
<p>目の不自由な人の教養と福祉の増進を図るため、点字図書及び録音図書の無料貸出を行う図書館。県内に同様の施設はない。</p> <p>基本的に収益は発生しない、一般の図書館と同様の公共的な機関。</p>

救護施設の位置図



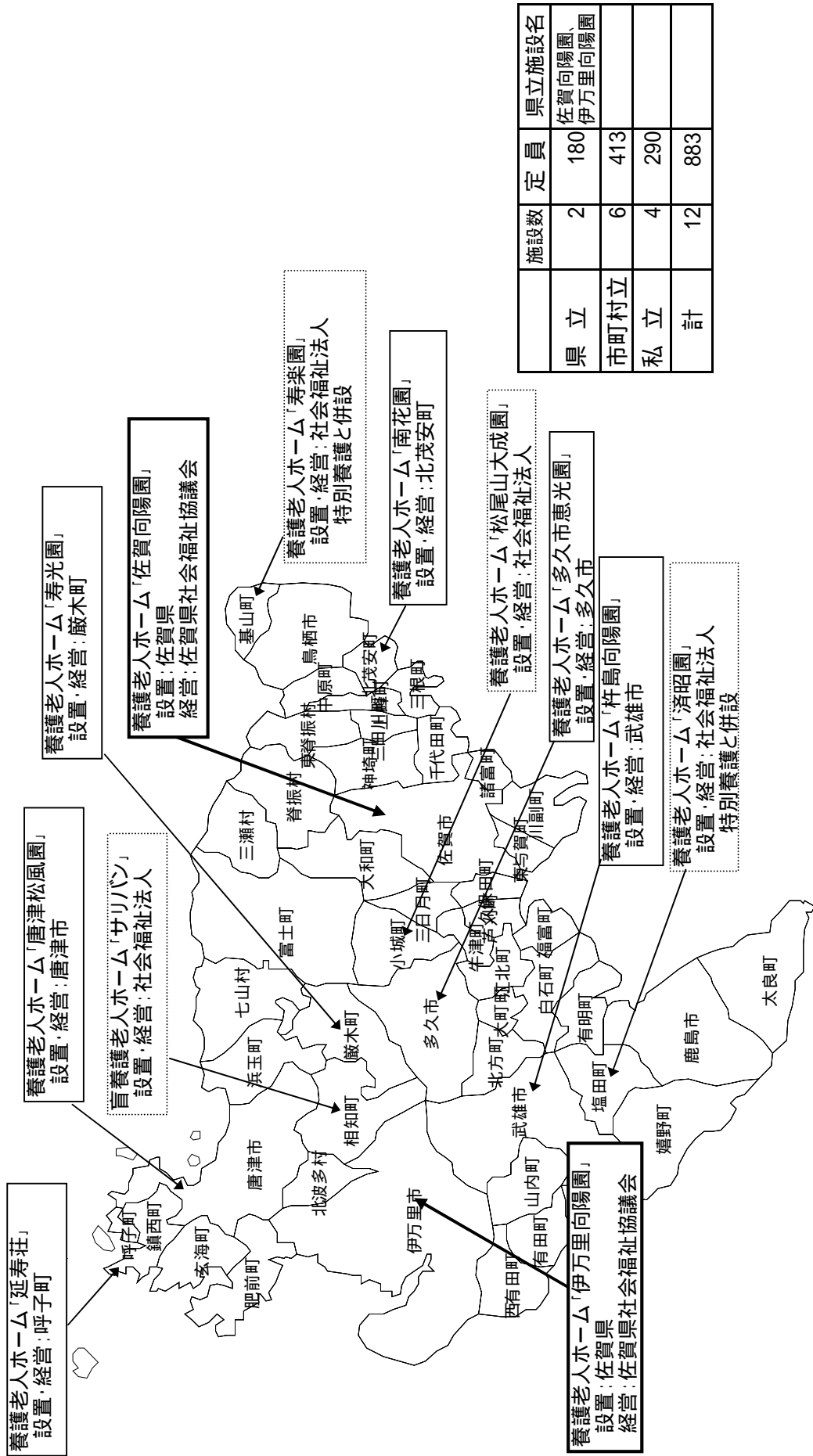
	施設数	定員	県立施設名
県立	1	70	日の隈寮
市町村立			
私立	1	100	
計	2	170	

軽費老人ホーム、ケアハウスの位置図



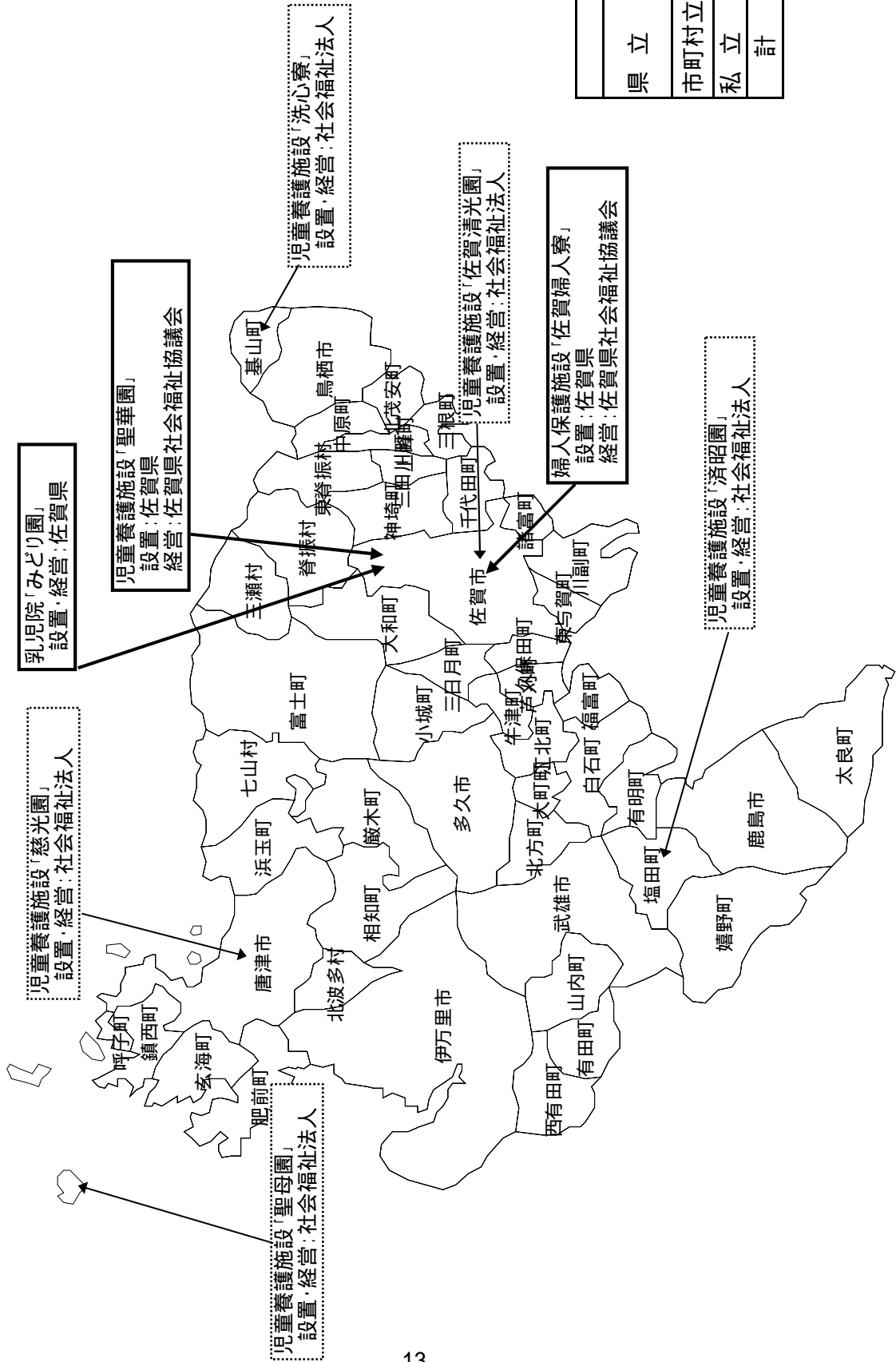
	施設数	定員	県立施設名
県立	1	70	いずみ荘
市町村立	2	80	
私立	24	835	
計	27	985	

養護老人ホームの位置図



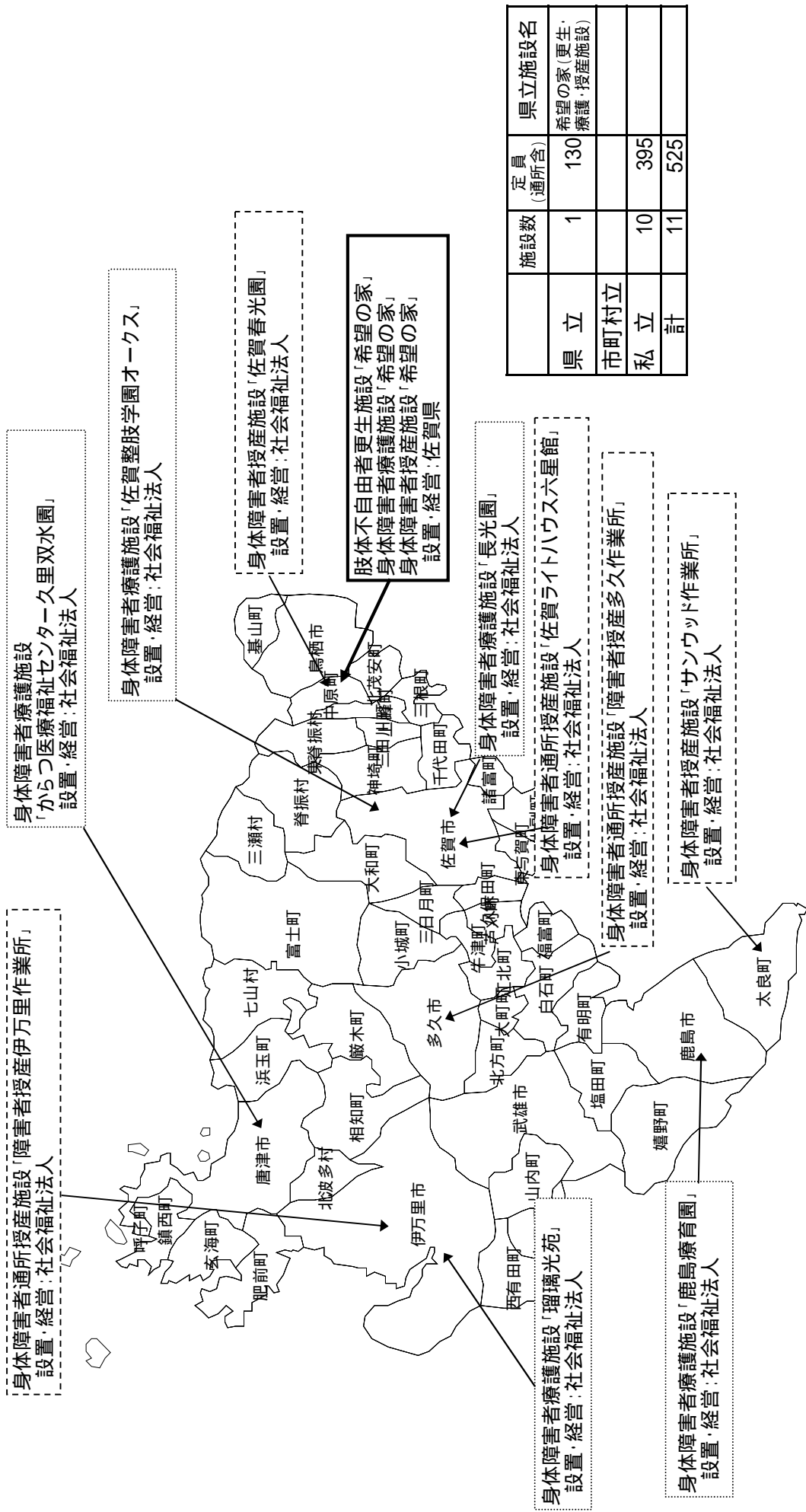
	施設数	定員	県立施設名
県立	2	180	佐賀向陽園、伊万里向陽園
市町村立	6	413	
私立	4	290	
計	12	883	

乳児院、児童養護施設、婦人保護施設の位置図

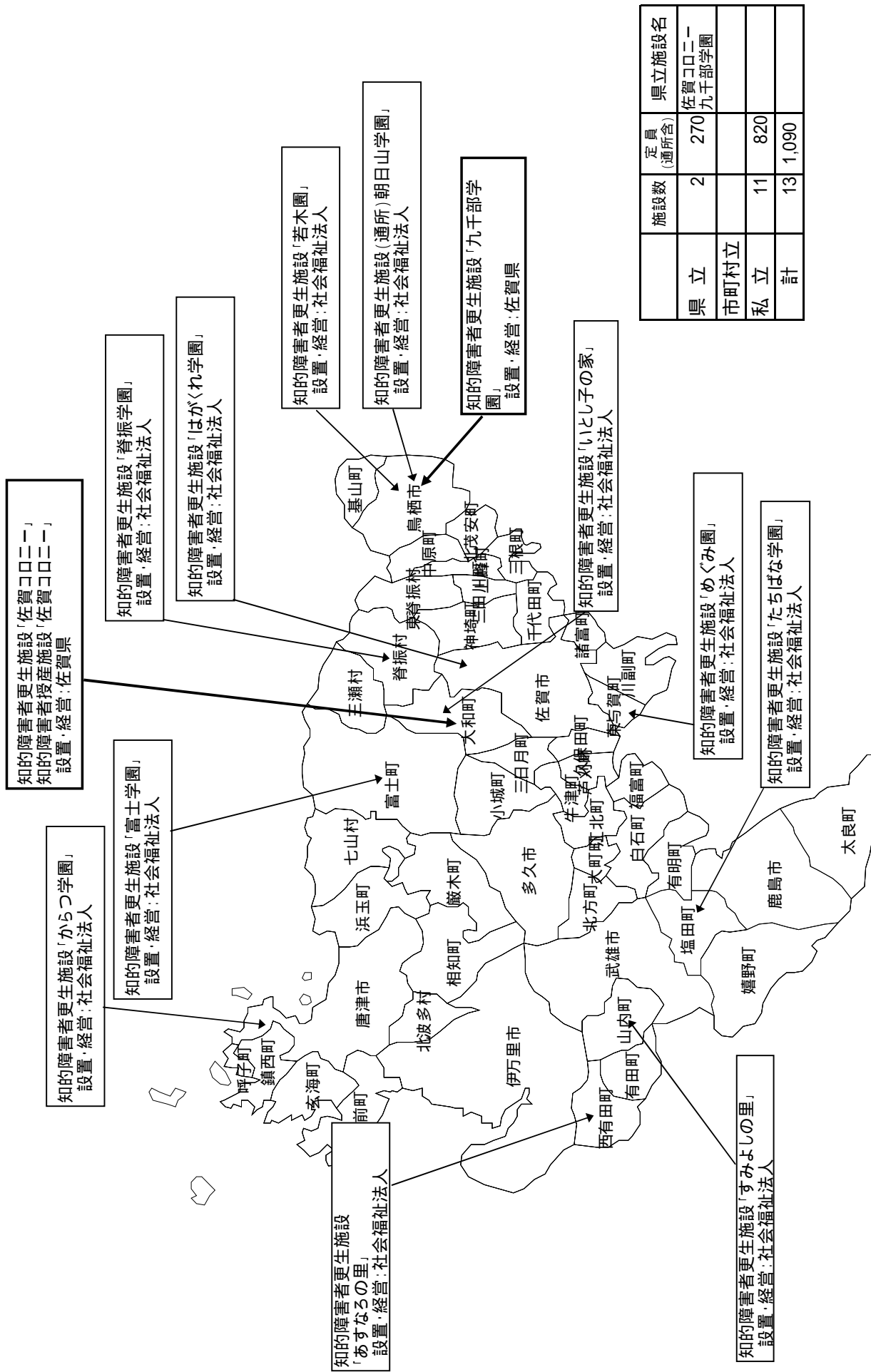


	施設数	定員	県立施設名
県立	3	140	みどり園、聖華園、佐賀婦人寮
市町村立			
私立	5	195	
計	8	335	

肢体不自由者更生施設、身体障害者療護・授産施設の位置図

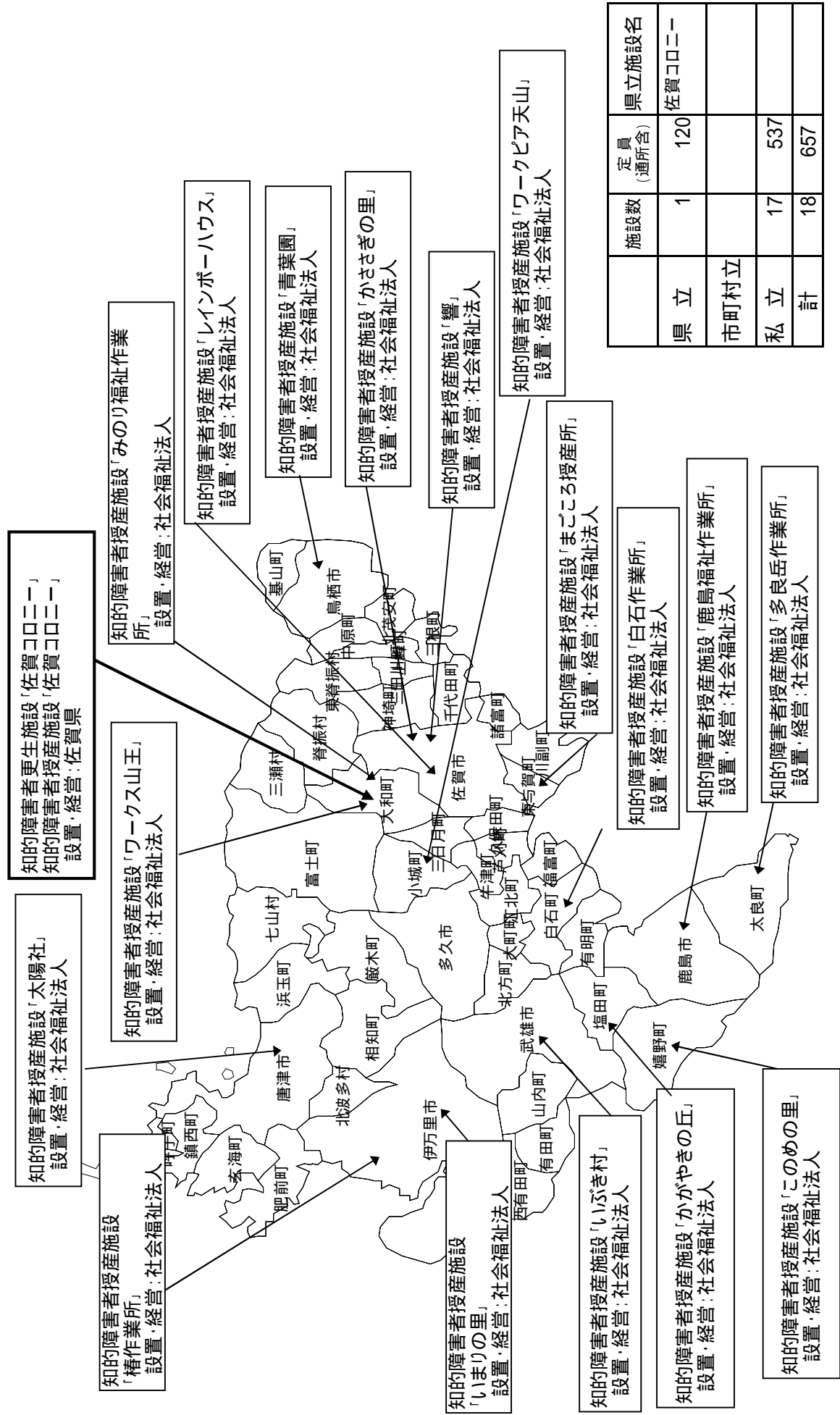


知的障害者更生施設的位置図



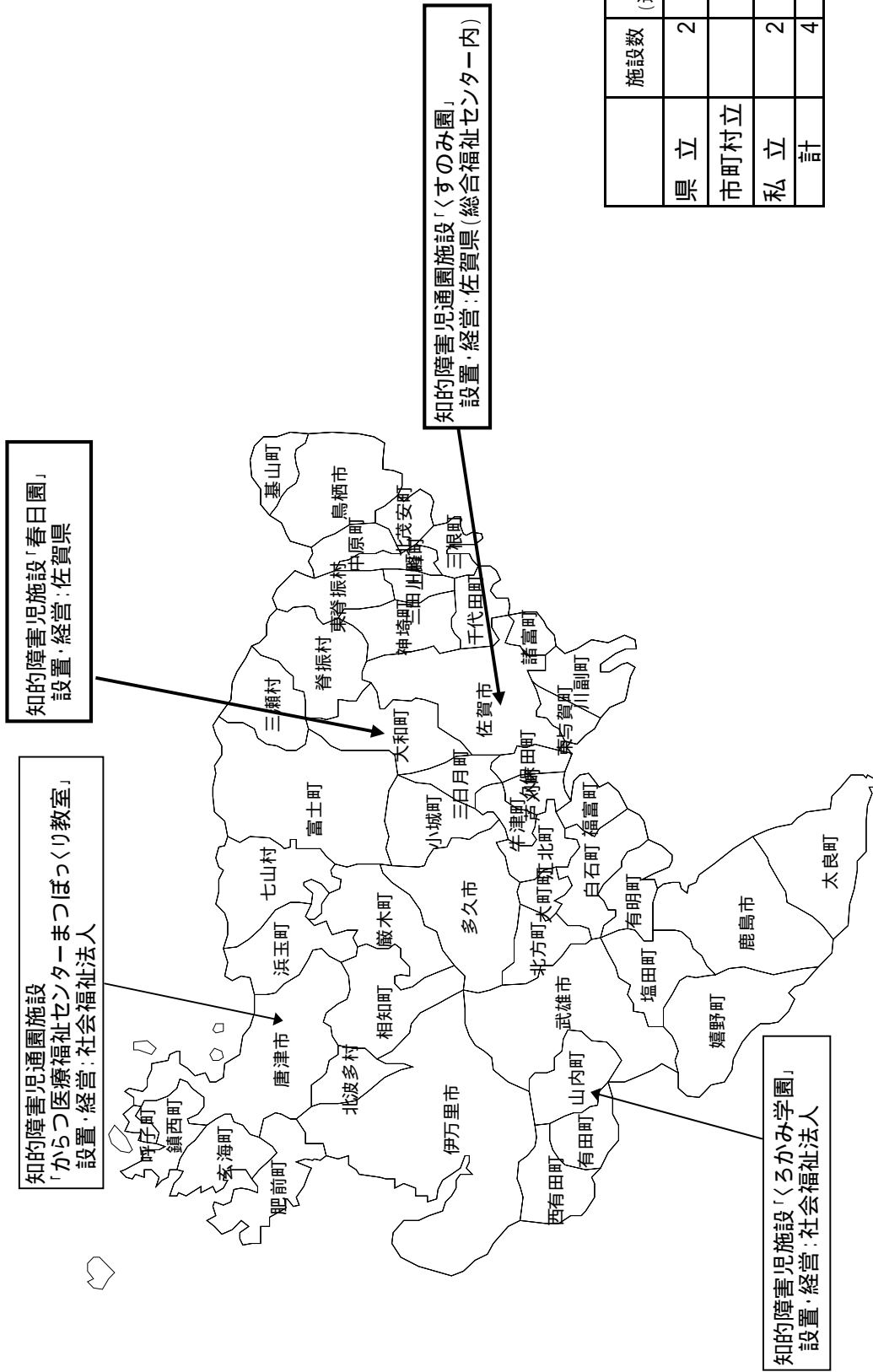
施設数	定員 (通所含)	県立施設名
2	270	佐賀コロニー 九千部学園
11	820	
13	1,090	

知的障害者授産施設的位置図



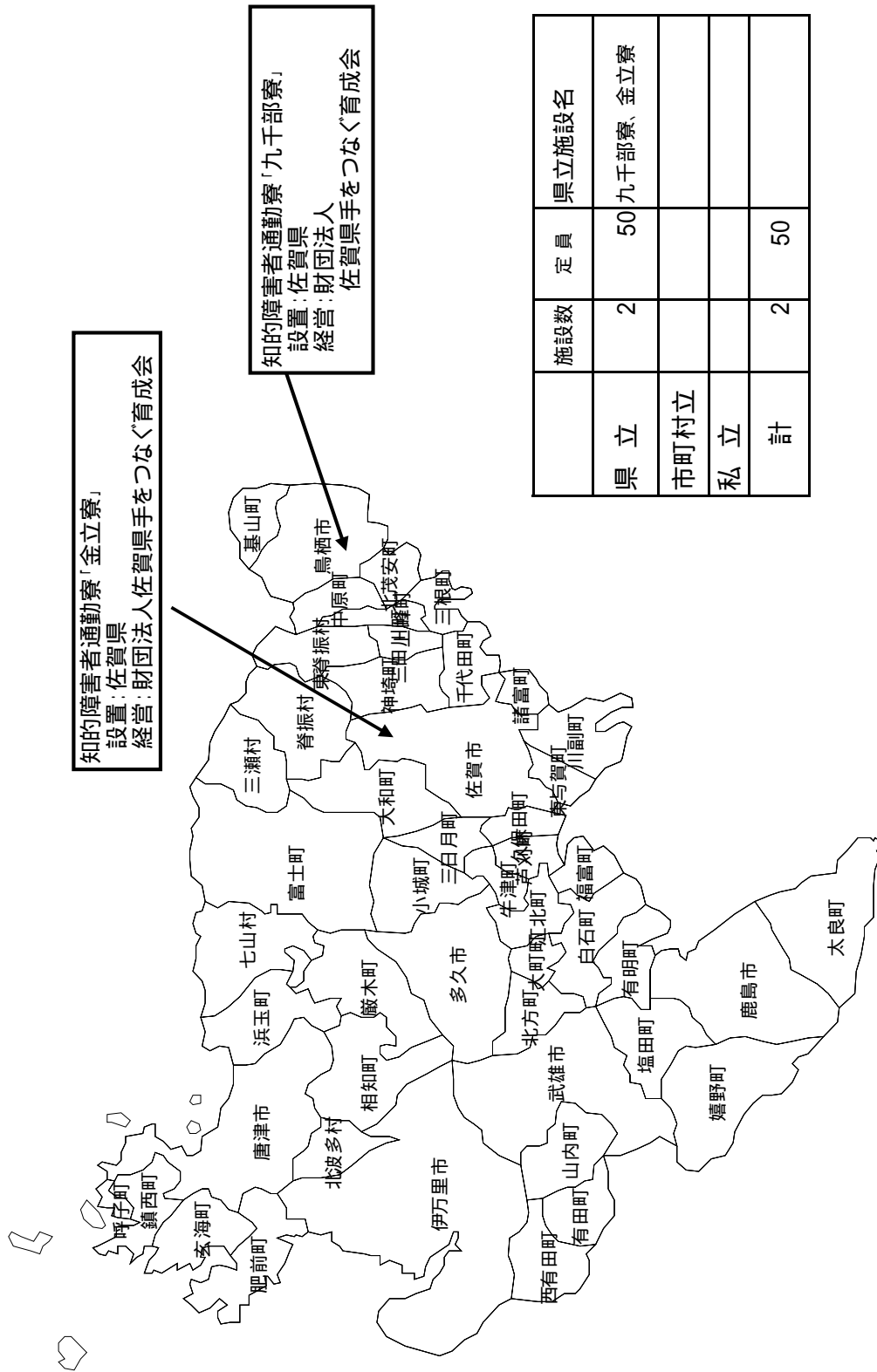
施設数	定員 (通所含)	県立施設名
1	120	佐賀コロニー
17	537	市町村立
18	657	私立
計		

知的障害児施設、知的障害児通園施設の位置図



	施設数	定員 (通所含)	県立施設名
県立	2	80	春日園、くすのみ園
市町村立			
私立	2	50	
計	4	130	

知的障害者通勤寮の位置図



施設数	定員	県立施設名
2	50	九千部寮、金立寮
市町村立		
私立		
計	50	

佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 検討スケジュール(案)

時 期	概 要	
H16. 5.25	第1回 検討委員会 (全体会議)	委員長・副委員長選出 委員会の公開について(議事録含む) 検討スケジュール説明・確認 県立福祉施設のあり方検討について ・あり方検討に当たっての背景等について ・県立福祉施設の概要について 次回開催について
H16. 6~ H16. 8	第2回 検討委員会 (全体会議)	県立福祉施設のあり方検討について 部会の設置について 施設視察について 次回開催について
	第3回 検討委員会 (全体会議)	県立福祉施設のあり方検討について 次回開催について 施設視察
	第4回 検討委員会 (全体会議)	今までの議論の整理、大まかな方向性の確認 部会について
H16. 9~ H17. 1	検討委員会 (各部会)	個別検討施設視察 個別施設の具体的問題点等の整理・検討 施設利用者等・職員意見等聴取
(H17. 1)	(タウンミーティング)	(タウンミーティング)
H17. 2	第5回 検討委員会 (全体会議)	部会から検討結果の報告 県立福祉施設あり方検討委員会報告(原案)検討
H17.2 ~ H17.3	県民意見募集	県立福祉施設あり方検討委員会報告書(原案)に対する 一般県民意見募集(パブリックコメント)
H17. 3	第6回 検討委員会 (全体会議)	「県立福祉施設あり方検討委員会報告書」取りまとめ

議論の進行によっては日程の前倒しもあり得る。

設置・運営主体別施設数の状況（全国）

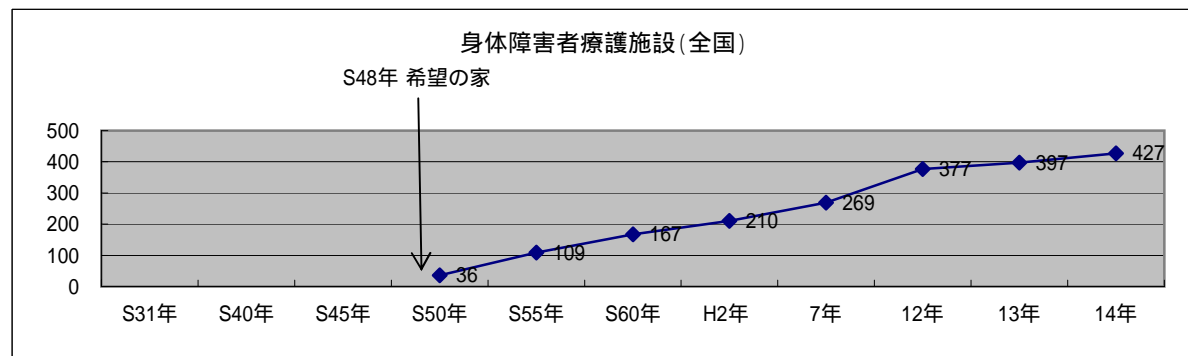
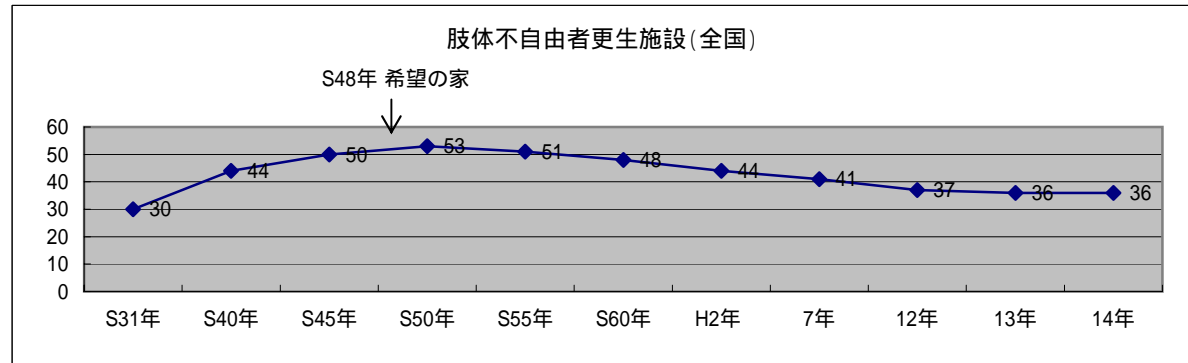
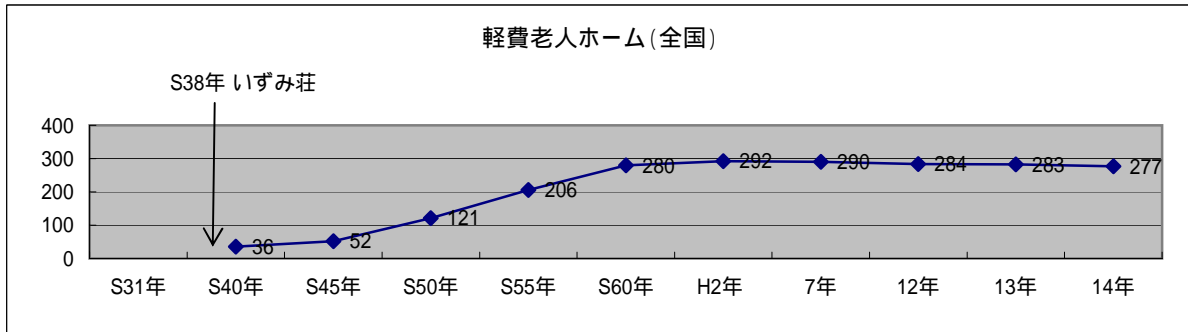
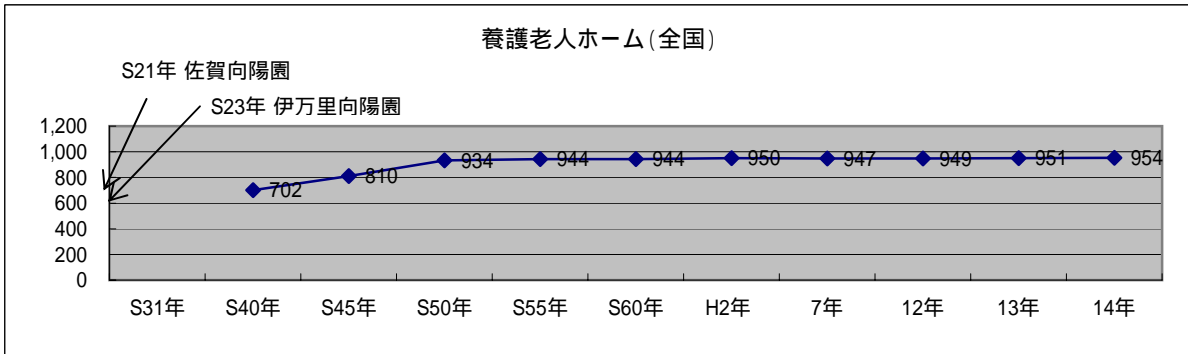
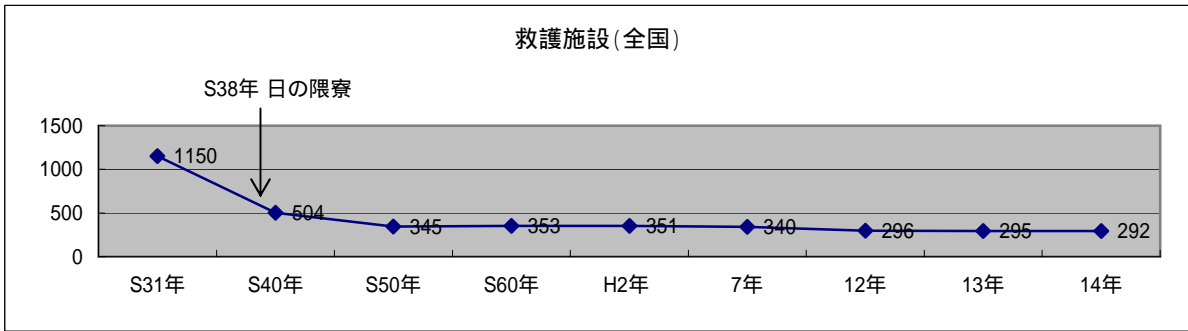
主な社会福祉施設の種別・年次推移	1
救護施設	5
軽費老人ホーム	6
養護老人ホーム	7
乳児院	8
児童養護施設	9
婦人保護施設	10
知的障害者更生施設(入所)	11
知的障害者授産施設(入所)	12
肢体不自由者更生施設	13
身体障害者療護施設	14
身体障害者授産施設	15
知的障害児通園施設	16
知的障害児施設	17
知的障害者通勤寮	18

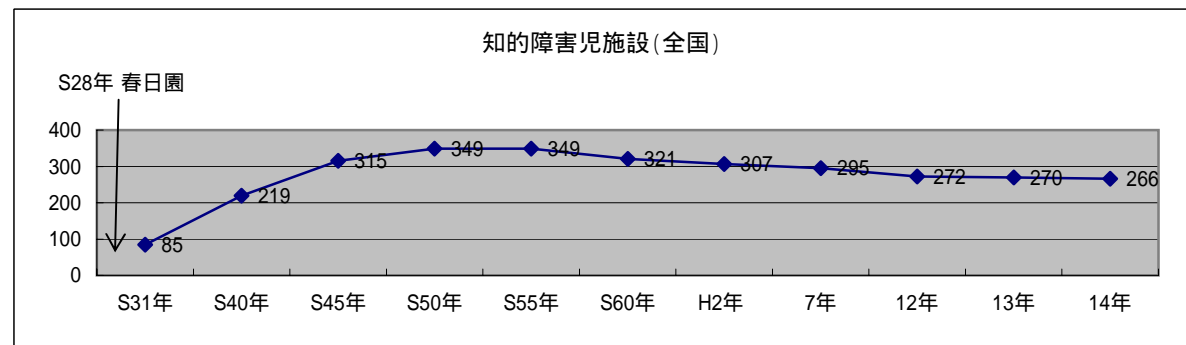
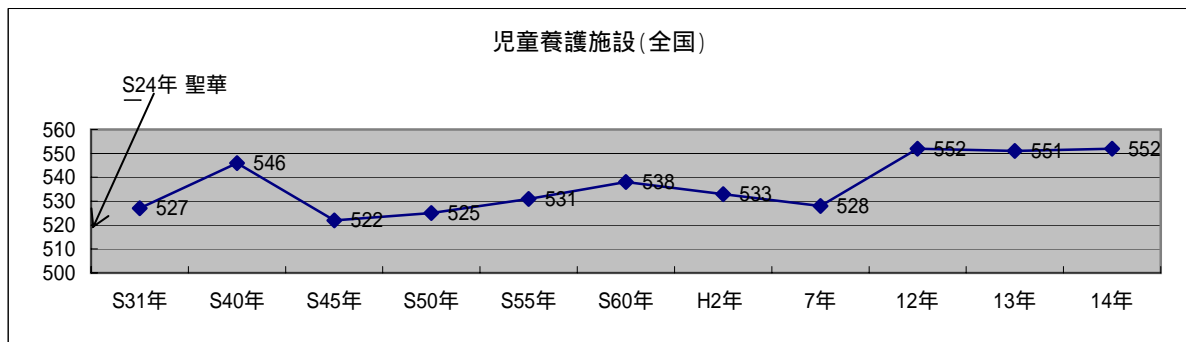
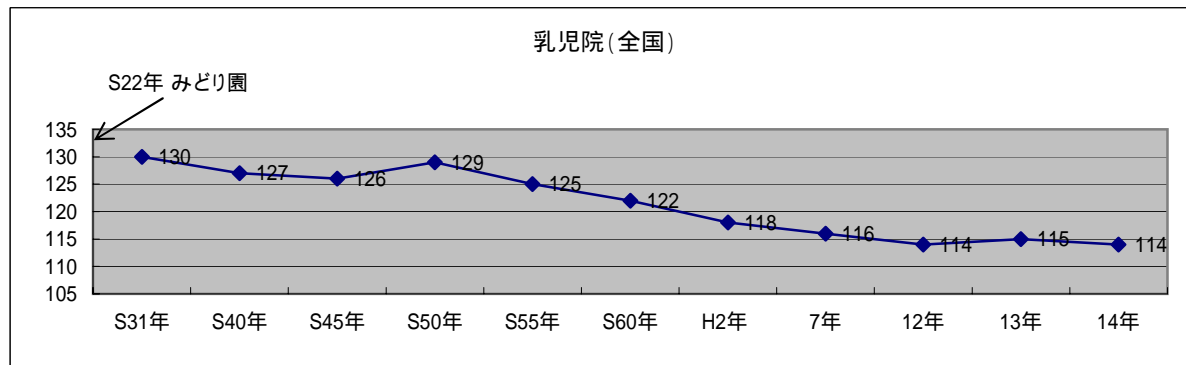
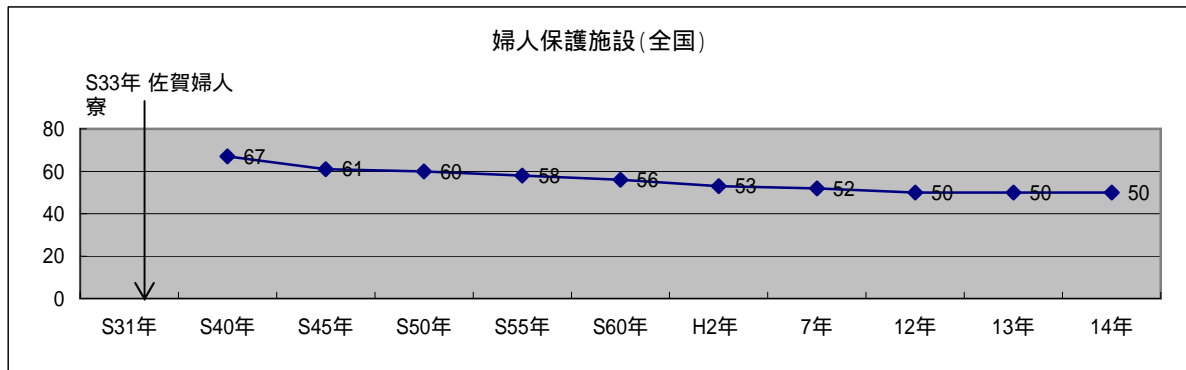
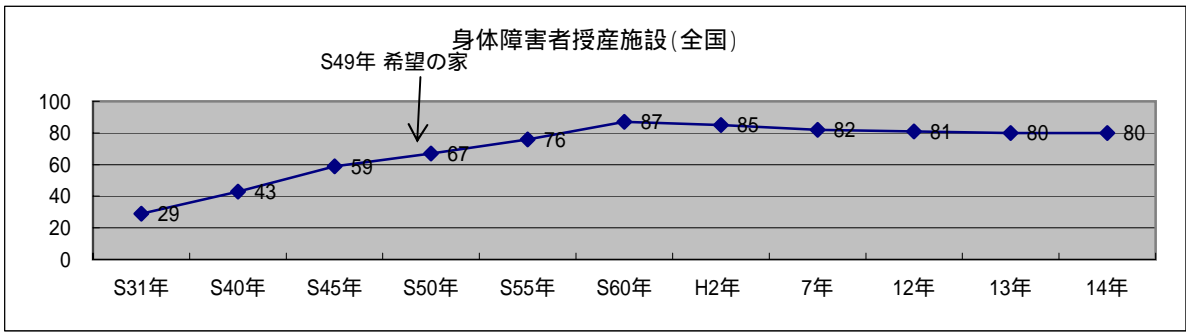
主な社会福祉施設の種別・年次推移

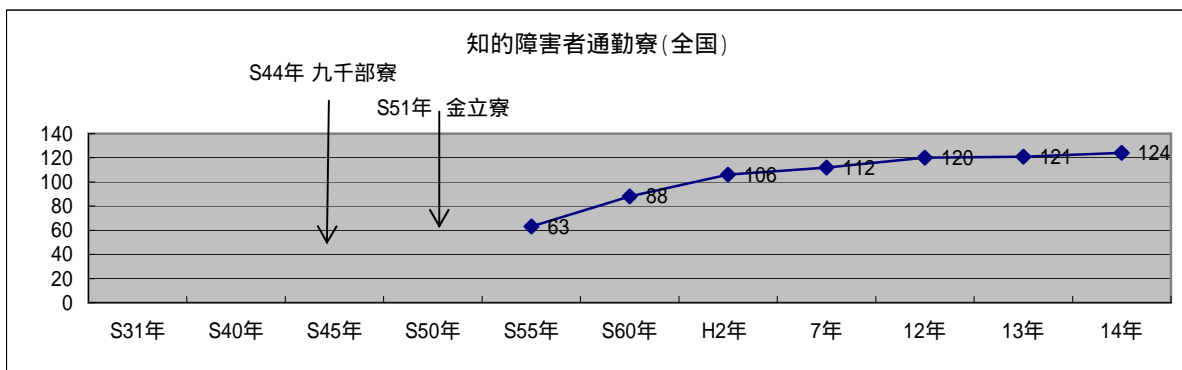
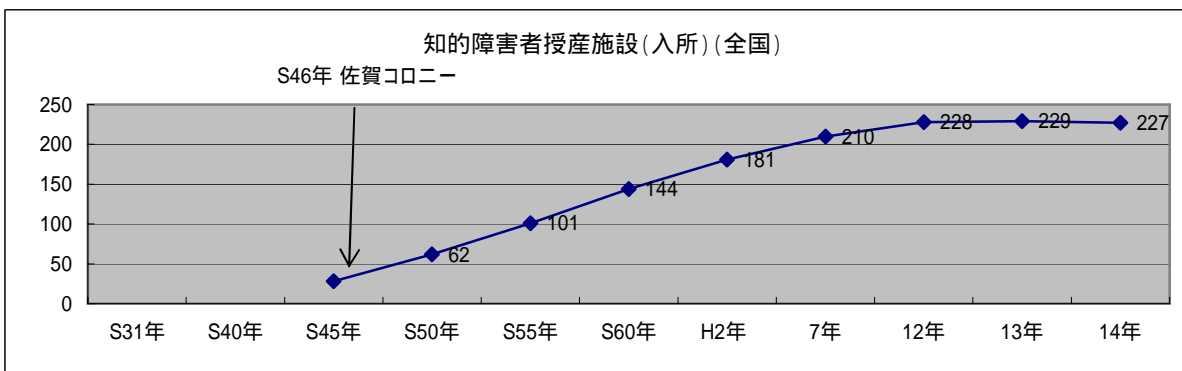
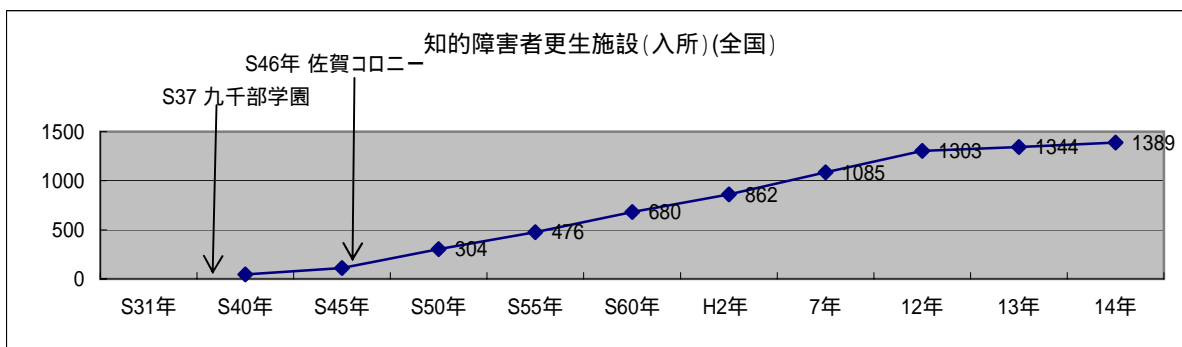
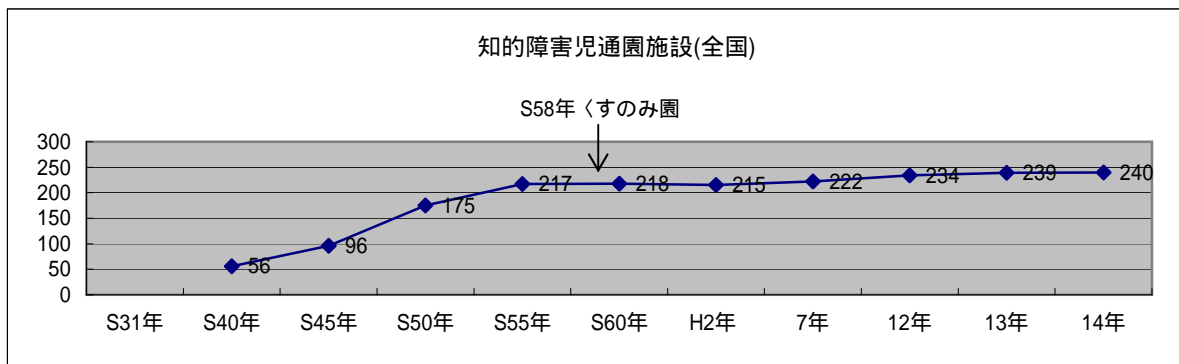
(社会福祉施設等調査報告より)

	S31年	S40年	S50年	S60年	H2年	7年	12年	13年	14年
保護施設 計	1,150	504	345	353	351	340	296	295	292
救護施設	51	108	145	169	173	174	178	177	180
その他	1,099	396	200	184	178	166	118	118	112
老人福祉施設 計	・	795	2,155	4,610	6,506	12,904	16,091	17,012	17,785
養護老人ホーム(一般)	・	702	909	902	904	900	902	903	906
養護老人ホーム(盲)	・	・	25	42	46	47	47	48	48
特別養護老人ホーム(1)	・	・	539	1,619	2,260	3,201	4,463	4,651	4,870
軽費老人ホーム(A型)	・	36	99	242	254	252	246	245	241
軽費老人ホーム(B型)	・	・	22	38	38	38	38	38	36
軽費老人ホーム(介護利用型(ケアハウス))	・	・	・	・	3	261	1,160	1,297	1,437
老人日帰り介護施設	・	・	・	・	977	3,948	・	・	・
老人介護支援センター	・	・	・	・	・	2,028	6,964	7,560	7,984
その他 (通所介護、短期入所介護生活を除く)	・	57	561	1,767	2,024	2,229	2,271	2,270	2,263
身体障害者更正援護施設 計	105	169	394	848	1,033	1,321	1,766	1,883	2,022
肢体不自由者更生施設	30	44	53	48	44	41	37	36	36
身体障害者療護施設	・	・	36	167	210	269	377	397	427
身体障害者授産施設	29	43	67	87	85	82	81	80	80
身体障害者通所授産施設	・	・	・	64	109	185	252	259	277
在宅障害者サービス施設	・	・	・	・	25	103	325	371	417
その他	46	82	238	482	560	641	694	740	785
婦人保護施設	・	67	60	56	53	52	50	50	50
児童福祉施設 計	10,558	14,020	26,546	33,309	33,176	33,231	33,089	33,217	33,266
保育所	8,749	11,199	18,238	22,899	22,703	22,488	22,199	22,231	22,288
乳児院	130	127	129	122	118	116	114	115	114
児童養護施設	527	546	525	538	533	528	552	551	552
知的障害児施設	85	219	349	321	307	295	272	270	266
知的障害児通園施設	・	56	175	218	215	222	234	239	240
児童自立支援施設	53	58	58	57	57	57	57	57	57
児童センター(児童館含む)	・	544	2,117	3,517	3,840	4,154	4,420	4,577	4,611
児童遊園	・	・	3,234	4,173	4,103	4,150	4,107	4,025	3,985
その他	1,014	1,271	1,721	1,464	1,300	1,221	1,134	1,152	1,153
知的障害者援護施設 計	・	70	430	1,244	1,732	2,332	3,002	3,364	3,650
知的障害者更生施設(入所)	・	70	304	680	862	1,085	1,303	1,344	1,389
知的障害者更生施設(通所)	・	・	19	76	137	239	350	366	384
知的障害者授産施設(入所)	・	・	62	144	181	210	228	229	227
知的障害者授産施設(通所)	・	・	45	240	396	608	890	957	1,058
知的障害者小規模通所授産施設	・	・	・	・	・	・	・	71	141
知的障害者通勤寮	・	・	・	88	106	112	120	121	124
知的障害者サービスセンター	・	・	・	・	・	・	・	157	198
知的障害者福祉工場	・	・	・	・	4	20	43	49	57
その他	・	0	0	16	46	58	68	70	72

注：1)平成12年以降は、「介護サービス施設・事業所調査」において、介護老人福祉施設として把握された数値。







1 救護施設

佐賀県立施設:日の隈寮 (県立・県営)

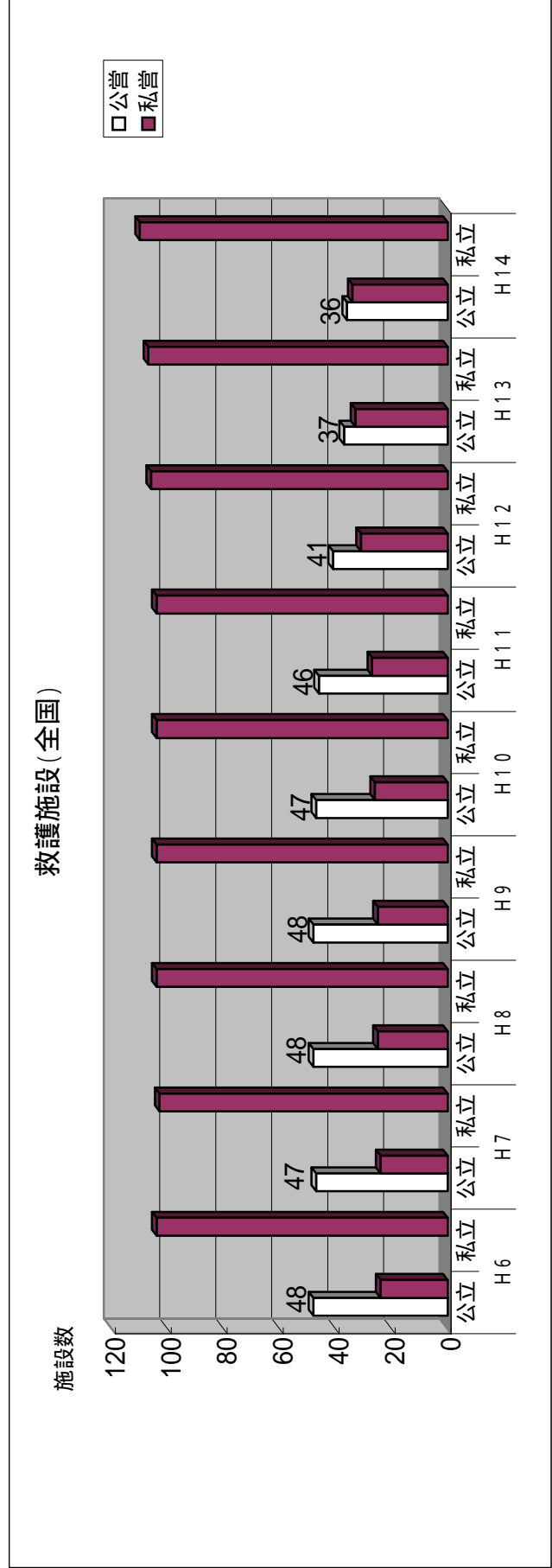
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	24	104	47	103	48	104	25	104	48	104	27	104	31	106	37	107	34	110
構成比	27.3%	0.0%	27.0%	0.0%	27.1%	0.0%	27.1%	0.0%	26.6%	0.0%	26.0%	0.0%	23.0%	0.0%	20.9%	0.0%	20.0%	0.0%
私営	72	104	71	103	73	104	73	104	73	104	73	104	72	106	70	107	70	110
合計	176	174	177	177	177	177	177	177	177	177	177	177	178	177	177	177	180	180
国	40.9%	59.1%	40.8%	59.2%	41.2%	58.8%	41.2%	58.8%	41.2%	58.8%	41.2%	58.8%	40.4%	59.6%	39.5%	60.5%	38.9%	61.1%
都道府県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村	30	13	30	13	30	13	30	13	30	13	30	13	30	13	30	13	30	13

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 36	計 34
国 0	都道府県 21
都道府県 6	市町村 13

救護施設(全国)



2 軽費老人ホーム

佐賀県立施設:いざみ荘 (県立・県営)

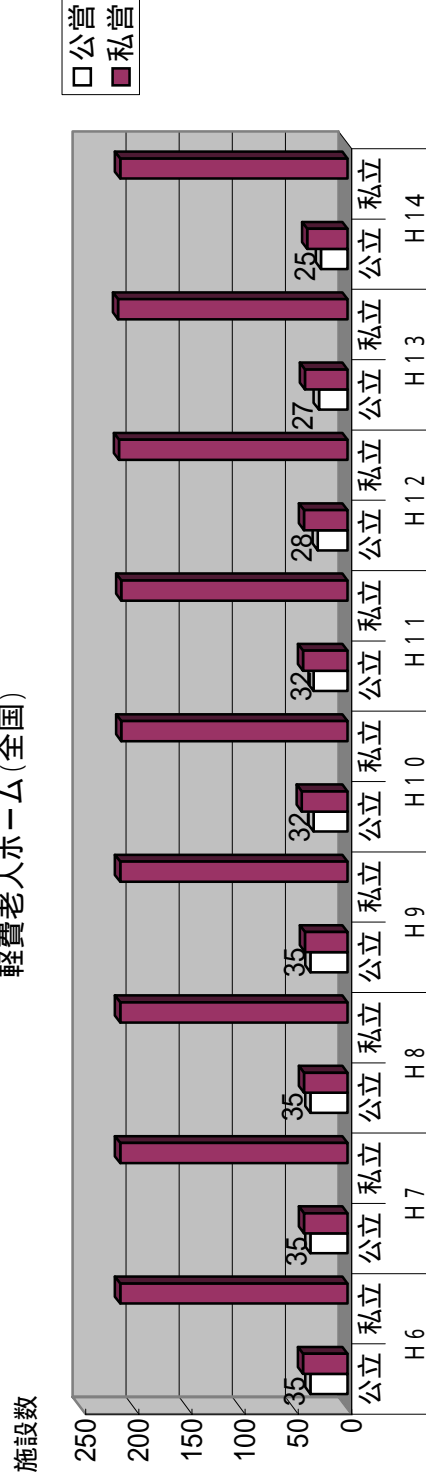
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	35	214	41	214	41	214	40	214	43	213	42	213	41	215	40	216	38	214
合計	77	214	76	214	76	214	75	214	75	213	74	213	69	215	67	216	63	214
全国	291		290		290		289		288		287		284		283		277	
構成比	12.0%		12.1%		12.1%		12.1%		11.1%		11.1%		9.9%		9.5%		9.0%	
私営	14.4%	73.5%	14.1%	73.8%	14.1%	73.8%	13.8%	74.0%	14.9%	74.0%	14.6%	74.2%	14.4%	75.7%	14.1%	76.3%	13.7%	77.3%
合計	26.5%	73.5%	26.2%	73.8%	26.2%	73.8%	26.0%	74.0%	26.0%	74.0%	25.8%	74.2%	24.3%	75.7%	23.7%	76.3%	22.7%	77.3%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計	計
25	38
国	国
都道府県	都道府県
4	12
市町村	市町村
21	26

軽費老人ホーム(全国)



3 養護老人ホーム

佐賀県立施設：佐賀向陽園・伊万里向陽園（佐賀県社会福祉協議会委託） 公立・私営

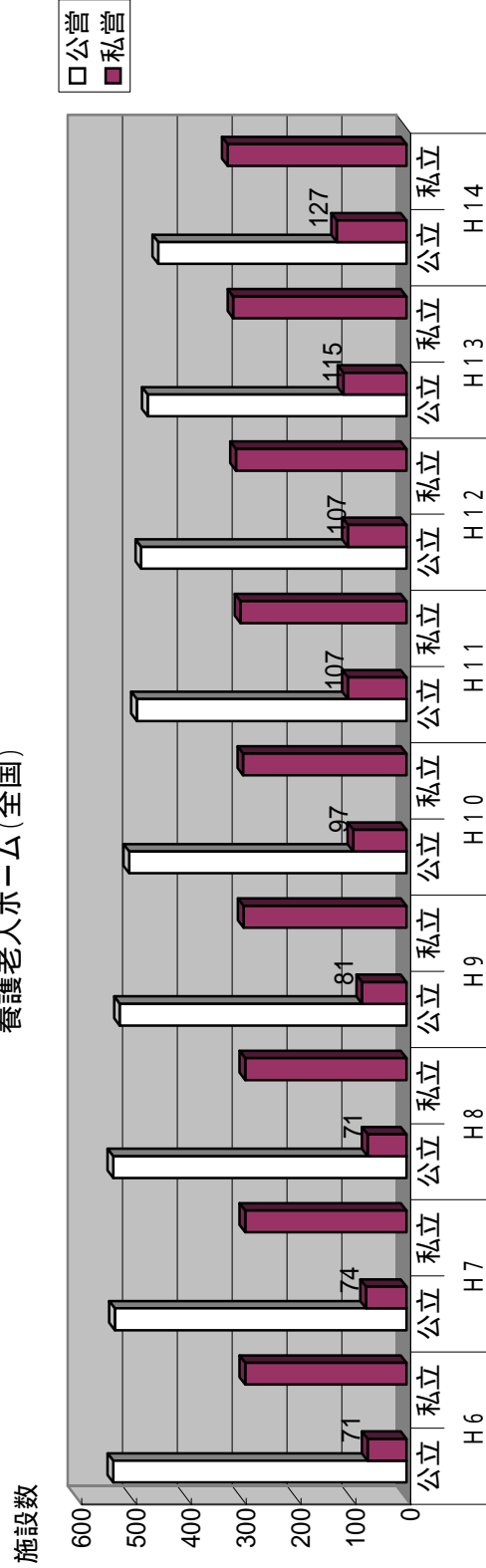
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14		
	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	
施設数	535	71	294	74	294	294	535	81	297	97	298	492	303	107	311	484	316	127	326
構成比	59.4%	7.9%	32.7%	8.2%	32.7%	32.7%	58.0%	9.0%	33.0%	10.8%	33.1%	11.9%	33.6%	11.9%	34.5%	53.7%	0.0%	50.0%	0.0%
合計	900	900	900	900	900	900	901	901	901	901	902	902	902	902	903	906	906	906	906
国																			
都道府県																			
市町村																			
計	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	
内訳	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	
合計	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	453	0	

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立	443
市町村	103
都道府県	10
国	0
計	127

養護老人ホーム(全国)



4 乳児院

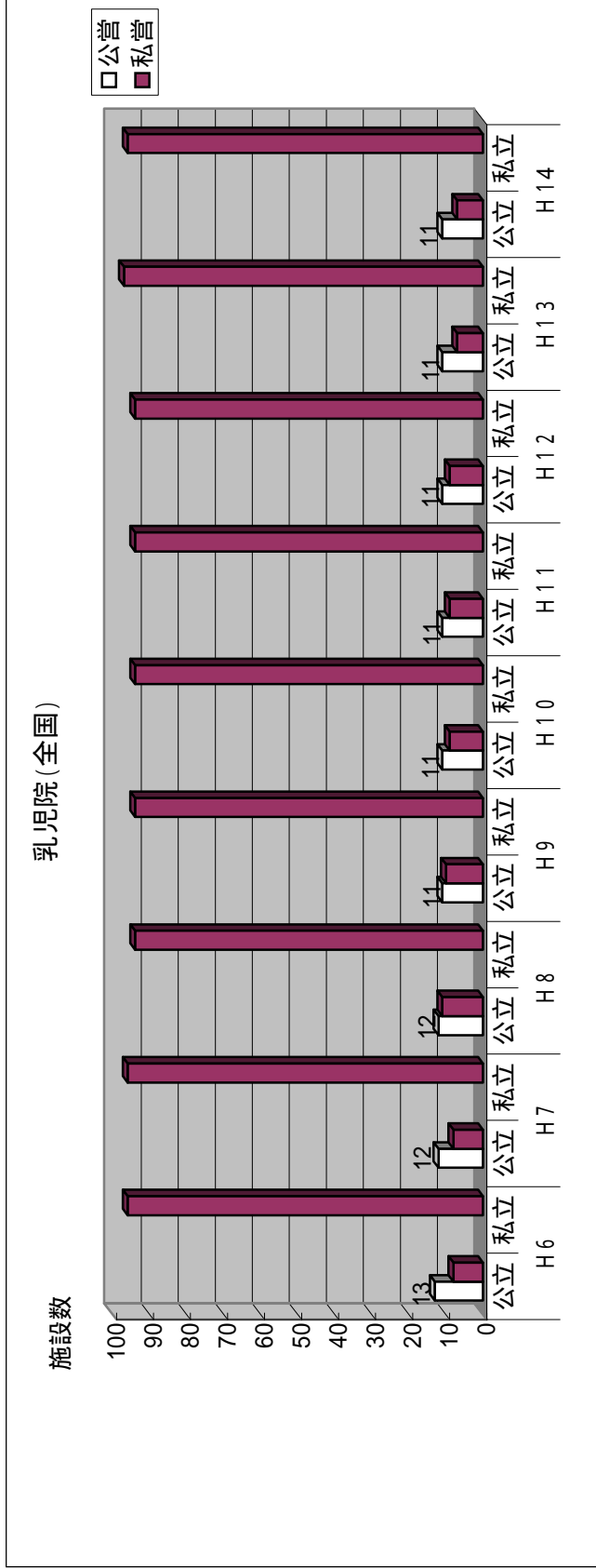
佐賀県立施設:みどり園 (県立・県営)

(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	13	8	12	8	12	11	11	10	11	9	9	11	9	11	7	11	7	11
全数	21	96	20	96	23	94	21	94	20	94	20	94	20	94	18	97	18	96
国	117	116	117	116	117	115	115	115	114	114	114	114	114	114	115	114	114	114
構成	11.1%	0.0%	10.3%	0.0%	10.3%	0.0%	9.6%	0.0%	9.6%	0.0%	9.6%	0.0%	9.6%	0.0%	9.6%	0.0%	9.6%	0.0%
私営	6.8%	82.1%	6.9%	82.8%	9.4%	80.3%	8.7%	81.7%	7.9%	82.5%	7.9%	82.5%	7.9%	82.5%	6.1%	84.3%	6.1%	84.2%
比合計	17.9%	82.1%	17.2%	82.8%	19.7%	80.3%	18.3%	81.7%	17.5%	82.5%	17.5%	82.5%	17.5%	82.5%	15.7%	84.3%	15.8%	84.2%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 11	計 7
国 0	国 0
都道府県 7	都道府県 4
市町村 4	市町村 3



5 児童養護施設

佐賀県立施設：聖華園(県立・私営(佐賀県社会福祉協議会委託))

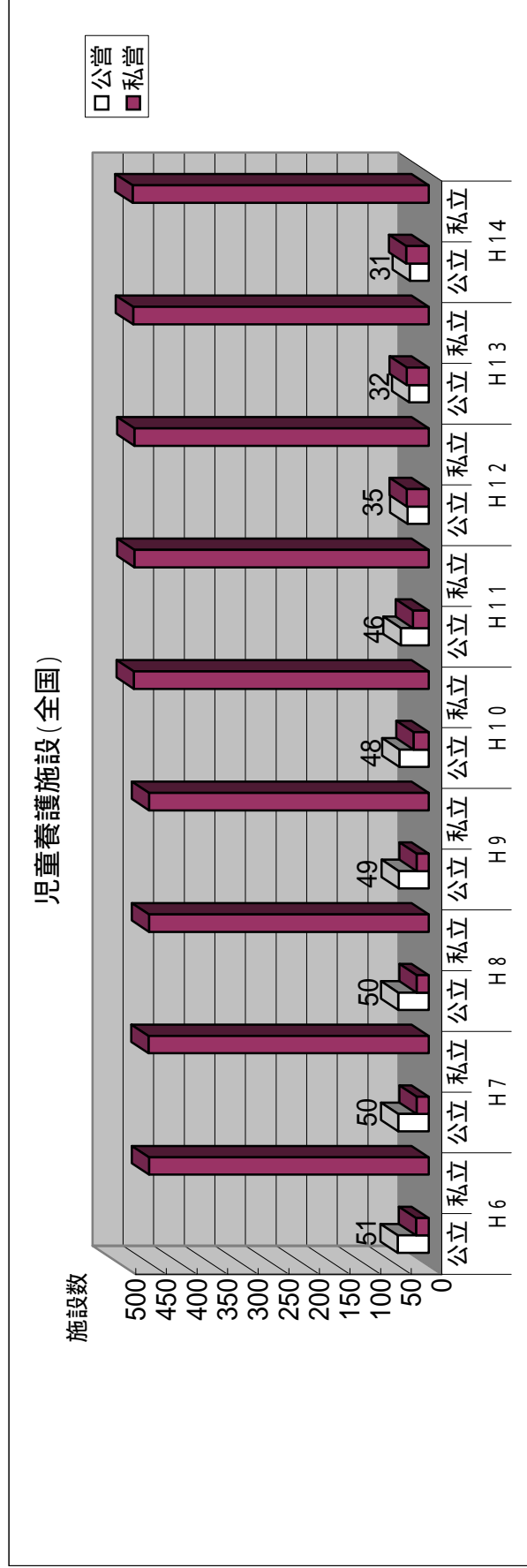
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	51	50	20	458	20	457	20	457	25	482	26	481	36	481	36	483	37	484
構成比	9.6%	0.0%	9.5%	0.0%	9.5%	0.0%	9.3%	0.0%	8.6%	0.0%	8.3%	0.0%	6.3%	0.0%	5.8%	0.0%	5.6%	0.0%
	4.0%	86.4%	3.8%	86.7%	3.8%	86.7%	3.8%	86.9%	4.5%	86.8%	4.7%	87.0%	6.5%	87.1%	6.5%	87.7%	6.7%	87.7%
合計	72	457	70	458	70	457	69	457	73	482	72	481	71	481	68	483	68	484
	529		528		527		526		555		553		552		551		552	
	13.6%	86.4%	13.3%	86.7%	13.3%	86.7%	13.1%	86.9%	13.2%	86.8%	13.0%	87.0%	12.9%	87.1%	12.3%	87.7%	12.3%	87.7%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 31	計 37
国 0	国 0
都道府県 9	都道府県 24
市町村 22	市町村 13

児童養護施設(全国)



6 婦人保護施設

佐賀県立施設：佐賀婦人寮（県立・私営（佐賀県社会福祉協議会委託））

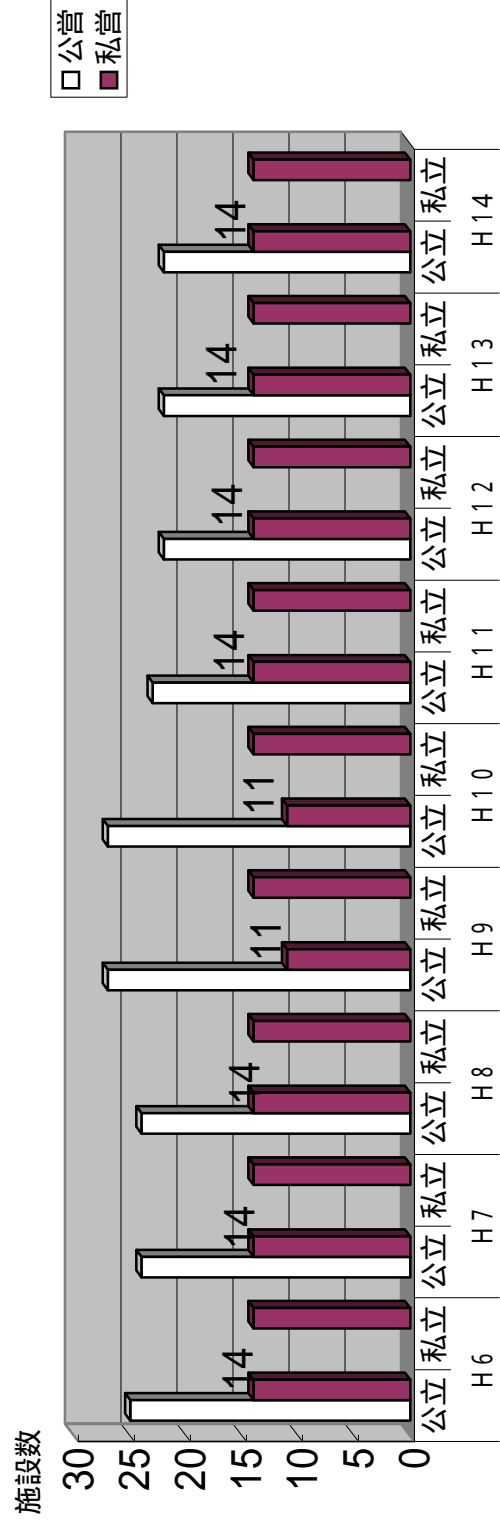
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14		
	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	公立	私営	
施設数	25	14	24	14	14	14	11	14	27	11	14	14	14	22	14	14	22	14	
合計	39	14	38	14	38	14	38	14	52	38	37	14	36	14	36	14	50	14	
構成比	47.2%	0.0%	46.2%	0.0%	46.2%	0.0%	51.9%	0.0%	51.9%	0.0%	45.1%	0.0%	44.0%	0.0%	44.0%	0.0%	44.0%	0.0%	
私営	26.4%	26.4%	26.9%	26.9%	26.9%	26.9%	21.2%	26.9%	21.2%	26.9%	27.5%	27.5%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%	28.0%
合計	73.6%	26.4%	73.1%	26.9%	73.1%	26.9%	73.1%	26.9%	73.1%	26.9%	72.5%	27.5%	72.0%	28.0%	72.0%	28.0%	72.0%	28.0%	28.0%

(2) 設置者別内訳（公立）

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 22	計 14
国 0	国 0
都道府県 22	都道府県 14
市町村 0	市町村 0

婦人保護施設（全国）



7 知的障害者更生施設(入所)

佐賀県立施設:佐賀口口二一(厚生施設部分定員:200名)(県立・県営)、九千部学園(県立・県営)

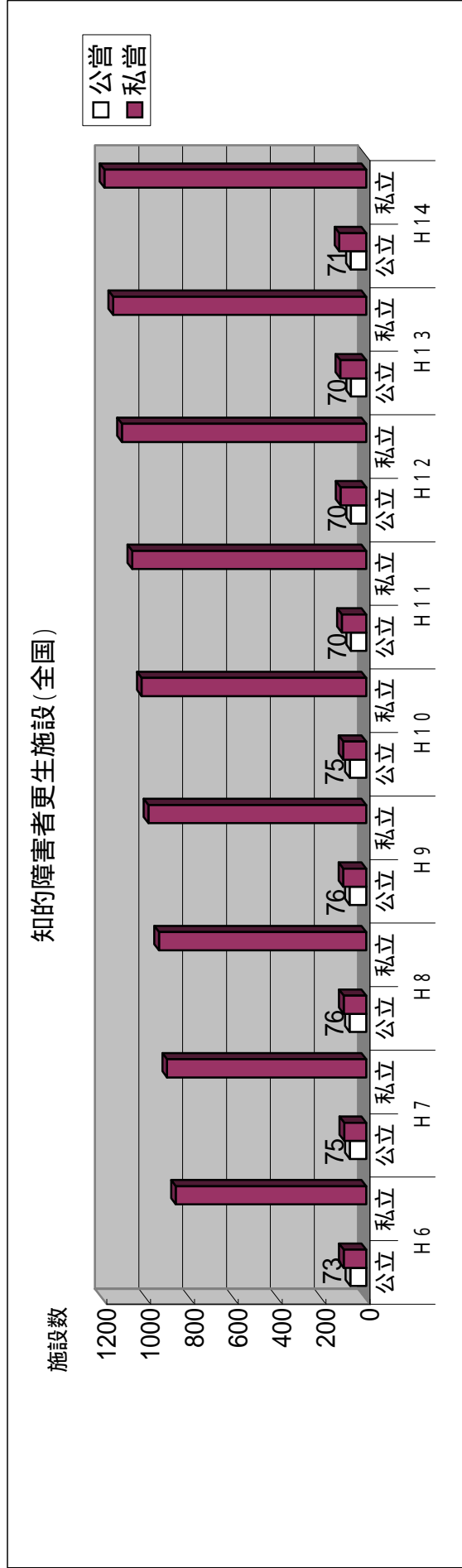
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	73		75		76		76		75		70		70		70		71	
全	103	869	101	909	103	946	105	994	105	1,025	112	1,068	118	1,115	119	1,155	123	1,195
国	176	869	176	909	179	946	181	994	180	1,025	182	1,068	188	1,115	189	1,155	194	1,195
構成	1,045		1,085		1,125		1,175		1,205		1,250		1,303		1,344		1,389	
比	7.0%	0.0%	6.9%	0.0%	6.8%	0.0%	6.5%	0.0%	6.2%	0.0%	5.6%	0.0%	5.4%	0.0%	5.2%	0.0%	5.1%	0.0%
成	9.9%	83.2%	9.3%	83.8%	9.2%	84.1%	8.9%	84.6%	8.7%	85.1%	9.0%	85.4%	9.1%	85.6%	8.9%	85.9%	8.9%	86.0%
比	16.8%	83.2%	16.2%	83.8%	15.9%	84.1%	15.4%	84.6%	14.9%	85.1%	14.6%	85.4%	14.4%	85.6%	14.1%	85.9%	14.0%	86.0%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 71	計 123
国 0	国 1
都道府県 28	都道府県 96
市町村 43	市町村 26

知的障害者更生施設(全国)



8 知的障害者授産施設(入所)

佐賀県立施設・佐賀工口二一(授産施設部分定員:120名) (県立・県営)

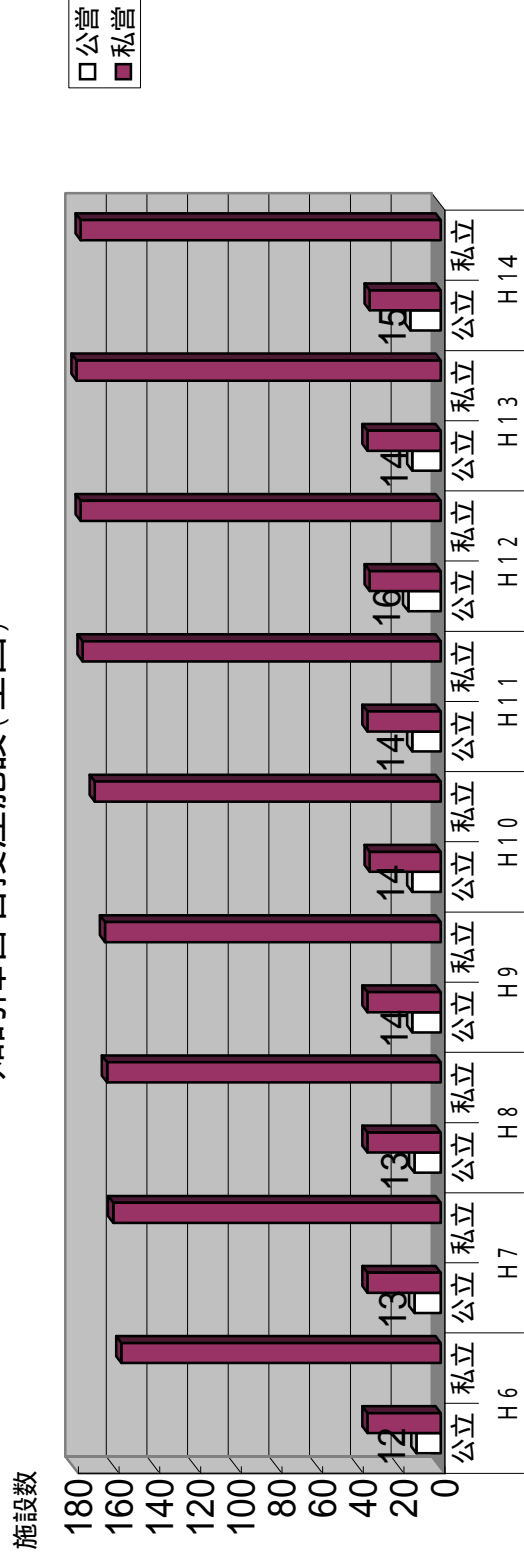
(1)設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	12	36	13	36	13	36	14	36	14	35	14	36	16	35	14	36	15	35
合計	48	157	49	161	49	164	50	165	49	170	50	176	51	177	50	179	50	177
構成比	205	0.0%	210	0.0%	213	0.0%	215	0.0%	219	0.0%	226	0.0%	228	0.0%	229	0.0%	227	0.0%
全国	5.9%	76.6%	6.2%	76.7%	6.1%	77.0%	6.5%	76.7%	6.4%	77.6%	6.2%	77.9%	7.0%	77.6%	6.1%	78.2%	6.6%	78.0%
	17.6%	76.6%	17.1%	76.7%	16.9%	77.0%	16.7%	76.7%	16.0%	77.6%	15.9%	77.9%	15.4%	77.6%	15.7%	78.2%	15.4%	78.0%
	23.4%	76.6%	23.3%	76.7%	23.0%	77.0%	23.3%	76.7%	22.4%	77.6%	22.1%	77.9%	22.4%	77.6%	21.8%	78.2%	22.0%	78.0%

(2)設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 15	計 35
国 0	国 0
都道府県 6	都道府県 31
市町村 9	市町村 4

知的障害者授産施設(全国)



9 肢体不自由者更生施設

佐賀県立施設：希望の家（更生施設部分定員30名）（県立・県営）

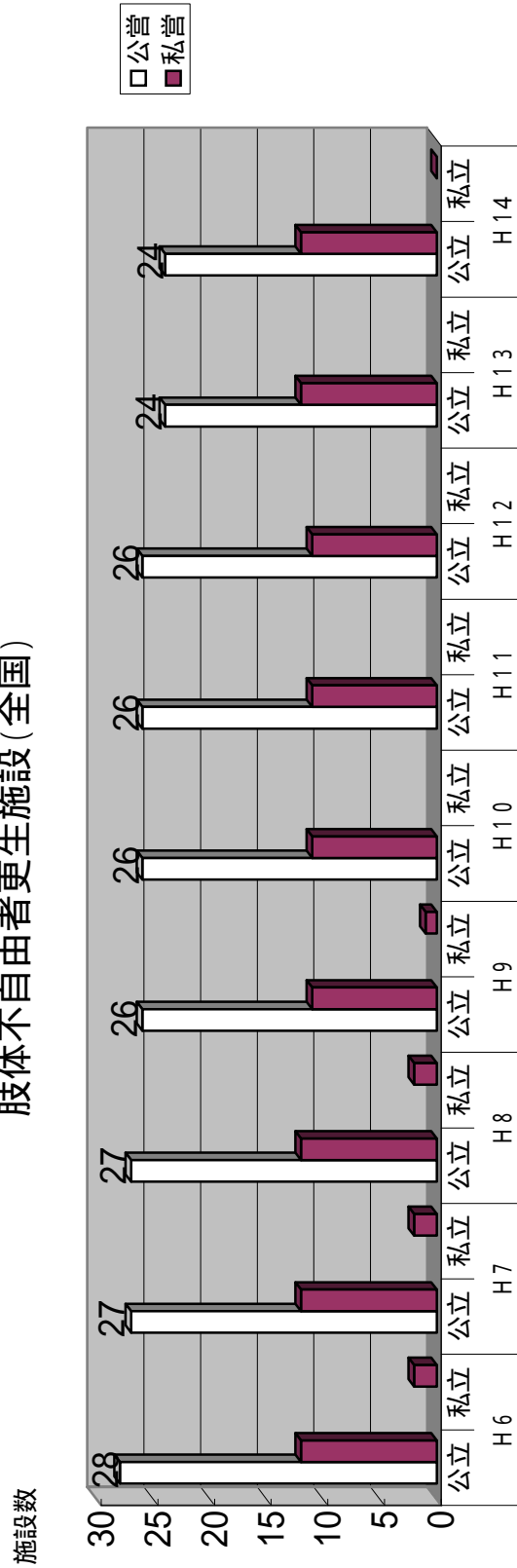
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設	28	27	27	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	24	24	24	24
数	12	12	12	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	12	12	12	12
合計	40	39	39	37	37	37	37	37	37	37	37	37	37	36	36	36	36	36
構成	66.7%	65.9%	65.9%	68.4%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	70.3%	66.7%	66.7%	66.7%	66.7%
比	28.6%	29.3%	29.3%	28.9%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%	29.7%	33.3%	33.3%	33.3%	33.3%
合計	95.2%	95.1%	95.1%	97.4%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(2) 設置者別内訳(公立)

H 14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 24	計 12
国 1	国 0
都道府県 22	都道府県 11
市町村 1	市町村 1

肢体不自由者更生施設(全国)



10 身体障害者療護施設

佐賀県立施設：希望の家（療護施設部分定員60人）（県立・県営）

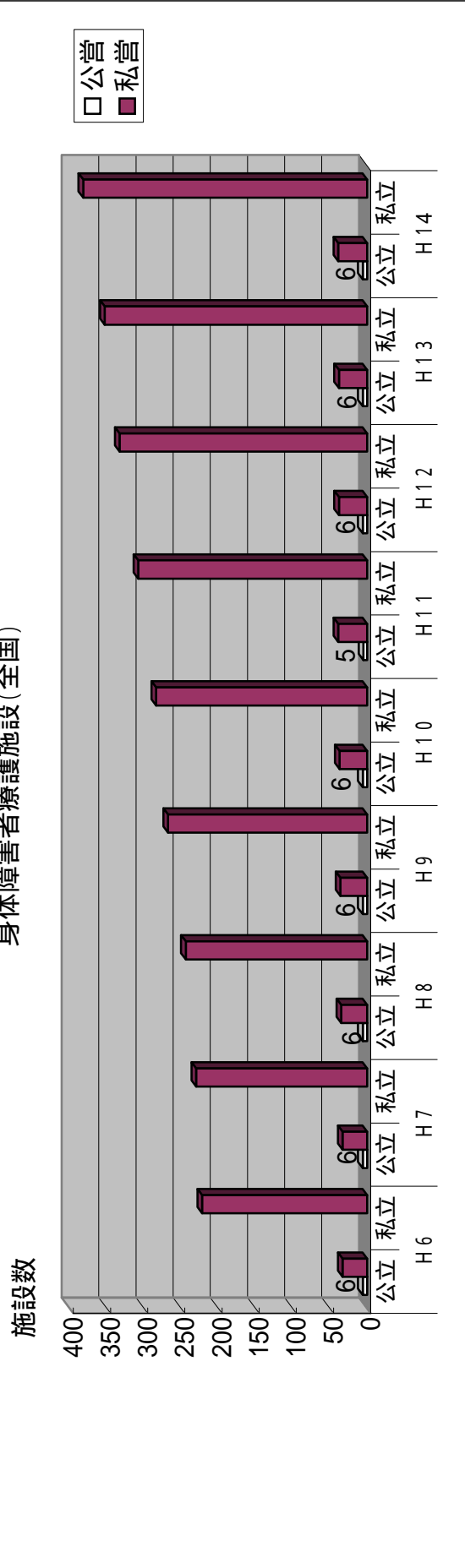
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	5	5	6	6	6	6	6	6
全数	33	222	33	230	35	244	36	268	37	284	39	308	38	333	38	353	39	382
合計	39	222	39	230	41	244	42	268	43	284	44	308	44	333	44	353	45	382
全国	261	0.0%	269	0.0%	285	0.0%	310	0.0%	327	0.0%	352	0.0%	377	0.0%	397	0.0%	427	0.0%
構成	2.3%	0.0%	2.2%	0.0%	2.1%	0.0%	1.9%	0.0%	1.8%	0.0%	1.4%	0.0%	1.6%	0.0%	1.5%	0.0%	1.4%	0.0%
私営	12.6%	85.1%	12.3%	85.5%	12.3%	85.6%	11.6%	86.5%	11.3%	86.9%	11.1%	87.5%	10.1%	88.3%	9.6%	88.9%	9.1%	89.5%
合計	14.9%	85.1%	14.5%	85.5%	14.4%	85.6%	13.5%	86.5%	13.1%	86.9%	12.5%	87.5%	11.7%	88.3%	11.1%	88.9%	10.5%	89.5%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	6
計	39
国	0
都道府県	2
市町村	4
市町村	6

身体障害者療護施設(全国)



1.1 身体障害者授産施設

佐賀県立施設・希望の家(授産施設部分定員40人) (県立・県営)

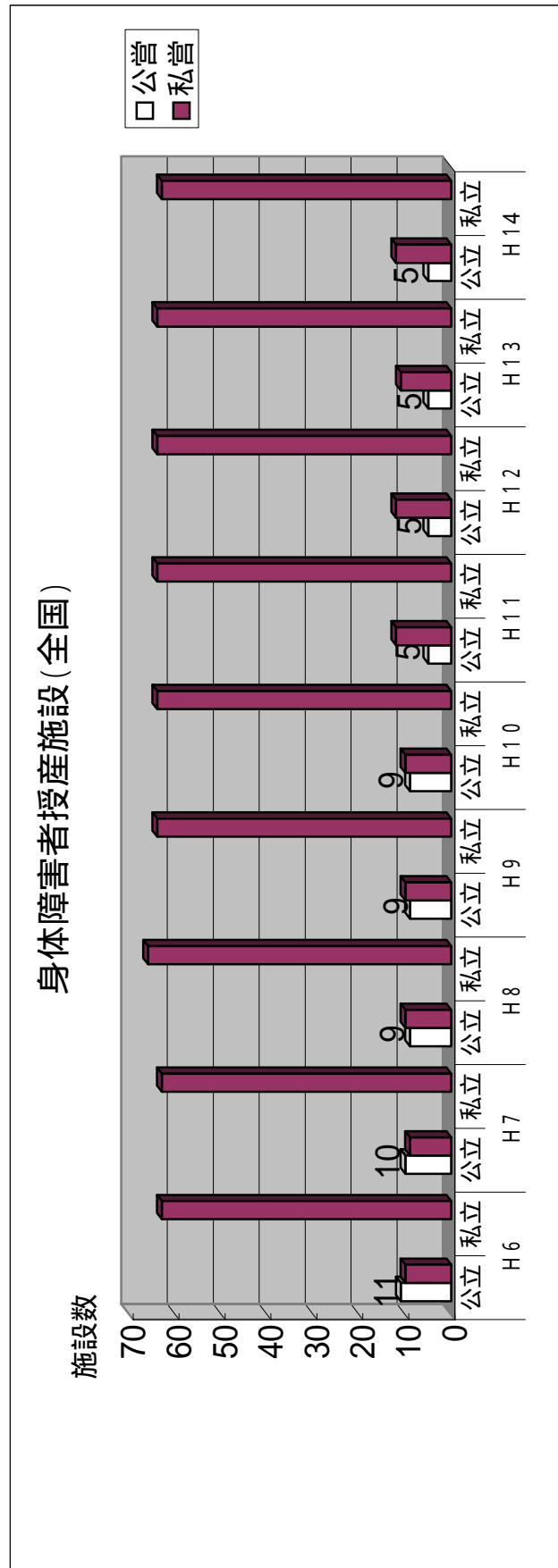
(1) 設置・運営主体別施設数

	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	11	10	10	9	9	10	9	10	9	10	12	5	12	5	11	5	12	5
全数	21	63	19	63	19	66	19	64	19	64	17	64	17	64	16	64	17	63
構成比	84	0.0%	82	0.0%	85	0.0%	83	0.0%	83	0.0%	81	0.0%	81	0.0%	80	0.0%	80	0.0%
全国	13.1%	0.0%	12.2%	0.0%	10.6%	0.0%	10.8%	0.0%	10.8%	0.0%	6.2%	0.0%	6.2%	0.0%	6.3%	0.0%	6.3%	0.0%
	11.9%	75.0%	11.0%	76.8%	11.8%	77.6%	12.0%	77.1%	12.0%	77.1%	14.8%	79.0%	14.8%	79.0%	13.8%	80.0%	15.0%	78.8%
	25.0%	75.0%	23.2%	76.8%	22.4%	77.6%	22.9%	77.1%	22.9%	77.1%	21.0%	79.0%	21.0%	79.0%	20.0%	80.0%	21.3%	78.8%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	5
公立私営内訳	0
計	5
国	0
都道府県	3
市町村	2
市町村	3

身体障害者授産施設(全国)



1.2 知的障害児通園施設

佐賀県立施設:くすのみ園 (県立・県営)

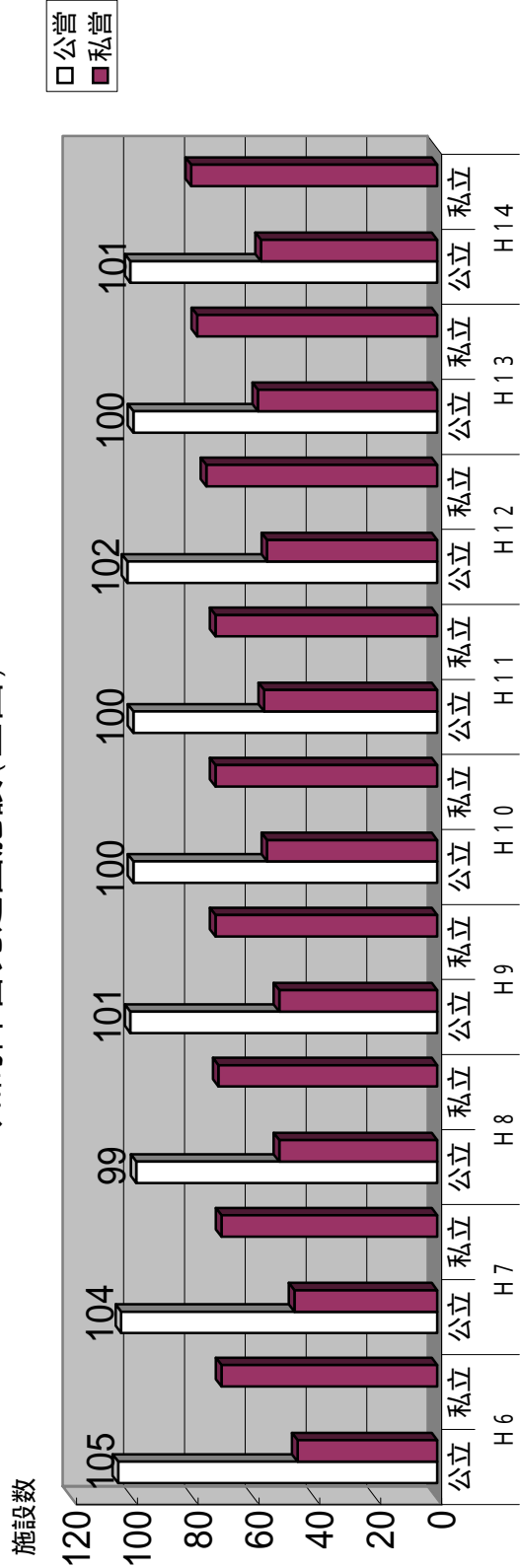
(1) 設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設数	105	46	104	47	99	52	101	52	100	57	100	57	102	56	100	59	101	58
全数	151	71	151	71	151	72	153	73	156	73	157	73	158	76	159	80	159	81
全国	222	222	222	222	223	223	226	226	229	230	230	234	234	239	240	240	240	240
構成比	47.3%	0.0%	46.8%	0.0%	44.4%	0.0%	44.7%	0.0%	43.7%	0.0%	43.5%	0.0%	43.6%	0.0%	41.8%	0.0%	42.1%	0.0%
合計	20.7%	32.0%	21.2%	32.0%	23.3%	32.3%	23.0%	32.3%	24.5%	31.9%	24.8%	31.7%	23.9%	32.5%	24.7%	33.1%	24.2%	33.8%
合計	68.0%	32.0%	68.0%	32.0%	67.7%	32.3%	67.7%	32.3%	68.1%	31.9%	68.3%	31.7%	67.5%	32.5%	66.5%	33.5%	66.3%	33.8%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計 101	計 58
国 0	国 0
都道府県 2	都道府県 3
市町村 99	市町村 55

知的障害児通園施設(全国)



1.3 知的障害児施設

佐賀県立施設:春日園(県立・県営)

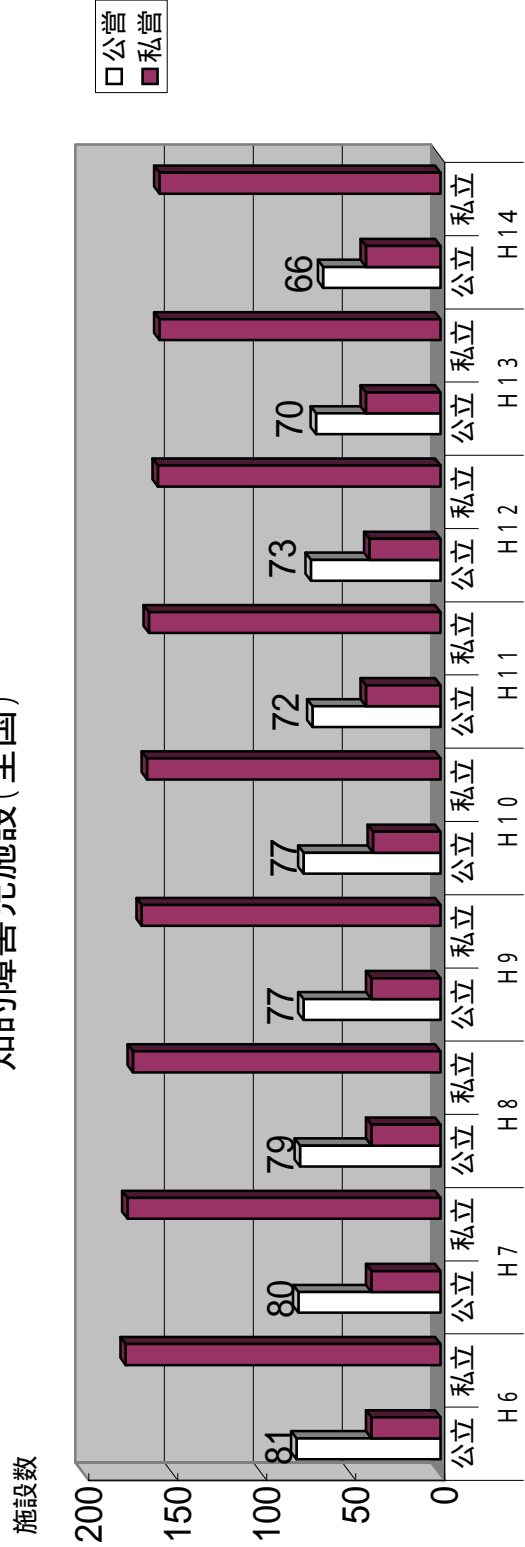
(1)設置・運営主体別施設数

区分	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14		
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	
施設数	81	177	80	176	79	173	77	168	77	165	72	164	73	159	70	42	66	42	0
合計	120	177	119	176	118	173	116	168	115	165	114	164	113	159	112	158	108	158	38
全国	297		295		291		284		280		278		272		270		266		4
構成比	27.3%	0.0%	27.1%	0.0%	27.1%	0.0%	27.1%	0.0%	27.5%	0.0%	25.9%	0.0%	26.8%	0.0%	25.9%	0.0%	24.8%	0.0%	0.0%
合計	13.1%	59.6%	13.2%	59.7%	13.4%	59.5%	13.7%	59.2%	13.6%	58.9%	15.1%	59.0%	14.7%	58.5%	15.6%	58.5%	15.8%	59.4%	59.4%
合計	40.4%	59.6%	40.3%	59.7%	40.5%	59.5%	40.8%	59.2%	41.1%	58.9%	41.0%	59.0%	41.5%	58.5%	41.5%	58.5%	40.6%	59.4%	59.4%

(2)設置者別内訳(公立)

H14	
公立公営内訳	公立私営内訳
計	計
66	42
1	0
国	国
34	38
都道府県	都道府県
31	4
市町村	市町村

知的障害児施設(全国)



1.4 知的障害者通勤寮

佐賀県立施設：九千部寮・金立寮（県立・私営（財団法人佐賀県手をつなぐ育成会委託））

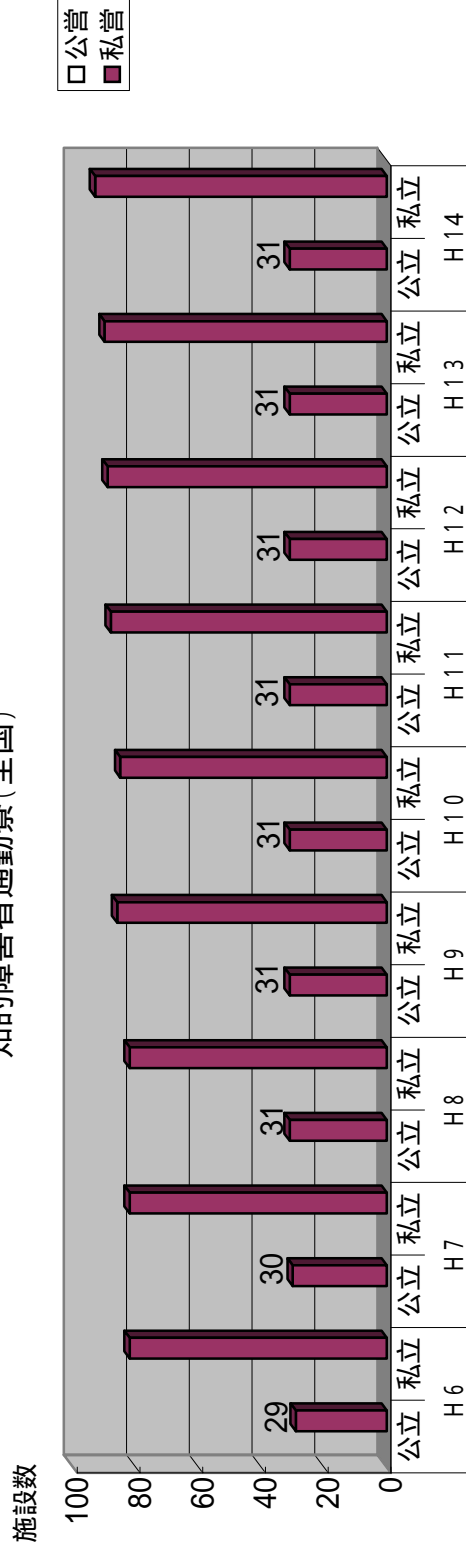
(1) 設置・運営主体別施設数

施設 全 国	H6		H7		H8		H9		H10		H11		H12		H13		H14	
	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立	公立	私立
施設	29	82	30	82	31	82	31	86	31	85	31	88	31	89	31	90	31	93
数	29	82	30	82	31	82	31	86	31	85	31	88	31	89	31	90	31	93
合計	111		112		113		117		116		119		120		121		124	
構成	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
比	26.1%	73.9%	26.8%	73.2%	27.4%	72.6%	26.5%	73.5%	26.7%	73.3%	26.1%	73.9%	25.8%	74.2%	25.6%	74.4%	25.0%	75.0%
合計	26.1%	73.9%	26.8%	73.2%	27.4%	72.6%	26.5%	73.5%	26.7%	73.3%	26.1%	73.9%	25.8%	74.2%	25.6%	74.4%	25.0%	75.0%

(2) 設置者別内訳(公立)

H14	
公立公管内訳	公立私管内訳
計 0	計 31
国	国 0
都道府県	都道府県 19
市町村	市町村 12

知的障害者通勤寮(全国)



第 1 回 佐賀県立福祉施設あり方検討委員会 会議録

1 . 開催日時 平成 1 6 年 5 月 2 5 日 10:00 ~ 12:00

2 . 開催場所 若楠会館 (佐賀市)

3 . 出席者

新富委員、池田委員、北岡委員、倉田委員、齊場委員、田口委員、諫山委員、井上委員、山口委員、長澤委員、本告委員、森委員、青山委員、中原委員、迎委員、吉村委員、大坪委員、永松委員、松尾委員、荒金委員、重藤委員

事務局：奥村副本部長、山口地域福祉課長、永石母子保健福祉課長、藤田長寿社会課長、船津障害福祉課長 他 1 0 名

4 . 議 題

- (1) 委員長及び副委員長の選出について
- (2) 委員会の公開について
- (3) 県立福祉施設のあり方検討について
- (4) 次回開催予定について

5 . 会 議 録

【事務局】

それでは、定刻となりましたので「第 1 回佐賀県立福祉施設あり方検討委員会」を開催致します。後ほど委員長の選出をいただきますが、それまでの間、進行をさせていただきます事務局の健康福祉本部企画・経営グループの野田と申します。よろしくお願い致します。それでは、お手元のレジメに従いまして進めさせていただきます。

まず、始めに重藤健康福祉本部長から御挨拶を申し上げます。

【重藤本部長】

皆様おはようございます。第 1 回の佐賀県立福祉施設あり方検討委員会の開催に先立ちまして一言ご挨拶を申し上げたいというふうに思います。委員の皆様方には大変お忙しいところ本日お集まり頂きまして、また、委員の就任につきましても御快諾いただきまして、この場を借りまして御礼を申し上げたいというふうに思います。

さて、この委員会でありまして、とにかく二つの大きな目的と言いますか、二つの大きなポイントがありまして開いたということございまして、一つ目は、今の福祉のあり方と言う事で、障害者、高齢者の地域生活の支援という事で、いま動いております。そうした大きな動きの中で地域生活を支援する態勢を組む為にはどうしたらいいのか、という事をここでご議論を頂きたいという事でございます。福祉のこれまでの体系としましては、施設を作って施設に入所いただいてサービスを提供するというような事で組んでいます。県立の福祉施設につきましてもそのようなあり方の中できておった訳

でありますけれども、昨今、特別養護老人ホームにおいても大規模型からユニット型へ、ユニットも外に出していくという事で、より身近な地域でより身近な生活に近い、昔ながらの生活と近い環境でそのまま生活するという事を目標に、そうした地域生活支援をどう組んでいくのか。その為に県立の福祉施設の体系としてはどういうふうにしていくのか、ということがまずポイントの一点目だろうと思っています。

ポイントの2点目と致しましては福祉の新たなニーズがいろいろ出てきています。例えば、DV、家庭内暴力の問題、それから虐待の問題等いろいろな社会環境が変わり、いろんな問題もでてきております。そうした中、それも地域で支えていけないといけない。そういった新たな課題にも積極的に取り組んでいけないといけない訳でありますけれども、しかしながら、財政的には国も、県も厳しいという中で、あれもこれもどれもこれも全て取り組んでいくのでは、財源的にも人力的にもとても難しく、あれもこれもという事ではなくて、新しい課題に挑戦していくためには、いろんな事も整理していかないといけないという事で、限られた財源、限られた人員・資源の中でどういうふうに取り組んでいくのか、またどんなふうに関後どういう分野を伸ばしていくのか、と言う視点もございます。

そうした中で、今後の福祉施設をどういうふうに関立の施設をどういうふうに関核として持っていくのか、また民間にゆだねるべき部分はゆだねるのか、また地域にゆだねる部分はどういうふうにしていくのかと言う事も方針としてご議論、ご意見をいただきながら、今後のあり方ということを検討していきたいという事でございます。

私ばかり話してもいけません、とにかく目的は地域生活支援の充実、その為に県立施設をどうするのか。また、あれもこれもという事ではなくて、重点的にどういうふうに関課題に取り組んでいく為にはどうしたらいいのか、というようなポイントでひとつ活発なご議論をお願いしたいという事でございます。委員の先生方、よろしく願いしたいと思います。

【事務局】

それでは第1回委員会でございますので、委員の皆様のご紹介を致します。なお、恐縮ですが、委嘱状を皆様の机の上にお配りしております。これによりまして交付にかえさせていただきますと思います。

それでは、お手元の資料 1の委員名簿をご覧頂きたいと思います。この名簿に従いまして委員の皆様をご紹介させていただきます。

まず、長崎大学名誉教授の池田委員でございます。池田委員は長崎大学学長を勤められ現在牛津町にお住まいでございます。

それから、滋賀県社会福祉事業団企画事業部長の北岡委員さんでございます。国の社会保障審議会障害者部会の委員、国立コロニーあり方検討委員会の委員なども務めておられまして、県外からの委員としてお願いしました。

西九州大学大学院教授の倉田委員さんでございます。

佐賀大学医学部教授の齊場委員さんです。

佐賀大学高等教育開発センター長の新富委員さんです。

佐賀女子短期大学助教授の田口委員さんです。

富士学園園長の諫山委員さんです。

慈光園園長の井上委員さんです。

桂寿苑の主任介護支援専門員の山口委員さんです。

佐賀女子短期大学国際交流センター長の長澤委員さんです。長澤委員さんは県立の乳児院であるみどり園を利用された経験をお持ちで、委員をお願いしました。

県手をつなぐ育成会副会長の本告委員さんです。

呆け老人をかかえる家族の会佐賀県支部代表の森委員さんです。

県経営者協会専務理事の青山委員さんです。

日本労働組合佐賀県連合会女性委員長の中原委員さんです。

県ボランティア連絡協議会副会長の迎委員さんです。

NPO法人たすけあい佐賀の副代表の吉村委員さんです。

公募委員の大坪委員さんです。

同じく公募委員の永松委員さんです。

同じく公募委員の松尾委員さんです。

それから佐賀市保健福祉部社会福祉課長の荒金委員さんです。

最後に県健康福祉本部長の重藤委員です。

次に、今回の委員会の設置につきまして、資料の 2 でございますけれども設置要綱をつけております。この委員会では福祉を取り巻く状況の変化などを踏まえ、時代に合った福祉サービスの向上を図るために、県立福祉施設の今後のあり方について、民間への移管・委託を含めて検討し、報告書として取りまとめて頂く事としております。

また、委員の任期につきましても、知事に報告する日まで、という事にしておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

それでは議事に入りますけれども、最初に本委員会の委員長及び副委員長の選出をお願いしたいと思います。先程ご説明しました、お手元の資料 2 の設置要綱第 4 条の規定により、委員長は委員の互選で選任し、副委員長は委員長が指名することとなっております。互選となっておりますが、本委員会には幅広い分野から 21 名の委員の皆様にご御参画いただいております、それぞれ初対面の方も多いかと思っておりますので、まず、委員長の選任につきましては、事務局で検討しました案を御提示させていただき、これを持ちましてご検討頂く事としてよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。それでは事務局の奥村副本部長から事務局案を提案致します。

【奥村副本部長】

事務局長の奥村です。健康福祉本部の副本部長をやっております。よろしく申し上げます。

それでは、事務局の案と致しまして、佐賀大学の前副学長として、幅広い分野での地域貢献事業の総括的な責任者としてご活躍されるとともに、佐賀大学と佐賀医科大学との統合、あるいは独立行政法人化に取り組み、また教育を通して児童福祉分野にも関わりの深い佐賀大学高等教育開発センター長の新富委員さんに委員長をお願いしたいと

と思いますが、いかがでしょうか。

(拍手)

【事務局】

ありがとうございました。それでは新富委員さんに委員長をお願いし、これより議事を進めて頂きたいと思います。新富委員長さん、議長席の方をお願い致します。

それでは、新富委員長さん、よろしく申し上げます。

【委員長】

それでは最初に委員長と致しまして、ご指名頂きましたので、図らずもということですが、ご挨拶をさせて頂きたいと思います。

実は、私はこの委員会への参加につきましては、普通は「頼られましたので」と言うところですが、私は喜んで参加させて頂きました。と言いますのは、これだけ福祉という事が、国民あるいは県民の重要課題だと言われながら、どの施設もいろいろな県立施設につきましては30年代、40年代にできておりますけど、その後何らかも検討されてきていなかったというのが事実ではないかと思っております。私が言いたいのは単にこのハード面で施設等がもう古くなったと言う事だけではなくて、思想が大きく変わったと。あるいは福祉を取り巻く環境が大きく変わったと。例えば、できた頃にはノーマライゼーションと言う言葉とか、バリアフリーとかいう言葉などは定着しておらず、私のある友人などは、「この子らに光を」じゃなくて「この子らを光に」というふうに発想を変えないといけないのだと、言っていました。もう何十年も前に言ったその時にはまったくなかなか聞いてもらえなかったということです。そういう状況の中で、各施設ができた訳で、その後検討もされないままに来たという事は、むしろ議論を避けてきたんではないかとさえ思いたいぐらいなんです。やっと光を当てる事ができたというふうに考えて良いと思います。県民の視点に立つ福祉、あるいは利用者本位とはどういう事なのか、という事をこの時点でもう一度議論すべき時がきたのではないかというふうに思っております。県民との福祉に関する協働作業の場がこの委員会ではないのかな、というふうに思っております。

と言う事ですので、どうか県民の協働の場になるようにこの委員会を進めさせて頂きたいというふうに思っております。そのためには、皆様方からいろんな忌憚ないご意見等頂きまして、これを一つの提言する場という事でもありますので、私達の気持ちを是非伝えたいというふうに思っておりますのでよろしくご協力の程お願いしたいと思致します。よろしく願致します。

それではこれより、私の方から議事進行をさせて頂きたいと思致します。早速ですが、先程の説明がありました設置要綱第4条の2だったでしょうか、その中には「副委員長は委員長が指名する」というふうになっております。そういう意味で私の方から指名させて頂きたいと思致します。それはもう皆さん多くの方が納得されていると思致しますが、長崎大学前学長の池田先生には是非ここはお願いしたいと思致します。本来ならば池田先生に委員長をお願いしたところでしょうが、いろいろお忙しいこともあったと思致しますの

で、私が委員長を引き受けさせて頂いたと言う事ではないかと思っております。そういう事で池田先生、私の方からは是非、副委員長としてお願いしたいと思っております。先生よりお願い致します。

【池田委員】

よろしくお願い致します。

【委員長】

それでは議事の2番目になりますが、まず、この委員会の公開につきまして、お諮りしたいと思います。

県では各審議会等の審議状況を、先程、県民協働の場という事をお話し致しましたが、そういう方向で会議に対して情報提供について、公開、非公開などについて会議ごとに決める事になっております。この検討委員会の情報提供につきまして、事務局の方から説明をお願い致します。

【事務局】

お手元の資料 3に「佐賀県立福祉施設あり方検討委員会の公開について」ということでまとめております。ページをあけていただきますと、審議会等の会議の情報提供に関する指針ということであげております。これは、古川県政のもと、オープン、現場、県民協働、こういった3つのキーワードを視点といたしまして、県民満足度の向上に努めるという事で取り組んでおります。それは、結果や成果、それだけではなくて、政策、あるいは政策意思決定のプロセスそういったものなどについても県民満足度を高めるという事で、こういった審議会、あるいはまた要綱等で設置された委員会、これについては原則として公開するという事です。ただし、公開するかしないかについては、こういった委員会の方で検討するという事になっております。

第1の目的としまして、開かれた県政を目指す。第2の対象と致しまして、審議会、あるいは要綱等で設置されたこういった委員会を言うと。第3に会議の公開、これは原則として公開するという事で、括弧1から括弧3のいずれかに該当する場合は、公開しない事ができるという事で、原則公開となっております。第4で公開または非公開の決定について、括弧1で公開又は非公開の決定は審議会等の長が当該会議に諮って行うものという事になっております。

それから、第5で公開の方法等について、括弧1では公開はいわゆる傍聴を希望する者に傍聴を認める事によって行う。それから括弧2で傍聴を認める定員をあらかじめ審議会等で定める。括弧3では会場の秩序維持、これを図るという事で、これは後程言いますが傍聴要領を定める、というふうになっております。第6では会議開催の周知という事で、開催する日の一週間前までに、アからクまでの8つの事項について、これを周知するという事になっております。この中で、オについては会議で決定する。それからカについて、傍聴者の定員についても当委員会の会議の中で定める必要があるという事です。第7として、会議結果及び会議資料の公開という事で、こういった公開した会議の結果については、会議概要と会議資料、これを会議終了後に二週間以内に県のホーム

ページ等で県民に周知、情報提供するという事になっております。また、括弧2ですが、公開した会議の結果については、審議会等の判断によりまして個人情報の保護に留意の上、会議録、いわゆる議事録ですね、各委員の名前が出て、どういったことをしゃべった、発言した、こういったものを会議終了後1ヶ月以内にホームページなり、あるいは県民の情報提供窓口、ここに配架するという事になっております。主なものはそういった流れになっております。次のページに、当委員会の公開についての案という事で挙げております。一つは会議の公開という事で、原則公開という事です。非公開とする事項に該当しないというそういった消極的な理由ではなくて、そういったプロセス、県民の関心が高い、こういったものについてはオープンにするということ、そういう姿勢から積極的に公開をしたいと。

それから公開の方法については会場に一定の傍聴席を設け希望者に傍聴を認めるという事で、矢印で傍聴定員10名程度としておりますが、会場を見てみるとちょっと傍聴が多いようで、10名でいいのかなと思ひまして、県の委員会というのはあまり人気なくて傍聴が少ないのですが、ちょっと申し訳ないんですが私の判断ですけど、会場の都合等もありますけれども、傍聴定員30名程度と言う事で、後は会場の都合で増減するというふうにこの辺修正したいと思ひます。それから報道機関の傍聴席は別に設ける。それから傍聴に関する遵守事項、これについては右の方に案をあげております。これは一応県のひな形がありますので、このひな形に添って行きたいと。1の括弧2のところでは傍聴定員ですね、これについては県民の関心も高いという事で30名程度で行いたいというふうに考えております。括弧3の会議開催の周知については、指針のとおりで一週間前までに8つの事項と、方法については3つの方法で行きたいと。それから、4で会議結果及び会議資料の公開については指針に則りまして会議概要及び会議資料は会議終了後2週間以内にこれは公開すると。会議録については発言者の氏名を入れ込んで会議終了後1ヶ月以内に同じような方法で公開したいと。ただ、部会につきましては会議録は作成しないというようことで行いたいと思ひます。部会につきましては、全体会議の方にこの辺の概要を報告すると言う事になると思ひますので、会議録を作成しない、というような事で行いたいと考えております。以上、事務局からの案ですので、御審議お願いします。

【委員長】

ただいま、事務局の方から、資料3で審議会の会議情報提供に関する指針に基づきまして、ページ3、ページ4にそれぞれ検討委員会としての案を出して頂きました。その中で、公開の方法のところでは傍聴定員を10名程度としていたところを30名程度にすると。できる限り、許す限りという事だと思いますが、そういう事だけを先程修正を受けまして提案してもらいましたが、これにつきまして委員の先生の方からご意見等ございましたらよろしくお願い致します。

【委員】

委員会の公開について、ホームページに載せるということでしたが、今の時代ですのでもいいのですが、発言した委員の名前を会議録に残すのかどうかという事をちょっ

と確認したいのですが。と言いますのは、かなり微妙な問題でもございますので、各委員がどういう発言をしたかという事で、責任まで問われますと大変発言しにくくなります。私などは特に、障害者当事者が周りを見渡してもいませんので、私が当事者として発言する可能性があるかと思うんですが、それは当然読めばわかるかもしれませんが、一応これは委員長以外は、名前はA B Cなりで発表されるつもりなのか、それとも個人名を伏してホームページ等に載せられるつもりなのか、ちょっとその辺だけ確認をしたいと思います。

【委員長】

確認と言う事ですが、どうでしょうか。事務局としては。

【事務局】

この委員会の中で匿名が良いのかどうかと言う事を議論頂ければと思います。原則としては氏名は公開ということですが、微妙な問題があるから、この委員会の中で、そこはA B Cにしようとか、そういった格好で決められればいいんじゃないかというふうに考えております。

【委員長】

ご意見ですが、微妙な問題もありますので、そういう形で自由に発言させて頂けたらと思いますが、どうでしょうか。それぞれいろんな立場などを持って代表としてきておられますので、そういう意味では個人的な意見として言いにくいところが出てくるのではないかと思いますので、そういうところからフリーな立場で話して頂く事という事からも、私としてもそういうふうにお願ひしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

【委員】

はい。

【委員長】

それでは匿名、あるいはA B C等ですね。そこは事務局の方で判断して頂けたらというふうに思っておりますのでよろしくお願い致します。では、基本的に先程私言いましたように、県民協働の議論の場、あるいはそれを兼ねるという観点から、公開するという事自体が非常に重要な事だと思っておりますので、原則、情報公開という事で進めさせて頂きたいと思っております。事務局におかれましてもそういう趣旨をいかして今後作業等よろしくお願いしたいと思います。

【事務局】

分かりました。委員会の議事録、さっき言いました件につきましては、匿名でいくという事、それからあと議事録については、会議終了後事務局で取りまとめて、全員に見せると言うよりも委員長さんに目を通して頂いて、そこで処理をさせて頂くこととした

いと思います。しかし、委員会の中で、データとか数字の誤りとかそういった単純ミスとかそういったものがあれば、こちらの方に連絡頂ければ修正して公開したいと思いません。修正した結果については次の委員会で報告するというふうな手順でそういった作業を通して公開に努めたいと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

それでは、これからですね、第1回委員会の議事といたしまして、本題に入らせて頂きたいと思いません。

今日は第1回という事ですので、まず、私達の一つ大きな柱は勉強会だと、実際どうなってるのかと。この事からまず、情報開示だと思っております、今までこういう事をどれだけの県民の方達が目にしてたのかな、というふうに思っております。あるいは福祉に携わってる方達がどういう思いでどういふにして日々活動されているか、というふうな事等が今まで見えてこなかったのではないかとこのように思っております。そういう事でも、事務局の方からこのあり方検討にあたってのそういった背景、あるいは施設それぞれの概要、それから今後のスケジュール等につきまして、説明をお願いします。

【事務局】

資料 4の1の表紙に全体の資料構成を記載しております。まず、資料 4の1「背景等について」、それを補足する関連資料という事で資料 4の2を付けております。それから 5の1と5の2で県立の福祉施設の概要一覧と施設別の具体的な内容を書いたもの、それから資料 6、これは1枚ですが、委員会の検討スケジュール案という事であげております。7で全国の施設の設置、運営主体別の状況という事で作成しております。これらは事前に委員さんのお手元に配っております。

それから、この検討委員会には健康福祉本部の多くの課に関係しております。今日、担当課長もきておりますので、ここで簡単に紹介だけしたいと思いません。

地域福祉課、山口課長です。救護施設が該当します。

母子保健福祉課の永石課長です。乳児院、児童養護施設、婦人保護施設が該当します。

長寿社会課の藤田課長です。老人福祉施設と言う事で養護老人ホームと軽費老人ホームが検討対象となっております。

障害福祉課の船津課長です。障害福祉課は知的・身体障害者の施設が対象となっております。

こうした格好で事務局体制を取っておりますので、よろしくお願いします。

それでは資料 4の1、これに基づきまして「検討に当たっての背景等について」という事で、概略を説明したいと思います。

まず、1ページに施設福祉から在宅福祉・地域福祉という事で、これは戦後の福祉が行政の処分によるいわゆる措置制度、これに基づいて福祉施設を中心に対応してきたという事です。それが時代の変化と共に社会構造が大きく変わったということで、少子化、高齢化とか、もちろん女性の社会進出、あるいは核家族化、そうした中で、福祉に関するニーズは増大し、また多様化してきた。あるいはまた、例の国際障害者年等によりま

して、ノーマライゼーションといった理念が普及してまいりまして、施設サービスと在宅サービスと一体的に提供するシステム、むしろ在宅福祉サービスを拡充する、そういった方向に大きくシフトしてきたという事です。これからの福祉とすれば、地域福祉と言いますか、地域生活支援、コミュニティケアこういったものへと大きくシフトしていくと。全ての人が共に地域で生き生きと自立した生活が送れる。そうした面への福祉が大きくシフトして行ったと言う事です。

それに伴いまして行政の制度、これも措置制度から利用者側が選択する制度に、いわゆる行政処分からいわゆる自立支援と参加、そうした形に変わってきております。

こうした中で、地域へ、と言う事で市町村を基盤とした社会福祉体制への移行が本格化してきました。これに伴いまして県から市町村への措置権等の委譲が次々となされてきております。そして、画一的な行政処分の措置から、利用者が主体的にサービスを選択できる契約制度とか、利用制度、こういった方向へ大きく流れが変わってきております。

そうした中で、福祉サービスの担い手として、こういった行政だけでなく、民間の福祉施設、そういったものが大きなウエイトを占めてきておりますし、あるいはまた一部の施設については営利法人といいますが、そういったものでも参画できる、そういった形になってきております。これは競い合いによるサービスの向上を目指すという、そういった視点があるかと思えます。

また、公の施設の管理につきましても、指定管理者制度、15年度に法律ができて、平成18年9月までに、現在委託している施設につきましても、原則公募を行い指定管理者制度によって委託する、そういう形に大きく変わっております。

それから3ページですが、福祉を巡る新たな動きという事で、地域生活への移行という事で、例えば宮城県であれば、「みやぎ知的障害者施設解体宣言」というふうなものをだされていまして、知的障害者の福祉のあり方について、脱施設化そういった方向に流れております。

こうした中で、利用者が安心してサービスを選べるそういった仕組み作り、あるいは利用者の主体的な選択による利用契約、これができるための利用者保護、その観点から地域福祉の権利擁護事業とか、民法の中での成年後見制度、これとリンクしているわけですが、それから苦情解決制度、こういったものを社会福祉協議会を中心として、窓口として行っている。第三者評価制度というものが、14年度からグループホームに対して始まったんですが、17年度以降は本格的にこれを実施するというふうな形になってきております。

それからまた、施設から地域へ、あるいは在宅へという事で、国の方も、例えば障害者施設整備につきましても新たな入所施設の整備については国の補助対象にしないと。むしろ通所授産施設など、こうしたものに重点的に財源をシフトすると言うふうの流れできております。

それから施設の対応についてはここに書いてる通りでして、これから施設に求められる機能の例示ということであげております。利用者本位、利用者と言えは地域での生活者、そういった視点に立って地域生活支援機能、こういったものを担っていくという事が求められてると言う事です。本部長の話でもありましたけれども、施設自体も、サテ

ライトの拠点として、あるいは施設自体の個室化とか、ユニット化で、クオリティライフといった視点、そういったものがでてきております。それから障害者福祉施設も小規模分散化、そういった形で地域に飛び込むような施策がなされてきております。

次に5ページですが、「県の福祉行政について」という事でそういった流れを受けまして、県とすれば市町村や民間それからNPOなどとの役割分担、協働に基づいてこれからの福祉行政を展開していくという事です。高齢者分野、障害者分野につきましてもやはり施設から地域生活移行、あるいは地域生活支援態勢、そういったものを整備、検討していく、そういった方向に大きくシフトしてきております。

それから児童・母子分野につきまして、特に児童分野につきましては、家庭的な雰囲気の中での養育、自立の推進という事で、小規模化・個室化、あるいは新たな問題として、先程でておりましたが虐待防止への体制、あるいは女性に対してはDV関係、こういった面での新たな課題ニーズへの対応、こういった事が必要だということです。

また、各福祉分野に共通する制度の役割を例示として挙げております。これは、地域の中で、質の高いサービスを安心して自ら選択利用できる、そういった福祉システム、サービス、こういったものを再構築する必要があるという事で、今回の検討委員会の一つの目玉としてそういった位置付けが必要かと思っております。それからまた権利者、利用者保護の観点、そういった面での取り組み、それから人材の育成、あるいはまた県という総合的な施策の中で、他の部局とのいわゆる施策の総合化した支援対策、あるいはまた情報関係の発信、あるいは広域的な意味での市町村をバックアップする、そういった機能、そういったものが県の役割として求められている。例示としてはこういったものではないかとしております。

それから7ページに挙げておりますのは県立福祉施設の概要についてという事です。今回、検討対象としておりますのが14施設です。あとは別途資料でご説明させていただきます。

8ページですが、全国の動向等を踏まえてですが、県の場合は部会等で県の施設を見てもらう訳ですが、施設が老朽化している。あるいは大部屋ということで、私もずっと見て回ったんですが、これで大丈夫かなといった面もみられる。それから中に入って従事している職員も40歳代、50歳代の比重が多くなってきております。こうした県立福祉施設のあり方、県の福祉行政のあり方、こうしたものについての検討をですね、委員長さんから挨拶の中で言われましたけれども、議論を避けてきたのではないかと、そういった指摘もあっております。そういった検討について全国を調べてみますと、もう42の都道府県でこういったものが検討、実施されているということで、佐賀県は最後の方かなと。そうであるならば、むしろ後発のメリットをこの場で生かすというの一つの方法ではないかな、というふうに考えています。

9ページに、あり方検討を進めるに当たっての基本的な視点という事で、大原則とすれば、「現場主義、オープン、県民協働」この3つのキーワードの視点で県民満足度を高める。それは一つは、最初に言いましたように、成果・結果だけではなくて、意思決定のプロセス、こういうものもオープンにする、そうした格好でも県民満足度を高めるという事でございます。そうした中で県民の立場、視点に立った検討という事です。一つが利用者の立場、そういったものがあると。原点に立つならば、いわゆる利用者、その

本人の幸せは何かと言う。そういった原点に立った対応。そして、利用者と言うのは直接的に利用する人の立場だけにとどまらなくて、福祉施策全体が受益者であり、かつ財源を負担している納税者、そういった意味でのいわゆる県民そういった立場、そういった取り組みも必要かと思っております。こういった中で、県民との協働、あるいはまた効果的、効率的に生きる仕組みづくり、運営体制、あるいは行政と民間の役割分担、そういった中で説明責任を果たしていく必要があるのではないかと考えております。

最後になりますけれども、前提と大枠についてという事で、やはりまあ地域の中で質の高いサービスを安心して自ら選択利用できる、そういった新たな福祉システムを構築する。そういった流れの中で、県立の福祉施設の位置付け、あり方について、個々の施設についての方向性をみいだして頂きたいと。視点としまして、民間でできる事は民間にゆだねる、あるいは逆に言えば県がやるべき事は、新たにやるべき事は何なのか、とそういった事で検討をお願いしたいと思っております。そして今年度中にこうした各施設についての方向性を出して頂きまして、次年度以降、予算の問題とか、人的な問題とかがありますので、そうした具体的な各施設ごとの取り組みを行っていくことと考えております。よろしくお願い致します。

【事務局】

それでは、引き続きまして、県立福祉施設の概要につきましてご説明致します。資料は、資料 5 の 1 とそれから 5 の 2、それから資料 6 のスケジュールも合わせて説明致します。それから資料 7、これは設置・運営主体別施設数の状況という全国のデータをまとめています。この資料につきましては、事前にお配りしておりますので、事務局の方からポイントのみ説明したいと思っております。全国的な県立県営、あるいは県立民営、そういった施設の設置状況などにつきましては、資料 4 の 25 ページに記載してあると思っておりますけれども、そこに概ね全国的にどういう状況かという事がお分かり頂けると思っております。それでは、資料 5 の 1、これは県立福祉施設全体の一覧でございます。それから資料 5 の 2 は施設ごとに作成しておりますけれども、概括して説明したいと思っております。

それでは資料 5 の 1 をご覧頂きたいと思っておりますが、1 ページには施設の位置図ですが、県下に施設が配置されてます。なお、二重囲みの虹の松原学園、点字図書館、母子福祉センターは福祉施設の区分でございまして、法令の規定でございまして、それから公共的な相談機関、利用機関といった実態からしまして、あり方検討の対象外としている施設でございます。それも含めて県立福祉施設の位置図を 1 ページに掲げております。それから 2 から 4 ページまでにつきましては、福祉の年表というものを別途おつけしておりますが、概括的に 10 年きざみで、福祉の流れを表しながら表しながら、20 年代、あるいは 30 年代、障害者の施設にあっては施設の拡充期の 40 年代に整備されてきたでございまして、だいたい概ね全国とそれから県立福祉施設、それから民間など同様の施設もございまして、そういった設置状況をまとめてございまして。

それから 6 ページから 7 ページにかけては、これもその 14 施設を書いておりますけれども、その一覧表を掲げております。順に、日の隈療ではまず、運営形態は県立県営でございまして。設置は昭和 38 年、場所は神埼町です。それから定員が 70 名、それ

から委託先等という事で、職員の数でございますとか委託先について記載させていただいております。それから施設の現状、役割、機能等につきましては事務局の方で現在、認識している状況、問題点、そういったものについて、かいつまんで施設ごとに記載しております。これについても色々今後ご意見あるかも分かりませんがそういう事で掲げさせて頂いております。

県立福祉施設でも、養護老人ホームの佐賀向陽園など4施設が既に県の社会福祉協議会に委託しています。通勤療の九千部寮、金立寮が県手をつなぐ育成会の方に委託しております。そこで14施設の中で8施設が県立県営、残りの6つが県立民営と言いますが、既にそういう実態となっております。そういった状況をかいつまんで記載しております。

それから10ページから18ページにかけてですけれども、民間も含めて同様の施設について県内の配置状況、例えば10ページには救護施設の日の隈寮、それから民間の社会福祉法人立で多久の方にしみず園が設置されていますけれどもそういった状況。11ページには軽費老人ホーム、あるいはそれと同様のケアハウス、そういった県内の地域的な設置状況。一方それぞれ今回検討致します県立県営、県立民営の施設についての配置状況を民間も含めた形で掲載しております。それから資料5-2でございますけれども、これについては県立福祉施設の施設ごとの調査票と言う事で施設の概要とか、利用者の状況等について取りまとめています。なお、具体的には次回からの検討委員会の検討資料になるかと思えます。あり方検討委員会の開催にあたりましては、事務局としましては、第1回において基本的な資料などを中心にして提出したいと言う事である程度出してるつもりでございますけれども、今後共施設の個表についても必要であれば、逐次作成しながら提出していきたいと考えておりますのでどうぞよろしくお願いしたいと思います。それから、今日時間の都合で説明しませんが、資料7には、全国的な動向と言うのがちょっと詳細にわたり書いておりますけれども、後程ご覧頂ければと思います。

それでは続きまして検討スケジュールでございます。資料6でございますけれども、本日が第1回委員会でございます。おおむね月1回のペースで4回の全体会議を予定しています。全体会議では県立福祉施設の全体的な方向性、あり方、施設ごとに検討するにあたっての基本的な視点でございますとか、問題点、課題の整理、そういった大枠を検討していただきたいと思っています。第2回以降は、全体のあり方と共に部会の設置でございますとか、3部会で予定しておりますけれども、施設の種別からして3部会を予定しています。その部会の設置についても第2回でご検討いただきたいと思っています。それで全体会の中で、場合によっては施設の視察とかが必要であるかどうか、そういった事も含めて次回ご検討頂きたいと思っています。9月以降は全体会の議論なども踏まえまして、14の県立施設のそれぞれの施設のあり方をご検討頂く為に、この委員会を3つに分けて検討を進める事としています。各部会も4回程度の開催を予定しておりますけれども、この中で各施設にいていただきましてヒヤリングとかそういった事を予定しています。部会終了後、素案あるいは中間取りまとめといったものができればと思いますけれども、そういったものをもとに来年1月頃を想定してありますが、県内数カ所で県民の皆様に参加を呼びかけまして、タウンミーティングというような形で意見交換

というんですか、そういった形で意見交換をしたいということも考えております。タウンミーティング、それからこの委員会自体もホームページ等で公開する訳ですけども、いろんな形で県民の方からのご意見が来るかと思えますけども、そういったものも取りまとめて、部会終了後、全体会でのもう2回、年明けて予定しております、その間、原案に対する県民の意見募集のためのいわゆるパブリックコメントを実施する事にしていきます。いずれにしても、月1回のペースでございますけども、委員会の検討が円滑にいきますよう、逐次、資料提供など積極的に事務局として行いながら、また、場合によっては部会につきましても月1回のペースで予定はしておりますけども、進捗状況を見ながら場合によっては審議の間隔が月1回でももう少し2ヶ月に3回ぐらいになると、そういう話になれば全体を見ながら、ご相談し、前倒しの日程というのも考えていきたいと思えます。

本日5月末から始まって来年の3月まで大変長丁場でございますけども、委員の皆様方には是非一つよろしくお願ひしたいと思えます。事務局としては資料の提出、作成、データの加工、それに努めて参りたいという事で考えております。

【委員長】

資料の準備、あるいは短い時間での説明どうも本当に大変だったと思えます。どうもありがとうございました。簡便にご説明頂きありがとうございます。最初にありましたように背景と致しまして、措置とか画一的とか言うような従来の概念からですね、選択、参画、主体的、対等、生活支援等のそういった状況を踏まえてですね、県立施設の継続性がなくなってきたという、そういう状況もあつてと言う事を説明頂けたというふうになっております。

ということで、このスケジュールで進めさせていただきたいと思えます。

今の説明に対して、御意見や御質問等があるかと思えますが、後で時間を設けたいと思えます。

まず、審議に当たって、今日は滋賀県から北岡さんが委員として出席されております。滋賀県の北岡委員さんから、今日の福祉の改革と福祉施設のあり方、さらに、施設福祉を巡る全国の動向などにつきまして、最初に御説明をお願いしたいと思えます。そして、北岡委員さんの御説明の後に、先ほどの説明を受けて、自己紹介をかねて各委員の思いなどをお一人2分程度で御発言いただきたいと思えます。

それでは、北岡委員さんの方から、短い時間で大変申し訳ありませんが、どうぞよろしくお願ひします。

【北岡委員】

滋賀県からまいりました北岡といいます。このたびは、佐賀県立の施設のあり方検討に当たりまして、県外から委員をとということで、お声をかけていただきましてありがとうございます。私の仕事は大きくいいますと2つありまして、2つの通所施設と24時間在宅のサービスを事業展開しております、「オープンスペースれがーと」という法人の理事長という立場と、滋賀県社会福祉事業団に3年前から、地域在宅福祉を推進していくための部署、企画事業部というのができまして、その企画事業部ができた時に、実際

はそこで仕事しながら、一方で社会福祉法人「オープンスペースれがーと」の理事長というものを半ばボランティアな形でつとめさせていただいております。そういう意味では、今日お話をさせていただく中身は、滋賀県の中で、どのように在宅の方の暮らし、主に知的障害の方、それと身体障害の児の子どもさん達になるんですが、そういう方、そして精神障害をお持ちの方、我々の取り組みの状況を、ひとつの話題提供ということでお話をさせていただきたいと思います。

資料を用意してまいりました。資料の21ページをお開けください。「甲賀郡における地域生活支援の取り組み」というタイトルの資料でございます。琵琶湖の地図がございまして、昭和56年に琵琶湖を中心に、市町村の連合体をとということで、「福祉圏」ということで、県内を7つのブロックにわけております。お年寄りの問題も含めて、一つの市町村で解決するのが難しいと言うことで、近隣の市町村と連携しながら、お年寄りのことや障害のある方はもちろんなんですが、子供たちのことについて、検討していこうという、今で言えば「福祉圏域」という言い方をしますが、そういうことが1981年の段階でスタートしました。私は、その中で右下に甲賀とありますが、甲賀郡でこれまで仕事をしてまいりました。甲賀郡というところは7つの町で構成されておまして、人口が約14万5千人程度というエリアでございます。主に、農業又は新興の工業団地で構成されている町でございまして、旧と新が入り交じっている風景がうかがえます。

2枚めくっていただきまして、23ページをあけてください。私どもの「オープンスペースれがーと」ですが、私が理事長を務めさせていただいておりますが、これは平成6年の段階から、滋賀県甲賀郡にあります信楽青年寮という施設に私ども勤務しております。そのときに実は、施設にはいますと、信楽青年寮という施設はグループホームをしておりますが、20箇所ぐらい人口1万4千人ぐらいの町の中につくりまして、施設から地域へという流れを一生懸命やってまいった施設なんですが、もともとこの信楽青年寮で働いている職員達が、施設に入らないとグループホームで暮らせないというのは不思議なことでありまして、うちで暮らして、お父さんもお母さんも元気なうちから、親から自立して地域で暮らしていく。施設ということを通さなくてもその必要な応援、福祉サービスを利用しながら、地域の中で暮らしていくことは可能だろう、というような大前提に立ちまして、24時間の体制で、まず家族と一緒に暮らしている障害のあるご本人の支援や、家族の介護負担への支援を始めていこうというのが平成6年の出来事でございます。今から9年前でございます。

当時全く制度はございませんでしたので、入所型施設の職員の方々が自分の非番や公休の時に、そういうものを寄せ集めて24時間体制で職員がボランティアな形でサービスを提供していくことを始めました。24時間いつでも、1年中、必要なことがあればご自宅にいて、サービスをしたり一緒にお出かけしたりといったことをやります、ということです。

当時はかなり思い切ったことございまして、24時間体制で1年中、盆も正月も休まずに、いつでも利用者が求められる時間帯に職員をいのように使ってくださいということなわけです。甲賀郡というエリアは、知的障害の方、療育手帳をお持ちの方が当時600人ほどいらっしゃいまして、信楽青年寮で働く職員すべての非番公休を利用してどこまでできるのかという不安もありましたが、徐々にこういうものは浸透していきだ

ろうと、そのうち行政が先導してくれるんだろうという甘い見通しをもっておりました。

案の上、平成6年度は24世帯の方が、7年度は43世帯が、この辺から滋賀県が財政的に応援していこうと24時間対応型の在宅のサービス事業というものを立ち上げておりました、今は支援費になりましたが、昨年度のサービスは約2万時間、人口14万5千人の圏域でホームサービス及び県の単独のサービス、生活を支えるサービスの時間の合計が2万時間を超えまして、登録されている方が250世帯ということで、この9年間の間で、約10倍の世帯の利用になってきたという。これが我々の取り組みの特徴的なことかもしれません。

そして地域福祉ということを考えていこうとした時に、もちろん働くということ、医療のことであるとか、様々なことが障害になりますが、その中ではサービスの充実ということと、もう一方で、システムが大事だろう、仕組みづくりが大事だろう。ということで、私達の取り組みは、平成7年から国の相談事業の委託を受けた段階で、甲賀郡内にサービス調整会議というものを構築しました。

資料の9ページですが、「甲賀郡におけるサービス調整会議の実際」という資料をつけております。9ページにいろいろ概要を書いておりますが、要は一人の障害のある人の福祉的な課題をお尋ねして、それをチームで解決していこうということでありまして、一つの施設で解決できることは限界がありますので、また、行政に相談を持ち込まれましても、行政も相談は聞くけど、具体的なサービスに繋げていくということについてはやはりチームアプローチが必要だということから、個別に、お一人お一人の障害のある方のニーズを聞き取って、どういうサービスを組み立てていけば地域の中で暮らしが成り立つのか。また、働くという事にどうすれば繋がるのか。教育、福祉、労働、心理、そういういろいろ専門家の方々が1か月に1回集まる定例会議の開催と、それとは別に個別にA君B君についての検討する会議というものを設置しました。

個別の会議は昨年度は1か月に約20回ほど開催しているということです。年間に240から250回にわたって、それだけの障害のある人のお一人お一人のニーズを聞き取って、どうやって生活を組み立てていったらいいのかということ行政と一緒にやって民間が協働してやっているということがもう一つの特徴かもしれません。

厚生労働省の方が障害者ケアマネジメントということをいわれる前にスタートしてまして、その後、国の方からケアマネジメントという言葉が出てきたとき、どうも私たちの地域でやっているものとかかなり近いものがあるんじゃないかと、生意気にも国の方に申し上げた経緯もありました。そういった私達が実践に基づいて取りまとめさせていただいた資料でございます。

あまり時間もございませんので、簡単にお話をさせていただきましたが、地域福祉のキーワードにはいろんな言い方があるんだと思います。その中で、私達の考え方は、一つは、地域福祉の充実を図るうえで、もちろん行政がどういう方向を向いているのが一つの大きなキーワードだろうと。それから2つめは利用者がどういう志向をしているのかという、どういう願いや想いをお持ちであるのかということです。そして3つ目に、これはどうしても必要な事だと思っておりますが、サービスを提供する事業所がどういう思想や実践をもっているのかということが、大きくこの三つが密接に絡み合って地域福祉というのはつくられていくんだろうというように思っています。

もっと踏み込んで言えば、サービスを提供する事業所が、どういう方向性をもって日々仕事をするのかということによって利用者の願いは実現されたりするわけですので、とりわけ事業所の方向感というものが、大事なんじゃないのかという実感をもっております。

そういうことから、今回の県立施設のあり方というのはまさに、県が色んな形でコミットされて長い間サービスを提供されてきたという長い歴史があるわけでありまして。この県立福祉施設のあり方が、まさにこういった方向性をもった施設づくりとなるのか、方向性を示すのかということが佐賀のまちの地域福祉をつくっていく上での大きなキーワードになるのではないかと改めて思っております。以上、簡単ではありますが、話題を提供させていただきました。

【委員長】

ありがとうございました。地域福祉という考え方とは、具体的にそれを移すということはどういうことなのか、ということの概要を説明いただきました。利用者本位とか利用者の視点に立ったとき、県が本来すべきことはなんだったのかなと。そういうことについて意見をいただいたと思います。短い時間でしたがありがとうございました。委員の皆様、資料を準備していただいておりますので、もう一度読んでいただければと思います。

それでは、委員名簿の順によりまして、自己紹介を兼ねまして、今までの説明などをうけまして、委員の見識の中での御意見等をお願いしたいと思います。

【委員】

長崎大学、広島大学で教育、研究生活をしておりまして、専門は医学系でございまして、病理学でございます。その中で、私自身も先天性の障害の基礎的な研究に携わってまいりました。若干こういう問題にも興味をもちしております。何力所かそういう施設を見させていただいたこともあります。長崎大学におります頃に、県のいくつかのこういう委員会とか審議会とかに参加させていただいて、審議会の委員をやらさせていただきました。県の進め方というのもある程度わかります。型にはまりすぎて少々いやなこともありましたけどもそういうことは考えないで、白紙の状態で臨みたいと思います。よろしく申し上げます。

【委員】

西九州大学での研究テーマは、社会福祉、社会福祉の中の特に、高齢者福祉を研究テーマにさせていただいております。その中でも施設、在宅福祉を推進している訳でありますけれども、介護保険の状態、ご存じのとおり、在宅よりも施設の方が人気が高い。ただ、時代の流れの中で、施設のあり方というのはかわってくる訳でございまして、そのことにつきまして今研究を進めております。

この委員会がさきほど傍聴者の定員が10名から30名に変更するというお話がありました。いろいろな委員会に私も参加させていただいておりますが、これほど傍聴者の方がたくさん後ろにおられるというのは初めてでございまして、非常にデリケートなこ

とも含めて検討するという事で、県立施設で働かれておられる方がまずおられる。同時に利用されている方、ご家族の方、含めて今日はたくさん来られていると思います。期待と不安と両方の入り交じった、むしろ不安があるのかなと思います。そういう意味で、この委員会には責任感をもって出席させていただいております。

利用者主体ということがよくでておりますけれども、かつて施設におられる方に対して、一般的に「入所者」という言葉を使っておりました。最近では「利用者」、「御利用者様」という呼び方さえ使われたりしています。職員の方が利用者の方に対して行われる対応、かつては「処遇」という言葉が使われていました。「処遇」から「援助」、「支援」、「サービス」という言葉が使われています。社会福祉の仕事はサービス業であると。ここに求められているものが、言葉のなかにでているのかなと思います。

ですから、私の立場としては、サービス業としての社会福祉、利用者主体の県立福祉施設のあり方が検討されればと思いますし、そういう立場から意見を言わせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【委員】

佐賀大学医学部の福祉健康科学部門というものを昨年立ち上げさせていただいております。福祉健康科学部門というのは何をやるのかといいますと、地域生活支援をメインとした研究センターを創るということで、全国の医学部でたったひとつ、うちの大学、佐賀大学の医学部に設置されたわけでございます。これは、県としての宝物でございますので、是非、育てていただきたいということを、皆さんにお願いしておきたいと思っております。そうこともありまして、県の方からもいろいろな課題をいただいております。どうするかということが、これから委員会を立ち上げていきますけれども、地域生活支援をどう展開するかということ、地域へ帰れ帰れとただ言っても、これでは帰れない。先ほどから当事者と盛んに言われておりますけれども、私も当事者でございますけれども、当事者の意見を聞くというのは大変難しいということです。これは何かと言いますと、きちっと教育されていなければその人の意見が正しいかどうか、正しい意見を言っているかどうか、この辺の基盤がちゃんとできているかどうか、ということが非常に大事です。例えば自動車運転ができるかできないか、という情報はいれてないのに、あなた自動車運転したいですかどうですか、と聞いたって、実際運転できるかどうかわからないんですから、できないならやめとくわということになります。施設だって同じ事です。入所して嘗々と同じプログラムをやっていれば、そのプログラムの中で満足していくということでございます。特に、肢体不自由の方から言いますと、非常に佐賀県の場合、問題点があります。それは、リハビリテーションの施設がきちっとないということです。ですから社会にでる事実、知識、そういう武器を持つ場がないということなんです。従って、障害者がおとなしく自分の家で生活しているパターンが非常に多い。しかも、面倒をみる人、見られる人という関係で社会が構築されていると私は思います。今回、こういう委員会がありますけど、障害者団体の活動が見えないのが佐賀県でございます。熊本ではヒューマンネットワークというのがございまして、私が相談に乗っていた患者だった人なんですけど、議員になりまして、活躍されております。そういうことを考えますと、佐賀県の場合は障害者は、おとなしくさせられてきたのではないか。的

確な情報が届いていないのではないか。これはちゃんとみていかないといけないなということをして10年前から私は、佐賀大学に来てからずっと申し上げてきたわけでありまして。いい時期にきたなと思いますので、県との課題を解決して、私も障害者プランの策定委員長をさせていただいたんですけど、是非とも、障害者が地域で、生き生きと自分らしさを発揮して、輝いていける佐賀県、さきほど後発スタートだと言われましたけれども、じゃあトップに出ましようという発想で、意見を述べていきたいと思っております。特に、県の方とテクニカルエイドセンター構想というのがありまして、生活支援の要をつくろうということを手がけてまいります。テクニカルエイドセンターは何だということですが、これはまた後でお話するとしても、こういうところがコミュニティケアセンターになるような、何か仕組みをつくって、新しい仕組み、情報ネットワークの仕組みを、支援ネットワークの仕組みをつくって、そして脱施設、ということをやらないといけないのではないかとということ、県民の方たちが障害者が地域で生活するというを温かく迎え入れていただくということをきちんとつくっていく。そこに県が責任を持つということ、これは明確にしていけないといけないのではないかなと思います。いろいろ意見は言いたいと思いますがよろしく願います。

【委員】

佐賀女子短期大学のこども学科というところで、乳幼児保育専攻に所属しておりまして、通常は心理学関係の授業を担当させていただいておりまして、保育士や幼稚園教諭の卵達の養成に携わっております。

あわせて、NPO法人の被害者支援ネットワーク佐賀 VOICE という市民活動にも携わっております。暴力被害にあっているような女性や子供たち、犯罪被害者の方々の支援活動をさせていただいております。

そういう活動を通して、市民性や当事者性が大変大事だということを教えていただいているところです。この会議の中でも、利用者本位という言葉が多く出ておりまして、絵に描いたもちにならないような形で発言させていただけたらと思います。よろしく願います。

【委員】

私は佐賀県知的障害者福祉協会の会長をさせていただいております。私達の会のメンバーの半分近くが、県立の施設の方も会員にはいただいております。そういう立場からいろいろお互い協力しながら今日までできたわけでありまして。

民間でございますので、民間の活力を極力生かせるように、というように努めておるつもりでございますけれども、やはりすべての福祉に共通することだと思いますけれども、各ライフステージにおいて必要な時に必要なサービスやチャンスが与えられるという、福祉、教育、結婚等で、そのために、どのように支援していくかということ、特に入居施設からスタートしました関係で、長い間施設福祉中心にやってきたわけでありまして、やはり地域福祉、在宅福祉と施設福祉の連続性の大切さと、それから在宅福祉、地域福祉を支える受け皿としていかにやっていくかということ、いかに勤めを果たしていくかということに今主眼をおいてます。

先ほどお話がありましたように、職員のボランティア的な側面がないと、国の支援もありませんので、就職した人なんかの権利擁護をしていくためには必要でございますので、そういうことは民間の場合は、案外弾力的にそれができるといえるという利点がございまして、そういった点を生かしながらかつとめさせていただいております。しかし、私の立場としては大変微妙な立場でございまして、県立の利用者の方、職員の方にとっても、たいへんよい方向へ方向性がうちだされればといいなと願って、委員を引き受けさせていただいております。

【委員】

児童養護施設協議会の会長もやっています今、子供たちが地域でどういうふうな姿をもっているかということが、第一に問題点ではないかと思えます。というのが、今、こどもに対して大人というのが、どうふうな認識をもっているのかということをお私言いたいのです。

子どもの今の動き、流れというのも随分変わりました。昔なら、食べるのが精一杯なんです。今では飽食の時代になっております。例えば、会に行きましても、たくさんの料理があまっておるわけでありまして。しかしながら、各施設におきましても、子どもは食べるのが大変嬉しゅうございます。栄養士がいかに考えながら、こどもの食べるもの、喜んで食べるものというものを模索しているわけでありまして。しかしながら、これも、厚生労働省でございましてけれども、随分、最低基準のなかにおいても、格差があるわけでございます。

そういった意味で、私達は愚痴ばかりではございません。やはり私達は、この子供たちを、県議さん達もよく言われていますが、次の時代を担うのは子どもだと大きな声で言われています。しかしながら、果たしてその支援がどういうふうになっていくんだろうと私達も色々模索しています。

おかげさまで、平成16年度ようやくファミリーケースワーカーという職員が一人配置されました。これはほんとうに児童相談所と私達とがしっかり手を取りあいながら、こどもの支援、さきほど言われましたが、色んな言葉が随分変わってまいりました。措置から処遇から今は支援にサービスだということで、確かにそうだと思います。私たちの部会の中にも県立、社協の委託という形でやっております。難しいことはしっかり研究しながら、また、しっかりと手を取りあいながらいい方向に進まなければいけないんだ、いうふうなことを感じております。

どうか、たいへん難しい課題を投げかけられておりますが、私なりに、子どもの代弁としてひとつお話をさせていただければいいのではということでお引き受けしました。よろしく申し上げます。

【委員】

私の立場が介護支援専門員、介護保険上のケアマネージャーということで、介護保険上での厳しさというのは、介護保険が始まりまして感じております。また、介護保険上ではない、介護予防領域にいらっしゃる高齢者の方たちのご相談も、今、佐賀市が在宅介護支援センターということで、介護予防領域にいらっしゃる方の委託も受けて今やっ

ているわけです。さきほど言われましたように、地域で生活するということの大変さ、それを介護されているご家族の気持ち、というのをかみしめながら今やっているわけでありまして、うちもパイロット的に24時間巡回型ホームヘルプサービスというのをやっています、平成3年でやりました。その当時は国からの補助も全くついていない時代で、独自のやった訳ですけども、その時から、地域で生活することの大変さ、サービスの必要性というも感じております。今回、県立福祉施設のあり方検討会ということで、これは県立だけの問題ではないと思うんですけども、今、誰のための福祉施設か、誰のためのサービスかと言うことをもう一度考え直して、ご家族、利用者の立場に立てば、答えはでてくるのかなという気がします。常に自分たちが利用する、また施設で生活する立場として、考えていきたいということで、今回、参加させていただいております。よろしく申し上げます。

【委員】

佐賀女子短期大学の役職としてありますけども、この委員会ではそれとは関係なく、利用者からの委員として参加させていただいております。

利用者の立場から、この委員会に前向きに出席させていただきたいと思います。措置という言葉とか、入所とか処遇とかありましたが、子どもが入所する時に来たのが、措置の決定という文書が来まして、最初、措置でなんだろうということ、言葉としては知っていますが、概念としてよくわからなかった。措置は措置であるということで、利用者からみると役所言葉でわかりにくく、支援が決定したとかそういうわかりやすい言葉にかわればいいのかと思います。

この1年間、利用者の経験として、気づいたことなどを、入園者、入園してそこで携わっていらっしゃる方の様々な労力、努力、また、利用されている家族の方の立場から、利用者としての声を反映できればと思います。よろしく申し上げます。

【委員】

佐賀県手をつなぐ育成会で私は利用者の立場から、この委員会に参加させていただいたと思います。

今、佐賀市の手をつなぐ育成会では、まさに地域支援をやりはじめたまっただ中といえますが、4月からグループホームを設置しまして、最初から24時間体制の利用者の支援をさせていただいております。今、委員の方々のいろいろなお話の中から、共通する部分がたくさんありまして、問題点、それから、施設の役割、地域の役割というのが、少しずつ見えてきている状況です。生活支援だけのつもりでスタートしましたが、実際にスタートしましたところ、就労の面の支援も必要になってまいっております。

やはり、地域支援のセンター的な役割も育成会の方で担わなければならないのかなという状況の中に今あります。スタッフといいますと、すべてボランティア体制で今行っております。果たしてこれがいつまで続けられるのかなという大きな不安もありますけれども、やはり利用者の方の毎日の明るい笑顔を見ていますと、施設から来られた方、在宅にいらっしゃった方々の顔が、最初に来られた時の顔が、日に日に、明るく笑顔が増えてきたことに対して、私達がやってきたことはすごくよかったなと感じています。

今後は、施設の役割、地域の役割を踏まえながら、私としては利用者の立場から意見を述べさせていただきたいと思います。

【委員】

呆け老人をかかえる家族の会の代表をしております。私達の会は、全国組織で、社団法人でありまして、佐賀県にこの会ができて20年になります。20年になって、まだまだこんなに、ぼけた方、家族が苦しんでいるのかなというのが今の現状です。

施設のあり方を考えた時に、ものが言える利用者にならなければならないのかなということを強く感じています。

皆さんからいろんな痴呆のひとの相談を受けたりしますが、ものが言えないんですね、言ったら入所しているから何かされそう。何かされそうと言えないと聞きます。それだったらいけないよという研修もやってるんですけど、なかなか言えない。その中で、私が代弁しながら色々な場所でこういうことをものを言っていくんですけども、やはりそういう前に家族が痴呆の理解をしていないんですね。

家族が痴呆の理解をしていない、地域が理解していない、医者が理解していない。やっぱりすべての方がこういう痴呆の理解をしていただいて、それから地域でその人らしく、生きていけるような体制になることが望ましいのではないかと。

施設ぎらいと言われるんですけど施設もうまく利用できれば、在宅でもうまくできますし、介護保険ができて私はすごく助かっているんですけど、問題点、課題もありますけど、利用するという念頭をおきながらそういう指導を施設側なり市のほうからなり県の方からなりしていただきたいと思います。そのやり方も分からないという方もまだ多いんです。

そして私はこういう委員会に参加して、相談を受けた時に、低所得者のひとが介護保険でこのくらい利用したいんだけどできないのよ。所得がないのよと。やっぱりそういう時に県がもう少しそういうところを、それだったらこういうことができますよとか、こういう所を利用したらというような施設ができたらと思うんですけど、まだまだ私立の施設ではそういうことができかねるんです。

この検討委員会で色々な問題を出しあって解決していただければと思います。よろしくをお願いします。

【委員】

経営者協会の専務理事をしております。

私は以前から福祉の問題というのは、非常に問題があるということは認識しておりましたし、福祉というものが我々と遠くしてしまったものはなんだろうということで、かえって専門家の方があんまり詳しくて、私ども利用者の視点からどうも少し離れているのではないのかなと考えておりました。

私ども、日本経団連に所属しておりますから、去年は年金問題、そして今年の4月末には既に介護保険について提言をしております。現在、厚生労働省と話し合いをすすめているが、やはり今後は介護保険が多分この夏ぐらいをめどに色々な案が出てくるだろうと、それから来年は健康保険の問題と。この制度問題を実は一生懸命やっております。

てそちらのほうにもコミットをしています。

そういった意味で、本日から始まる検討委員会は私が一番知識も浅いし、何もわからないということで少し心配はしておりますが、むしろ素人の方がなんでも言いやすいのではないかという気もいたしますので、是非、現場をよく知りまして、これから勉強していきたいと思っています。よろしくをお願いします。

【委員】

私は、現在連合佐賀という労働組合の団体に所属しております。

労働分野も女性参画がうたわれるようになってこうして女性労働者として国とか都道府県の審議会、委員会にこうして随分参画させていただくようになりました。

とりわけこの委員会は、労働者としてまた一県民としても大変関心の深い委員会です。すこぶる重要な委員会というふうに認識をしています。

これから一年間、県立施設で働く、もちろん福祉サービスを利用する利用者の方は本当に考えなければいけないことですが、そこで働く労働者としての職員の立場とか思いとかの意見反映をしながら、現場に生まれる信頼関係とかそういったことも十分勘案しながら意見を述べさせていただきたいと思います。

それと、もうひとつ、さきほど話がありましたように自分が施設を利用するという立場で、いつも心におきながら考えていきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

【委員】

県のボラ連の副会長をしております。ボランティアとして出席してどんなにすればいいのかなと考えてますと、地域に施設の方が出ていらっしゃった時の、グループホームとしてもし入ってらしたら、その方たちにどう接すればいいのか、そのような考えでだんだんボランティアの皆さんとも話し合いを進めていって、その考えをここにもってきて皆さんに問い掛けて、それをどのようにすればしっかりしたグループホームの手助けができるか、そのような考えを述べさせていただきたいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

【委員】

たすけあい佐賀は、宅老所を6カ所やっています。4ヶ所目までは宅老所ということでやってましたが、5箇所目からは障害者も受け入れよう、6箇所目は県と「おもやい事業」ということで、知的障害者のグループホームを2階につくりました。それで下が宅老所ということで、他県にはないような取組みをしております。

今のところは4月からオープンということでデイサービス利用者が少ないですけど、知的的グループホーム5人の方はしっかり仕事に行かれてけっこう安心した生活をされているかと思います。

小規模多機能ということがずっと言われてます。それと共生型を目指すとも言われています。私たちも、子ども、障害者、高齢者の3本柱をたてまして、そのなかで本当に困っている方がそこにいらっしゃったら、すぐ手を差し伸べられるというような、そこ

からスタートしていますので、困った方がいらっしゃったらすぐに取り組むというような姿勢でやっております。

そういうのが県の中でも芽生えてきて、私たちだけが宅老所をうまくやっていければいいということじゃなく、宅老所のような小規模多機能の施設がいっぱいできるように支援ということで、県の方からアドバイザー事業ということで宅老所の支援ということもさせていただいています。

そういうのを今から、県のあり方検討会で提言していけたらと思っていますので、よろしくをお願いします。

【委員】

私は牛津町の社会福祉協議会で高齢者の非該当者への介護予防を強化しております。

利用者の方は加齢とともに介護保険に移行されていきます。そうするとどうしても高齢者・利用者の側からすると、精神的に活気を失っていく。施設とか事業者のほうで手厚くケアされているんですけど、いつしか地域の生活者、社会の一員としての高齢者がどっか不在になります。

行政が縦割りで、こちら非該当者、あちら認定者、だからケアは、サービスはこうですよと。我々としては、利用者が色々と発案しても、我々は手を出せない現状かなとつくづく思っております。

そんな中で障害ある方も今後、施設から在宅へと、地域社会の生活者ということで問題になってくると思います。利用者の視点、地域生活者の視点ということで、色々と勉強させていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

【委員】

佐賀県社会福祉士会のやっているNPOの地域福祉支援センターというところで相談援助をやっています。施設から地域へという流れのなかで、施設に入ってからしゃる方は、長ければ長いほど経験があられない。社会でどういうふうな生活をしていいかそのノウハウがわからない状態の方が多くて施設から地域へと言葉では言いますが、移行するための訓練とかをどういうふうにシステムとしてつくっていかなければいけないのか。また、地域で生活するにおいて社会の色々な危険の中で生活される中でどのように本人の生活と権利を守っていくことができるのか、まわりがどのようにサポートできるのかということ、今の自分の仕事も踏まえて皆さんと検討して行ければと思います。よろしくをお願いします。

【委員】

私は10年ほど知的障害を持つ子どもさんたちの障害児教育に携わってきました。その後、退職してから婦人相談所で悩みをもつ女性の方とともに考えながら時には県外の相談所に連絡をとりながら色々と支援策を考えてきた日々を思い出します。

その後、知的障害を持つ民間の更生施設の仕事を手伝いしてきた経験を持っています。養護学校を卒業した方々、婦人相談所で出会った方々が現在民間や県立の色々な施設で暮らしている、そして頑張っていらっしゃる。生きる力をつけるために頑張っていらっ

しゃる姿を見聞しております。少しでも何かお手伝いできればと思って参加させていただきました。よろしく申し上げます。

【委員】

佐賀市では、今、障害者プランを策定しています。また、今年度と来年度の2か年かけて地域福祉計画も策定しておりまして、今回の福祉施設見直しの議論に参加させていただくことが佐賀市の計画策定に大いに役立つのではないかと考えています。

また、社会福祉課へ来る前の3年間は行政改革を担当しておりましてガス事業の民間譲渡や、交通事業の経営改革等を担当しておりました。そういった意味で官と民との役割分担という議論には少し役立てるのかなとも考えております。よろしく申し上げます。

【委員】

先ほどは、県の健康福祉本部長としてご挨拶をさせていただきましたが、委員としても県の代表として入っております。

県の代表という別の視点としては、二つほどあります。ひとつは、国と都道府県と市町村の役割。昔、10年以上前は、老人も障害者も子どもも児童の福祉も全部県でやっていた。10年ほど前から、まず高齢者関係を市町村に移管して、それから障害者を移管して、現場は市町村というなかで、都道府県として福祉の役割、今後、どういうふうにしてどんな役割をもって行くべきなのか、というのが一つの視点かなと思います。

もう一つは、県が直営で色んな施設をもつことの意味はどういうことなのか。病院の問題にしても国立病院は既に独立行政法人化で国の手を離れました。佐賀大学も独立行政法人で。県立病院もこれはまた、独立行政法人にするのか公営企業方の全適にするのかそういうのも検討して行きますし、隣の福岡県では県立病院は全部民間に移管するというふうなことで、県が直営で色んな施設を運営するという意味も考えなければいけない。

そういう二つで、県の立場としてそういう視点で会議で委員として入らせていただきたい。よろしく申し上げます。

【委員長】

どうも皆さんありがとうございました。皆さんの熱い思いをきかせていただき、何かできそうだなとの手ごたえを感じました。

まず、感想みたいなものを言わせていただきますと、ひとつは、県は何もしないでくれとおっしゃらなかったのではとしました。いくつか委員会出ますと、何も手をださないでくれ、それが一番私たちが望むことだと言われることがあります。むしろそうでなくてまさに具体化していくことがいっぱいある。しかし、具体化していくためには、県の姿勢が一番問われる。一番大きなひとつのネックになっているところは、県の福祉行政のあり方ではないかというふうに思っております。

二番目は、県の福祉行政についてですが、本来何をすべきだったのか、ということだったと思います。本来すべきことを見ていきますと、直接の施設運営等ではなくて、むしろソフト面、色々と話がでていましたように、たとえばネットワーク作りとかヒュー

マンネットとか障害者プランとかチームづくり、あるいはボランティア体制のサポート、サービス調整会議、あるいは指導・研修など色々なことができていましたが、むしろそういうところを本来すべきであったのではないかなどの感想をもたせていただきました。

本来すべきだったことは何だったのかと過去形で言っても仕方ありませんので、先ほどから、もともと佐賀県は福祉についての先進県だった、福祉に関する色々な思想家、理念家がでていまして、そういう意味ではもう一度福祉に関する先進県になれるのではないかというふうに思っています。

続きまして、私の方から事務局をお願いをしたい。今回も膨大な資料を用意していただきましたが、これからも効率的な運営をしていくためには、とにかく資料を用意してもらいたい。それも当日ではなくて、遅くとも一週間前くらいには手元に届くようにしていただいて、この会に出た時には、先生方の頭のなかにはデータが入っていると、それをもとにして話をすすめるというふうにさせていただきたい。

二点目ですが、今度は、委員の皆さんにお願いがあります。資料を出していただくだけでなく、こちらからこういう資料が欲しい、こういうものが必要だという資料データ等がありましたら、委員の先生方から事務局に要求していただきたい。それこそが、この委員会が県民の協働の論議の場だということだと思います。

皆さんが、県民の代表ということで、県民が今欲しいと思うことを、皆さんから事務局に働きかけていただきたい。この二点についてお願いしたい。

【事務局】

私たちといたしましても、委員長さんが言われたようなかたちで臨みたいと思っています。できるだけ内容の深い議論を進めていただくという観点から、1週間前にはお手元に届くようにしたい。

また、委員さんから申し出のあった資料要求については、事務局で対応し、その委員さんだけでなく、全委員にお届けするようにしたいと思います。そういった格好での、スムーズかつ内容の深い議論にしたいと思いますので、よろしくお願いします。

【委員長】

それでは、次回開催予定について、事務局から説明してください。

【事務局】

次回開催につきましては、7月5日(月)午後1時30分からお願いしたいと思います。事前にお聞きした中で、委員の皆様のお揃いの数が一番多かった日ということで、よろしくお願いします。会場につきましては、後日お知らせしたいと思います。

【委員長】

委員の皆様にご協力いただきありがとうございますので、6時以降の開催についても、今後、検討にいただきたいと思います。

それでは、第1回ということで窮屈な展開になり、委員の皆様にはご意見をいっぱいお持ちと思いますが、それは第2回以降に展開していただけたらということで、第1回

のあり方検討委員会を閉会したいと思います。

今日は、御協力いただきありがとうございました。

【事務局】

新富委員長、各委員の皆様、長時間にわたる御審議ありがとうございました。

これをもちまして、第1回あり方検討委員会を終了させていただきます。大変御苦勞さまでした。